



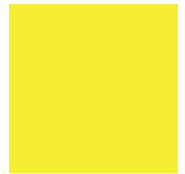
松戸市緑の基本計画 改定版 (案)

暮らしが自然と調和する緑のふるさと 松戸



平成20年9月

松戸市





目 次

序章	1
1. 計画の基本理念 松戸みどりの市民憲章	2
(1) 緑の基本計画の目的と見直しの背景	2
(2) 松戸みどりの市民憲章とみどりの市民力	2
(3) 緑の基本計画を中心としたみどりのまちづくりの推進	3
(4) 「みどり」と「緑」の概念	3
2. 計画の基本事項	4
(1) 緑の基本計画の位置づけ	4
(2) 計画期間および将来人口	4
(3) 計画で期待する緑の機能	5
(4) 計画で対象とする緑地の分類	5
3. 緑の状況	6
(1) 緑被地の状況	6
(2) 自然などの状況	7
(3) 公園緑地などの状況	8
(4) 公共施設の緑化状況	9
4. 緑に対する市民の意識	10
(1) 現状の緑の評価と今後の重要性	10
(2) 定住意向と緑	11
(3) 今後のまちづくりのイメージ	11
(4) 財源の投資と緑	11
5. 緑の現況と計画の課題	12
(1) 社会的潮流と市政の方向から	12
(2) 緑や環境に関する資源の現況から	13
(3) 市民の意識・意見から	14
第1章 緑の基本計画の方針	15
1. 緑の将来像	16
2. 計画の基本方針	18
3. 計画の目標	19
4. 施策の体系	20
第2章 施策の展開	23
1. 都市の緑づくり 緑の舞台をつくる	24
(1) 貴重な自然環境の保全・創造	25
1) みどりの市民力による樹林地保全の強化	26
2) 樹林地の保全制度の積極的な活用	28
3) 自然調和型都市の形成	31
(2) 都市公園の整備・活用	32
1) 都市公園の整備・活用	33
2) 緑の拠点づくり	34
(3) 個性ある緑の空間づくり	37
1) 3つのふるさとゾーンの形成	38
2) 江戸川グリーンラインの形成	41
(4) 緑と水辺の回廊づくり	42
1) 緑の幹線回廊の形成	43
2) 水辺の幹線回廊の形成	43

2 . 11 のまちの緑づくり	地域の緑の物語をつくる	44
(1) 地域単位の公園緑地整備		45
	1) 地域公園の整備 46	
	2) 身近な公園緑地の整備 47	
	3) 公園の維持管理・運営の充実とリフレッシュ 48	
	4) 多様な手法を活用した公園の整備 48	
(2) 地域の緑と水辺の回廊づくり		49
	1) 地域の緑の回廊の形成 50	
	2) 適正な街路樹の維持管理 50	
	3) 地域の水辺の回廊の形成 50	
(3) 緑の地域を創る緑化推進		51
	1) 公共施設の緑化 52	
	2) 住宅地の緑化 53	
	3) 商業地の緑化 54	
	4) 工場・事業所の緑化 54	
	5) 多様な手法を活用した地域の緑化 55	
(4) 11 のまちの物語づくり		56
	1) 水と親しめる川の手のみち 56	
	2) 風薫る歴史のみち 66	
	3) 光り輝くみどりのみち 72	
3 . 緑の担い手づくり	みどりの市民力による体制をつくる	78
(1) 緑や花を楽しむきっかけづくり		79
	1) 緑や自然に関する情報の発信 80	
	2) 緑のイベントなどの開催 81	
	3) 緑の仲間づくり 81	
(2) 緑や花を学ぶ機会の充実		82
	1) 緑や自然について学ぶプログラムの充実 83	
	2) 人材の育成と活用 83	
(3) 「松戸みどりの市民憲章」の行動による実践		84
	1) 緑の地域活動の展開 85	
	2) 緑のボランティア活動の促進 85	
	3) コラボレーションによる緑づくり 86	
(4) 緑の体制のバックアップ		88
	1) 緑の活動のネットワークづくり 89	
	2) (財) 松戸みどりと花の基金の機能充実 89	
第3章 計画の実現に向けて		91
1 . 計画の推進を支える主体の役割の強化		92
(1) これまでの取り組み		92
(2) 主体の役割の強化		93
	1) 市民の取り組み 93	
	2) ボランティアやNPOなどの団体の取り組み 93	
	3) 企業の取り組み 93	
	4) 大学や学校の取り組み 93	
	5) (財) 松戸みどりと花の基金の取り組み 94	
	6) 行政の取り組み 94	
	7) 緑推進委員会の取り組み 94	
2 . 計画の推進を支える仕組みなどの充実		95
(1) 試行的な取り組みの評価・継続		95
(2) みどりの市民力ネットワークづくり		95
(3) 緑施策の管理・評価と見直し		95
(4) 計画推進のための財源の確保と制度の活用		95

緑の基本計画をよりご理解いただくために

この松戸市緑の基本計画は大きく分けて以下の構成になっています。

序章

計画の基本理念となる平成16年10月制定の「松戸みどりの市民憲章」を示し、今後の計画の推進における中心となる「みどりの市民力」について位置づけを行っています。また、松戸市の各種計画との関連や、計画対象となる「緑地(緑)」の定義を解説し、最新の「緑の状況について」や「緑に関する市民の意識」について調査結果を解析しつつ、松戸市の緑のまちづくりの推進における前提条件となる「緑の現況と計画の課題」を整理しています。

1章

はじめに「松戸市緑の基本計画」のテーマである「暮らしが自然と調和する緑のふるさと松戸 ー緑花清流でつづる人とまち、自然の物語ー」を掲げ、さらに計画の基本方針となる3つの方針「都市の緑づくり」「11のまちの緑づくり」「緑の担い手づくり」を展開することにより将来像を実現していくことを目指し、計画実現の成果としての「江戸川グリーンライン」「自然と歴史と田園、3つのふるさとゾーン」「江戸川沿い斜面林」「緑と水辺の回廊」「市民ひとりあたり11㎡の公園緑地」「市民ひとりあたり1本、50万本の樹木」「みどりの市民力による協力体制」といった計画の目標の実現に努めることを述べています。

2章

序章と1章で定めた基本理念と目標の達成のためには、緑に関する各項目、各段階の複合的な施策の積み重ねと連動が求められます。具体的にどのように施策を展開していくかについて、この章で以下のように項目ごとに詳しく述べています。

「施策の方針」……項目における総論

「緑の現況」……現況把握

「現況からの課題」……課題整理

「施策の方向」……具体的施策テーマ

「施策の展開」……各論としての施策内容

3章

緑の基本計画を実現するための実施計画や具体的な施策についての取り組み方について基本事項を定めています。また、緑推進委員会における取り組みや今後の「みどりの市民力」における各主体の目標を掲げています。

資料編 コラム

限られたスペースのために本編中に記述し切れなかった緑の基本計画での「経緯・内容・用語等」について資料編として追記します。また、現在進行している事業について特色のあるものについてコラムとして随所にちりばめました。

序章



1. 計画の基本理念 松戸みどりの市民憲章

(1) 緑の基本計画の目的と見直しの背景

緑の基本計画は、時の流れに育まれた郷土の文化と自然とに立脚し、緑の街並みづくりや自然環境の保全などについての指針となる計画です。本計画は、本市の緑の状況、まちづくりの方向、本市の緑を取りまく社会的な潮流、市民の緑に対するニーズの変化に合わせて、本市の緑全般の中長期計画として策定するものです。

平成10年に、平成32年(2020年)を計画の目標年次とする「松戸市緑の基本計画」を策定しましたが、策定から10年が経過したため、この間の社会情勢の変化や景観法の制定や都市緑地法の改正、都市公園法の改正などへの対応、緑に関するデータの更新を図りながら、今回、現計画の評価・見直しを行い策定したものです。

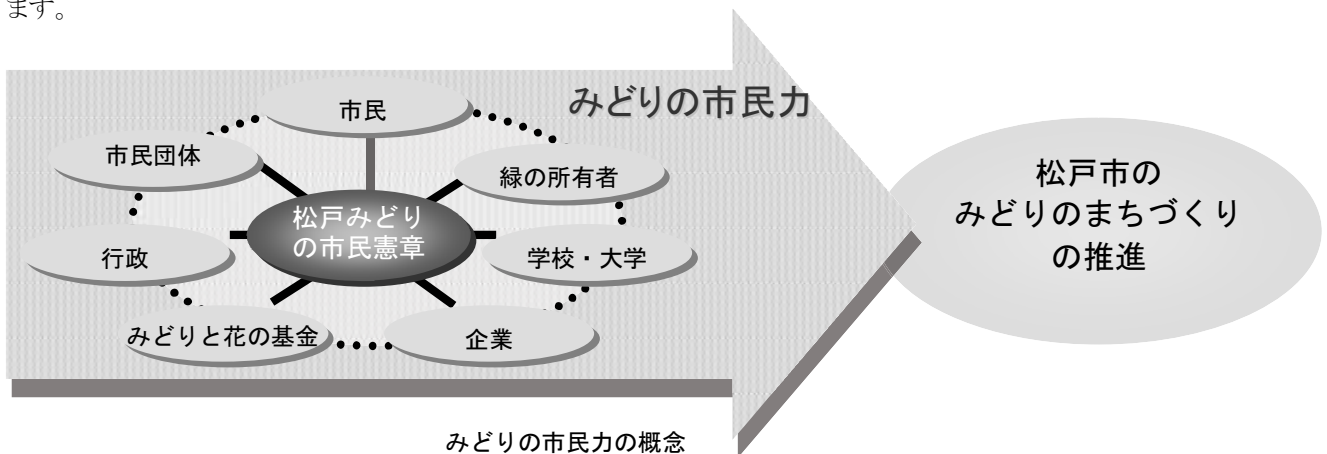
***景観法**
都市、農山漁村における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、良好な景観の形成のための規制や支援の仕組みなどを定めた、我が国で初めての景観についての総合的な法律。平成16年に制定された。

(2) 松戸みどりの市民憲章とみどりの市民力

緑の基本計画の策定以降、本市はさまざまな施策を推進してきました。その一つとして、松戸市緑の条例に基づき緑推進委員会を設置しました。

緑推進委員会の成果の一つとして、平成16年10月1日に「松戸みどりの市民憲章」を制定しました。この市民憲章は、さまざまな恩恵を与えてくれるみどりは健康的で快適な市民生活の享受に欠かせないものであり、みどりとともに暮らすことの豊かさを、市民の誰もが認識することが必要である、との思いから、市民・企業・行政の3者が一体となって、松戸のみどりを育てていくために、理念・基本姿勢・誓いなどを盛り込んだものです。

そこで、本計画(改定版)では、この松戸みどりの市民憲章をみどりのまちづくりの理念として位置づけます。また、松戸みどりの市民憲章の理念に基づいた市民、企業、行政、市民団体、学校・大学、(財)松戸みどりと花の基金、緑の所有者などの各主体の結束によって、みどりに関する課題を解決していく力を「みどりの市民力」と位置づけ、松戸市のみどりのまちづくりを推進していきます。



◆松戸みどりの市民憲章◆

私たちのまわりには、樹木、草花、水、土、空そしてさまざまな生きものから構成されるみどりが存在しています。私たちは、自身と輝かしい未来を担う子どもたちの幸せのために、これまで育まれてきたみどりの財産を分かち合い、守り育て、豊かにしていきます。そのために、市民・企業・行政の三者が、それぞれの立場において、みどりのもたらす恵みに想いを寄せ、自覚と責任、対話と協働に基づいて行動します。

1. 松戸市民はみどりと暮らす豊かさを大切にします。
1. 千年来のみどりの声に耳を傾け、百年後のみどりを育てます。
1. 子どもたちの夢とあそびを受けとめるみどりをいっぱいにします。

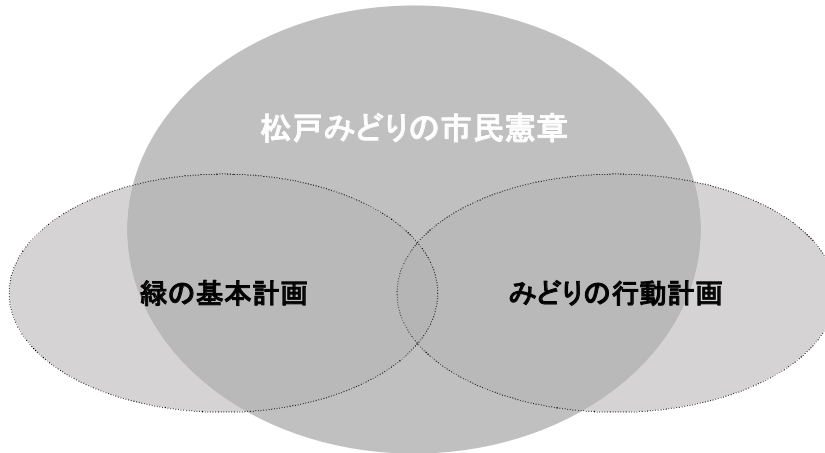
(3) 緑の基本計画を中心としたみどりのまちづくりの推進

緑の基本計画は、「松戸みどりの市民憲章」をみどりのまちづくりにかかわる超長期的な理念として位置づけ、緑の保全・創出・管理を目標として、総合的に推進する中長期的計画です。

また、緑推進委員会では、緑の基本計画と関連づけながら、松戸みどりの市民憲章のアクションプランとしての役割を担う短期的な計画を「みどりの行動計画」として位置づけ、これまでに、市民との協働によって、木や花に名札をつけることや、みどりのマップづくりに取り組んできました。

このように、本市のみどりのまちづくりは、緑の基本計画とみどりの行動計画を中心として推進します。

* 超長期・中長期
行政の定める計画において「長期」とは概ね 20 年を指し、超長期とはそれを超える年月、「中長期」は概ね 10 年～20 年を指す。



緑の保全・創出・管理に関する中長期の計画

松戸みどりの市民憲章の短期のアクションプラン
(テーマに基づき市民との協働で実施するプログラム)

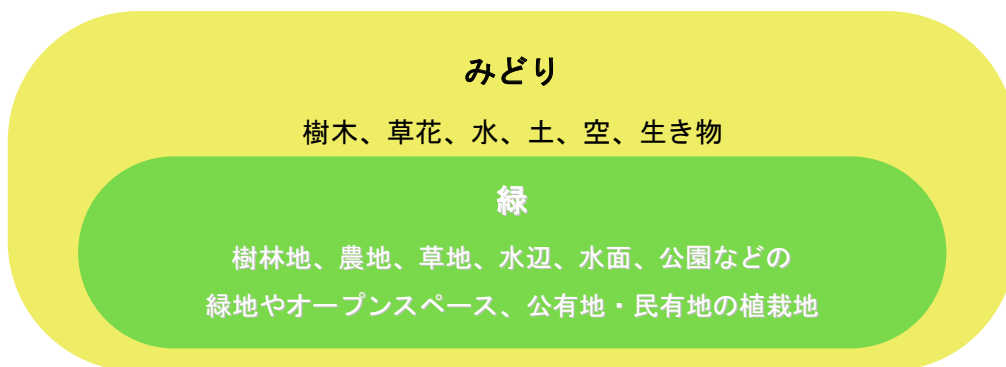
松戸みどりの市民憲章・緑の基本計画・みどりの行動計画の関係

(4) 「みどり」と「緑」の概念

本計画で対象とする「緑」は、樹林地、農地、草地、河川などの水面、公園などの緑地やオープンスペース、学校のグラウンド、民有地の住宅・事業所・工場・商業店舗などの樹木や生垣・草花などを指します。

* オープンスペース
公園、広場、農地などの建築物によって覆われていない土地の総称。

さらに、このような「緑」のあり方を考えることにより、松戸みどりの市民憲章で謳われている、樹木、草花、水、土、空やさまざまな生き物から構成され、また人とのかかわりにおいてやすらぎやうるおいを与える「みどり」がより豊かにしていくことを目指します。



「みどり」と「緑」(計画で対象とする緑地)の概念図

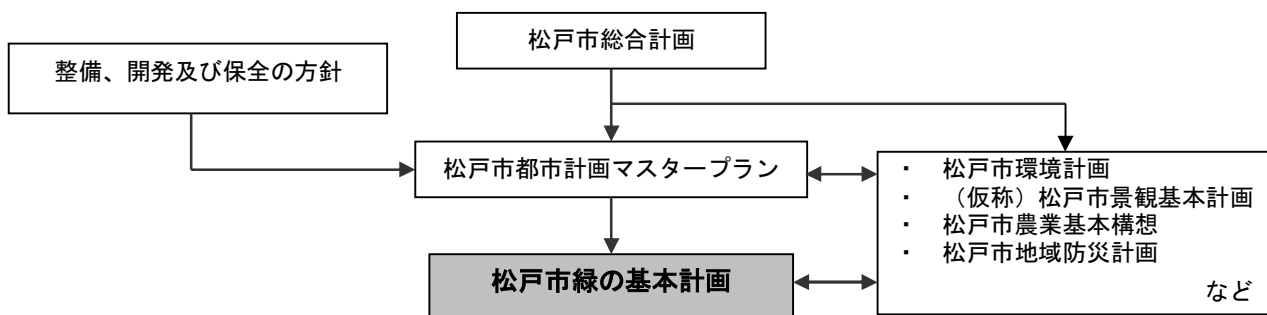
2 . 計画の基本事項

(1) 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法に基づいて、市町村が主体となって策定する計画であるとともに、松戸市緑の条例に位置づけられた計画です。また、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とも整合を保つほか、「松戸市総合計画」の実現のための緑に関するマスタープランとして位置づけられます。同時に「松戸市都市計画マスタープラン」と適合することで施策の都市計画上の担保が得られることとなります。

このほか、「松戸市環境計画」「松戸市農業基本構想」「松戸市地域防災計画」などが策定されており、「(仮称)松戸市景観基本計画」を策定中です。これらの計画に関係する事業についても、本計画で記載する事項は各事業を推進するうえでの指針となるものであり、各事業実施の段階で調整が行われることとなります。

また、本計画は、事業進捗を確認しながら実施していくものとし、社会情勢や市内の環境変化などに合わせながら、必要に応じて見直しを行うこととなります。

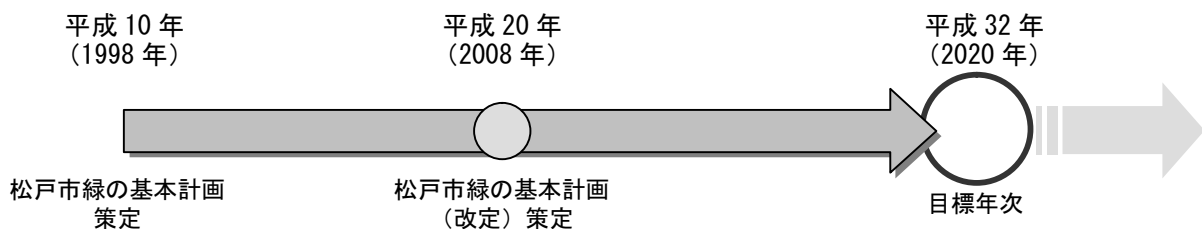


緑の基本計画の位置づけ

(2) 計画期間および将来人口

本計画は、「松戸市総合計画」の緑に関する実現化計画であるため、計画の前提条件も「松戸市総合計画」の中の基本構想に準拠します。

従って計画の目標年次は 2020 年(平成 32 年)とし、この時点での人口を約 50 万人と設定します。



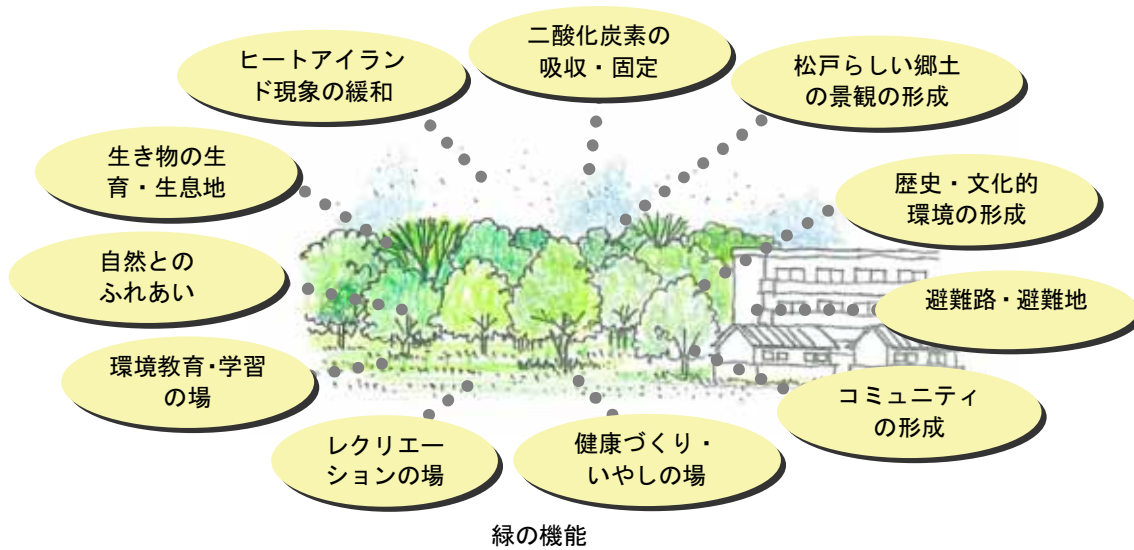
緑の基本計画の目標年次

(3) 計画で期待する緑の機能

緑は私たちの生活を様々な面で支えています。緑は、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場となることをはじめ、生き物の生育・生息環境を形成するとともに、災害時には避難路や避難地としての役割を果たします。また、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化対策に貢献する二酸化炭素の吸収・固定などの環境の改善にも重要な機能を有しています。さらに、松戸らしい美しい景観の形成や歴史・文化的な環境の保全などにも役立っています。

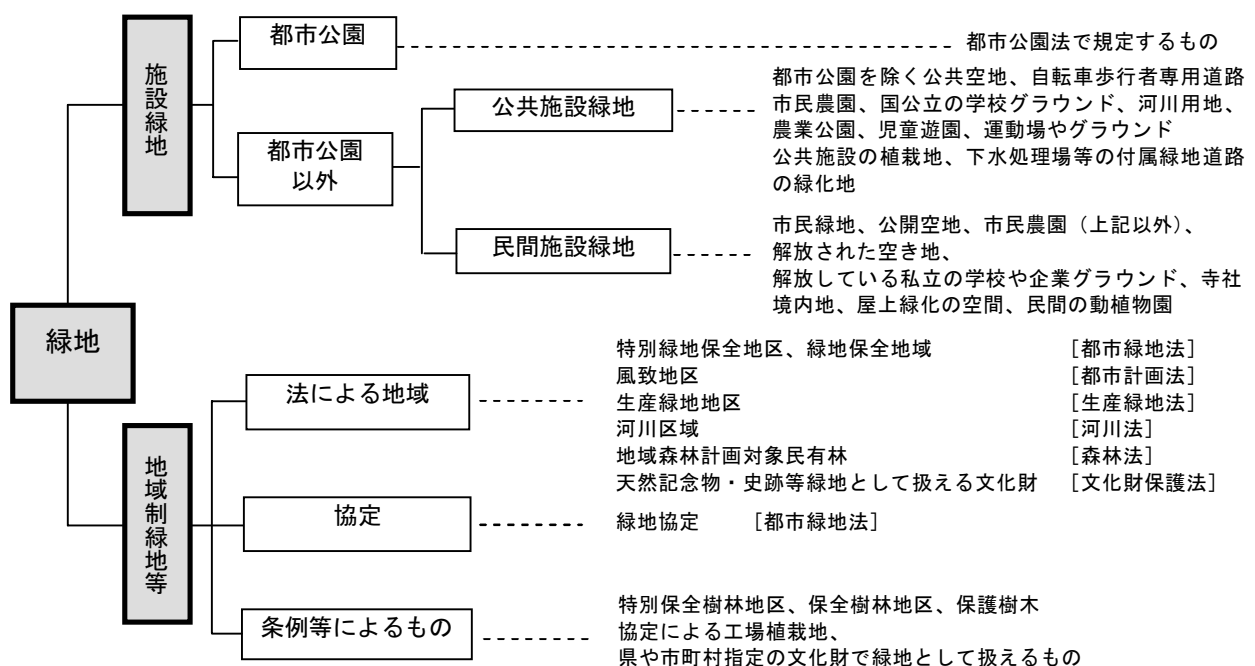
本計画では、緑の機能を補完しあうように市内に配置することを基本的な考え方としました。これにより、効果的に緑の恩恵が市民にもたらされることが期待できます。

* ヒートアイランド現象
都市活動に伴うエネルギー発熱やコンクリート、アスファルトなどの地表面の状態によって、都市内の温度が郊外部と比較して高くなる現象。



(4) 計画で対象とする緑地の分類

計画で対象とする緑地は、公園などの施設として整備された「施設緑地」と、法令により一定の区域を指定して土地利用を制限する「地域制緑地」に大きく区分することができます。



* 出典：「新編 緑の基本計画ハンドブック」2007年4月（国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課・公園緑地課）を修正・加筆

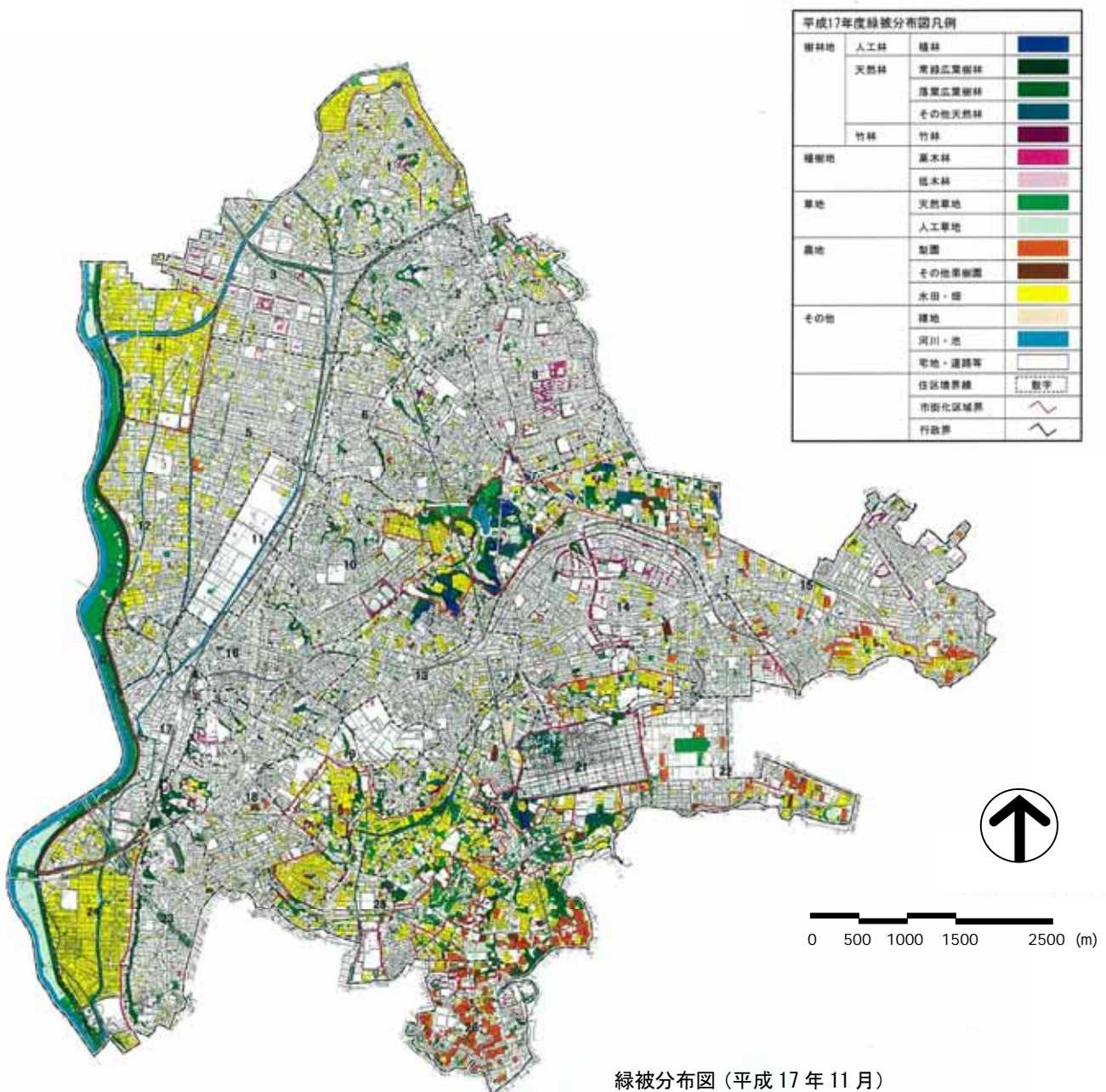
3 . 緑の状況

(1) 緑被地の状況

市全体の緑被地は約 **1,880ha** で、市の面積に対して **30.6%**と、市の3分の1程度の土地が緑でおおわれています。これらの緑のなかで、最も面積が大きいのは農地で、次いで、草地・植樹地・樹林地の順となっています。

緑の分布を見ると、緑被率が **50%**以上を占める地区は、市街化調整区域を含む地区にみられます。金ケ作では多くの緑が **21** 世紀の森と広場に存在しています。江戸川河川敷では草が主な緑となっています。緑被率が **30~50%**未満の地区では、農地が主な緑となっています。緑被率が **20%**未満の少ない地区はJR常磐線・新京成線沿いの住宅地を含む地区にみられます。

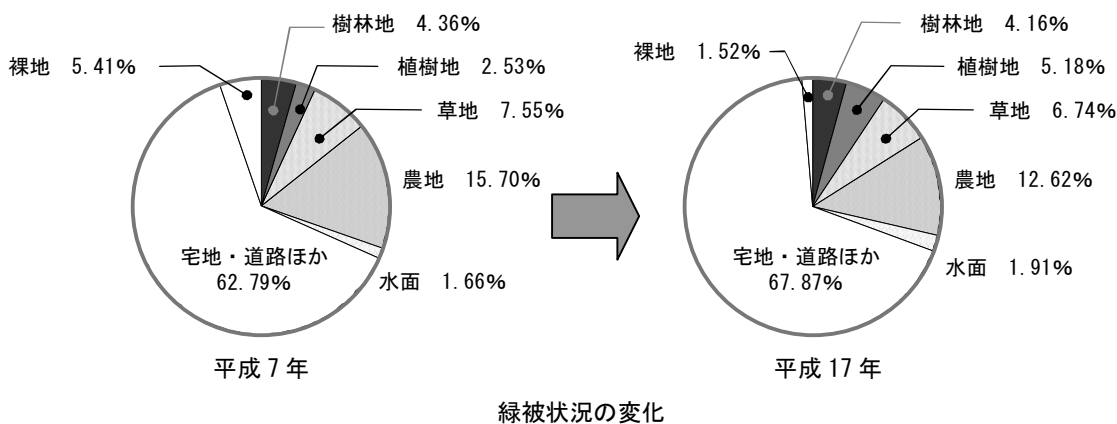
緑被率の変化をみると、平成 **7**年から平成 **17**年にかけて、市全体で約 **1.2**ポイント減少しました。緑の種類でみると、農地・草草が大きく減少しており、特に農地が約**3**ポイント減少しています。



緑被地の状況（平成7年と17年）

		面積 (ha)	
		平成7年	平成17年
緑被地	樹林地	267.21	255.46
	植樹地	154.99	317.59
	草地	463.27	413.12
	農地	963.13	774.08
	河川・池	101.74	117.33
	計	1,950.34	1,877.58
	緑被地の割合	31.80%	30.61%
宅地・道路等		3,851.05	4,162.48
裸地		331.61	92.94
市域面積		6,133.00	6,133.00

※平成7年に比べ植樹地の面積が増加しているのは、平成17年調査では写真撮影・緑被判読がデジタル化したため、前回の調査では抽出できなかった緑被面積が詳細に測定されたことによるものです。



...(2)..自然などの状況.....

本市は都心から 20km 圏に位置し、千葉県東葛地域(北西部)に位置します。西は江戸川を境に東京都葛飾区、埼玉県三郷市と接し、南は市川市、東は鎌ヶ谷市、東から北にかけて柏市、流山市と接しています。市域面積は 61.33km²で、東西 11.0km、南北 11.5kmと、ほぼヒシガタをもった広がりとなっています。

市域の東側は下総台地の一部に属する起伏の多い台地であり、台地の中には樹枝状に谷が深く入りこんでいます。その表面は、関東ローム層であり、下部は成田層で砂や粘土の互層になっています。市域の西側は江戸川を背後に控えた低地であり、河川沿いに形成された沖積層となっています。台地と低地部の高低差は 25m前後であり、台地の崖下などには多くの湧水がみられます。

台地部では常緑広葉樹林としてシラカシなどのカシ類、低地部や斜面林などではケヤキ、エノキ、ムクノキ、ミズキ等が優占する落葉広葉樹林が住宅地に隣接して点在しています。面積は少なくなりましたが、市内河川や湿地ではヤナギやハンノキといった河辺林もあります。これらの樹木と、コナラ・イヌシデを中心とした落葉広葉樹とスダジイ・タブノキなどの常緑広葉樹が混在しています。また、人工林はスギ林が多く、アカマツ林も以前は多くありましたが、今はあまり存在しません。これらの自然環境においてさまざまな、ほ乳類・鳥類・は虫類・両生類・昆虫などが生息しています。

(3) 公園緑地などの状況

市内には全体で 550 箇所、約 442ha の公園緑地が整備されています。このうち市街化区域で 501 箇所、215ha、市街化調整区域で 49 箇所、227ha が整備されています。人口 1 人当たりの公園緑地の面積は 9.3 m²/人となっています。また、半数近くの公園は整備してから 30 年以上を経過しています。

また、市内で保全の対象となっている地域制緑地は、市街地内の保全すべき農地である生産緑地地区、市の緑の条例による特別保全樹林地区などで、現在 396.2ha が指定されています。

*公園緑地
ここでは、都市公園法に基づく都市公園に、こどもの遊び場、グラウンド、その他の広場などの公園的な機能を有する公共施設緑地を加えたものをいう。都市公園の詳細は資料編参照 (P100)。

公園緑地の設置状況 (平成 19 年 3 月)

公園緑地			市街化区域		都市計画区域	
			整備量		整備量	
			箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
住区基幹公園	街区公園	242	47.16	249	47.75	
	近隣公園	11	20.68	12	23.28	
	地区公園	1	4.05	1	4.05	
都市基幹公園	総合公園	0	0	1	50.06	
	運動公園	1	10.00	1	10.00	
基幹公園計		255	81.89	264	135.14	
特殊公園	歴史公園	2	3.07	2	3.07	
	墓園	0	0	1	104.70	
都市緑地		97	9.76	102	28.83	
その他の公園計		99	12.83	105	136.60	
都市公園計		354	94.72	369	271.74	
公共施設緑地		147	120.33	181	170.45	
公園緑地合計		501	215.05	550	442.19	
人口 (平成 18 年 10 月 1 日現在) 474,934 人 (1 人当たり 9.31 m ²)						



松戸中央公園 (近隣公園)



松戸運動公園 (運動公園)

地域制緑地の指定状況 (平成 17 年 12 月)

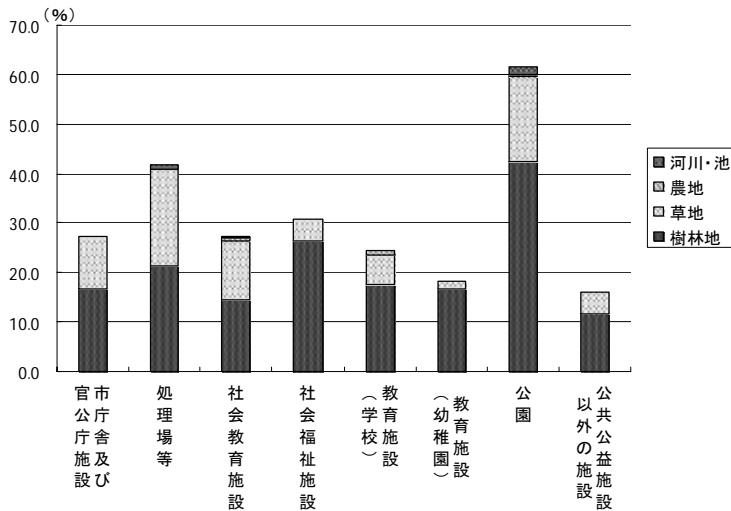
種別		箇所	面積 (ha)
法によるもの	生産緑地地区	630	169.2
	地域森林計画対象民有林	—	132.0
条例等によるもの	保全樹林地区	556	54.4
	特別保全樹林地区	46	4.6
	協定等によるもの	12	36.0
合計		1,244	396.2

(4) 公共施設の緑化状況

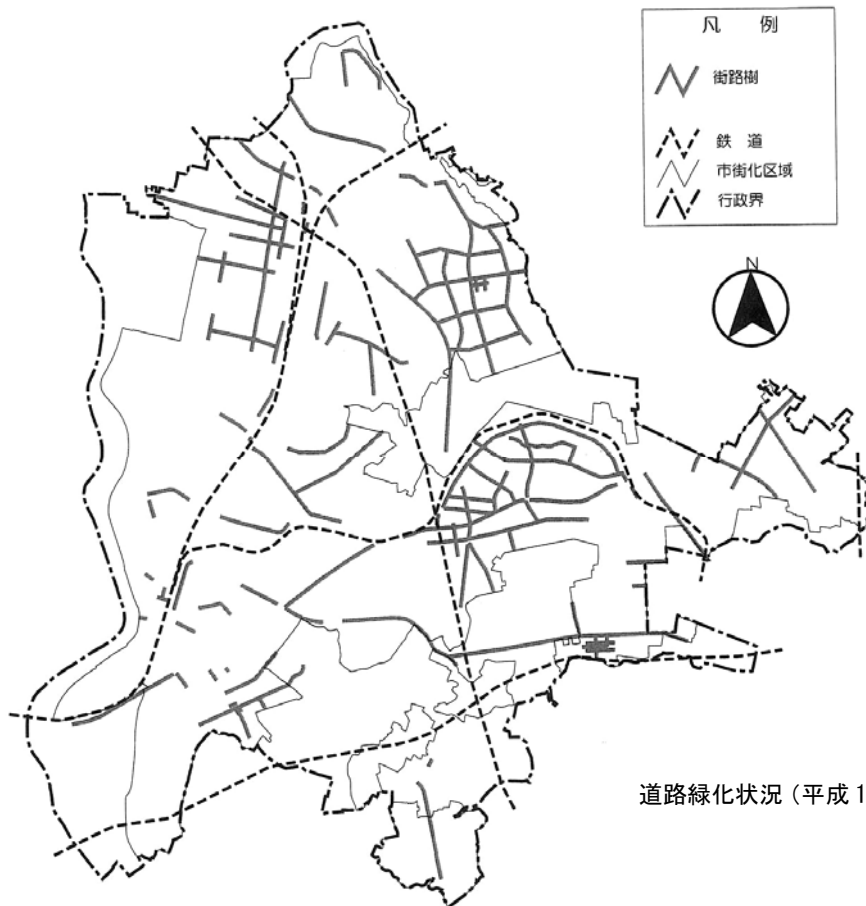
市内の公共公益施設の緑被率は、平均で 43.4%となっています。

施設別でみると、最も緑が多いのは公園で、次いで処理場等(クリーンセンターなど)、社会福祉施設(総合福祉会館など)、市庁舎及び官公庁舎、社会教育施設(市民会館など)の順となっています。

市内街路樹の総延長は約 79km(国道・県道を含む)です。主な樹種は、ソメイヨシノ・ケヤキ・イチョウ・マテバシイなどです。街路樹が多い地区は、小金原地区や常盤平地区で、特に常盤平のサクラ・ケヤキ並木は全国的にも有名です。



公共公益施設の緑被状況(平成17年11月)



道路緑化状況(平成17年12月)

4 . 緑に対する市民の意識

緑に対する市民の意識を、最近行われたアンケート調査をもとに把握します。

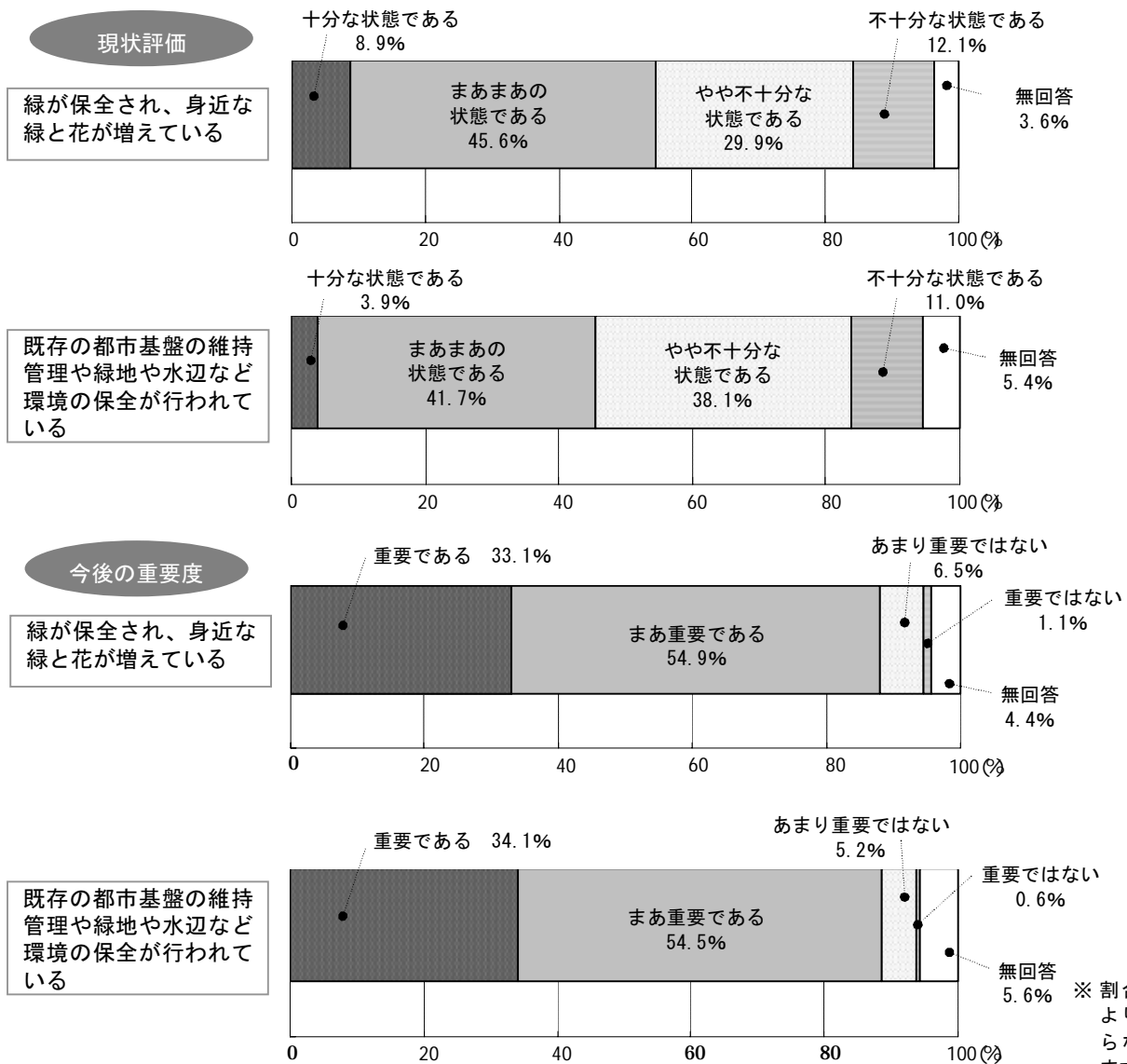
(1) 現状の緑の評価と今後の重要性

現状として、「緑が保全され、身近な緑と花が増えている」に対する評価としては、「十分な状態である」「まあまあ状態である」をあわせると **54.5%**です。また、「既存の都市基盤の維持管理や緑地や水辺など環境の保全が行われている」に対する現状の評価としては、「十分な状態である」「まあまあ状態である」をあわせると **45.6%**で、「不十分な状態である」「やや不十分な状態である」をあわせた **49.1%**に対し、不十分とする意識が上回っています。

今後の重要性として、「緑が保全され、身近な緑と花が増えている」に対しては、「重要である」「まあ重要である」をあわせると **88%**に達します。また、「既存の都市基盤の維持管理や緑地や水辺など環境の保全が行われている」に対する今後の重要性については、「重要である」「まあ重要である」をあわせると **88.6%**に達します。

以上のことから、現状における緑の評価は、おおむね半分の市民が満足としているとともに、今後の重要性については、多くの市民が重要であると認識していることがわかります。

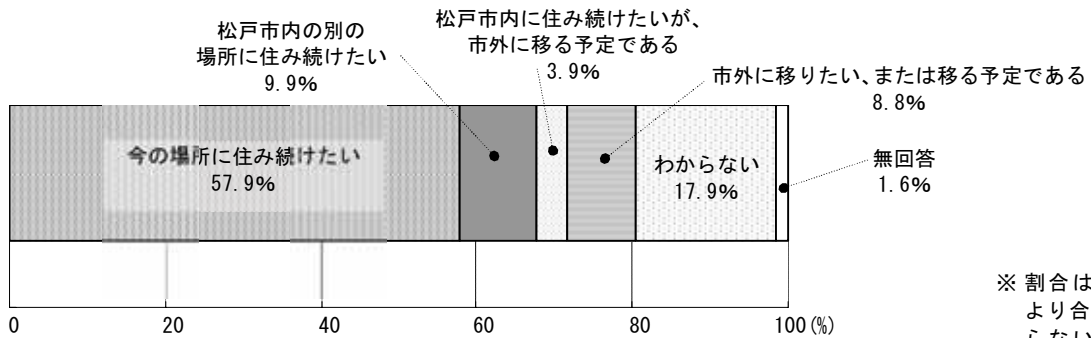
(「総合計画第3次実施計画づくりのための市民ニーズ調査」(平成18年10月)より)



(2) 定住意向と緑

松戸市に対する市民の定住意向としては、「今後も今の場所に住み続けたい」が 57.9%にのびます。その理由として、「東京に近い」(34.5%)、「通勤や通学に便利」(33.7%)に次いで、「緑が多く、静かな住環境に満足している」(32.5%)と、3 番目に緑を定住する要因に挙げています。

(「総合計画第3次実施計画づくりのための市民ニーズ調査」(平成18年10月)より)

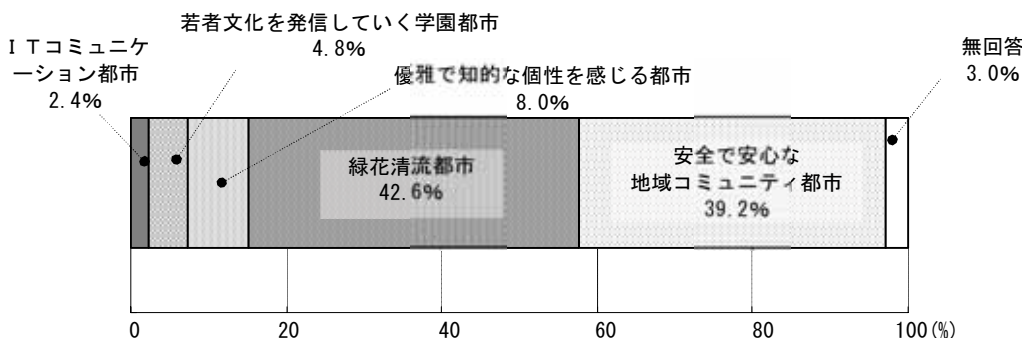


※ 割合は四捨五入により合計が100とならない場合があります。

(3) 今後のまちづくりのイメージ

松戸市に望む今後のまちのイメージづくりとしては、「新たな開発よりも、自然や緑、歴史や文化など松戸がそもそも持っている良さを活かした緑花清流都市」を選択した市民は 42.6%と最も多い結果となりました。

(「総合計画第3次実施計画づくりのための市民ニーズ調査」(平成18年10月)より)

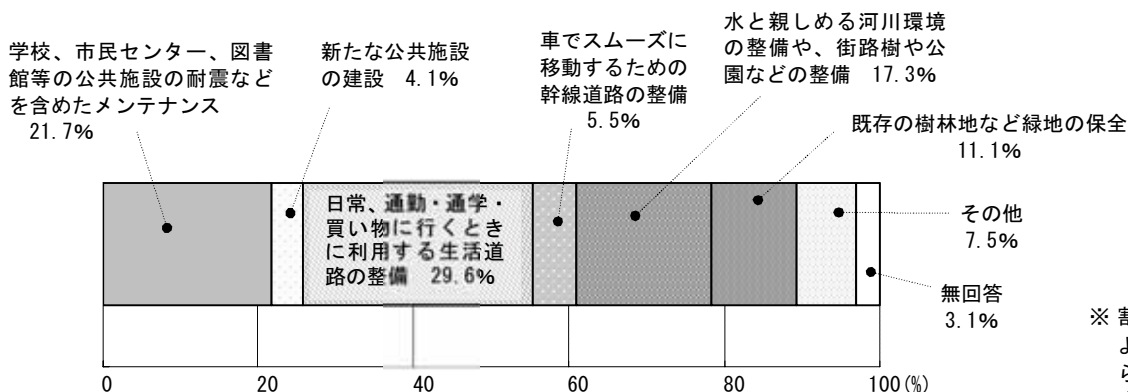


※ 割合は四捨五入により合計が100とならない場合があります。

(4) 財源の投資と緑

今後の松戸市の都市基盤について、限られた財源の中で、重点的に投資すべき施設・設備については、「水と親しめる河川環境の整備や街路樹や公園などの整備」については 17.3%、「既存の樹林地など緑地の保全」については 11.1%となっており、緑や水辺の整備については、あわせて 28.4%の市民が投資すべきとしています。

(「総合計画第3次実施計画づくりのための市民ニーズ調査」(平成18年10月)より)



※ 割合は四捨五入により合計が100とならない場合があります。

5 . 緑の現況と計画の課題

(1) 社会的潮流と市政の方向から

本計画は、本市における緑地の保全・創出や緑化の推進を総合的に推進するために策定されるものです。このため、本計画は社会的な潮流をとらえ、本市の市政の基本的な方向を踏まえたものでなければなりません。

社会的な潮流と市政の方向から、緑の基本計画の果たすべき役割を整理すると下図のようになります。

これらの役割を果たす計画としていくために、地域・都市それぞれの段階で、多様性、快適性、交流、既存社会資本の長期的維持、ノーマライゼーション、都市の安全性などの複合する要求を満たす事業展開が必要となります。

* ノーマライゼーション
あらゆる施策に、高齢者や身体障害者はもとより、子供、女性等からの視点を加え、すべての人々が、ともに家庭や地域で安心・安全・便利・快適に生活することができるようにすること。

社会的な潮流

◎環境への配慮

地球レベルでは、生物多様性の確保、循環型社会の形成、地球温暖化の防止対策などが課題となる中で、「身近な生活環境」だけでなく、「地球環境」も意識した環境への配慮が求められている。

◎多様な価値観への対応

生活様式の多様化・高度化に伴い、多様なライフスタイルを選択することができるまちづくりが求められている。

◎少子高齢化社会への対応

少子高齢化の進展に伴い、すべての人が暮らしやすい生活環境をつくることや、市民・行政・事業者などの主体が連携しながら、効果的・効率的な取り組みを進めることが求められている。

◎都市の安全性向上への対応

阪神大震災の教訓により、日常の安全・安心だけでなく、災害時に安全性が確保されたまちづくりが求められている。

◎まちづくりへの住民参加

行政に透明性を求める一方で、住民が、自ら身近な住環境の整備に積極的に参加する意欲が、強くなっている。

市政の方向（松戸市基本構想より）

—住んでよいまち・訪ねてよいまち—

◎充実した生活都市づくり

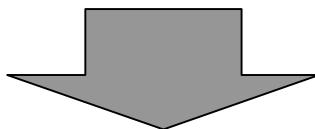
- ・生活に身近な地域の形成（11のまち）
- ・環境特性を生かした3つのまとまり
「水と親しめる川の手のまち」
「風薫る歴史のまち」
「光輝くみどりのまち」

◎活力ある交流都市づくり

- ・交流拠点の育成・整備
- ・交流都市を支える交通網の整備

◎調和のとれた土地利用

- ・豊かな自然環境との調和
- ・ゆとりある市街地環境の形成
- ・拠点にふさわしい土地利用



緑の基本計画が果たすべき役割

- ◎自然環境の維持・向上に役立つ緑や緑地を形成する
- ◎市民の生活圏に応じた風土や文化を大切に、快適な生活環境をもたらす緑や緑地を形成する
- ◎松戸市を舞台とした多様な交流がなされる、ネットワークの形成に役立つ緑や緑地を形成する
- ◎人に対して優しく安全な緑や緑地を形成する
- ◎市民が主体となる緑に関する事業を展開する

(2) 緑や環境に関する資源の現況から

現在の本市の緑を取りまく状況は、相続税対策や後継者不足により樹林地や農地が減少していることなどからみても、緑の「量」を確保する事業推進は困難な状況といえます。

一方で、歴史や文化・環境などに関連する水辺や樹林地などの環境資源は、市内にまだ多く残されています。

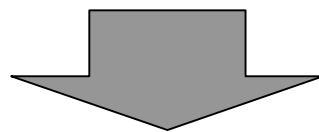
そこで、本計画では、市内に展開していく事業の「量」の確保だけを主な方針とせず、豊富な環境資源を活用するために事業の「質」の確保についても取り扱うことが求められます。

緑の現況

- ◎公園緑地などの整備量は、約 9.3 m²/人である。
- ◎地域を代表する近隣・地区公園が少ない。
- ◎市域の緑は約 31%で、平成 7 年から平成 17 年にかけて、約 1.2 ポイントの緑が減少している。
- ◎樹林地は約 4.2%を占めている。
- ◎特別保全樹林地は開発などにより減少してきたが、下げ止まり傾向にある。
- ◎道路緑化量には地域格差がある。
- ◎ボランティア活動にかかわる市民が増えつつある。
- ◎河川など水辺環境の再生や湧水の保全が行われている。
- ◎市街化区域内の農地が減少している。

環境に関する資源

- ◎江戸川沿い斜面林
 - ・ 矢切に代表される斜面林の景観
 - ・ 斜面下部の数多い湧水
- ◎本土寺・浅間神社に代表される歴史的社寺の緑
- ◎市内最大の緑のオープンスペースである江戸川河川敷
- ◎松戸市の自然や文化の中心である「21 世紀の森と広場」と周辺の樹林
- ◎農地と樹林が織りなす良好な環境を持つ東部地域の谷戸
- ◎台地上の最大のオープンスペースである八柱霊園
- ◎歴史的社寺・遺跡の多い北小金駅周辺地域
- ◎低地部を流れる坂川などの河川
- ◎江戸川低地部の広大な農地



緑の基本計画での対応

- ◎地域の特性にあった公園を整備する。
- ◎良好な環境を形づくる樹林地や農地を保全する。
(特に、江戸川沿い斜面林、21 世紀の森と広場周辺、矢切などの農地)
- ◎河川や道路を活用した、市街地を貫く緑を形成する。
- ◎緑の少ない本市にあって、まとまった緑のオープンスペースとなる江戸川や八柱霊園を活用する。
- ◎「農」や「歴史」といった特徴的な資源と市民とのふれあいの場を確保する。
- ◎緑を増やすために緑化施策を推進する。

(3) 市民の意識・意見から

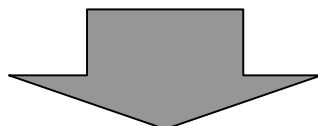
「総合計画第3次実施計画づくりのための市民ニーズ調査」(平成 18 年 10 月)や「松戸市総合計画前期基本計画進行管理に係る市民意識調査等実施結果」(平成 19 年 3 月)によると、市民の松戸市の緑に対する評価や期待は全体的に高いといえます。

一方、緑が少なくなっていること、公園の整備状況についても不満とする意見もみられます。

「松戸市総合計画前期基本計画進行管理に係る市民意識調査等実施結果」(平成 19 年 3 月)では、緑地・河川などの自然環境に満足している人の割合が、平成 19 年度の目標値 25.0%に対し、平成 18 年度は 18.2%にとどまっており、達成状況は低い状況にあります。

このことから、引き続き、緑豊かな松戸を目指し、より積極的な緑の保全・創出が必要であるといえます。

市民の意識	市民の意見
<p>◎現状の緑の評価</p> <p>緑が保全され、緑が増えていると評価している市民は約 55%であるが、緑地・河川などの自然環境に対する満足度は低い状況となっている。</p> <p>◎今後の緑の重要性</p> <p>今後重要であると認識している市民は88%にも達しており、緑に対する期待は高い。</p> <p>◎定住意向と緑</p> <p>松戸市に今後も住み続けたいとする市民は約 58%であり、このうち、3人に1人は緑をその要因に挙げている。</p> <p>◎今後のまちづくりのイメージ</p> <p>今後の松戸市の都市づくりのイメージとしては、「緑花清流都市」が約 43%で最も多く、自然や緑、歴史や文化など松戸がそもそも持っている良さを活かした都市に対するニーズが高い。</p> <p>◎財源の投資と緑</p> <p>限られた財源について、生活道路の整備、公共施設のメンテナンスとともに、約 28%の市民が緑に対して重点的に投資すべきであるとしている。</p>	<p>◎緑の松戸といわれるように自然を大切にしてほしい。</p> <p>◎静かな住宅街、緑の多い地域、農業の発展やふるさとと思えるような地域を目指してほしい。</p> <p>◎斜面林などの樹林地をもつ地権者が、子どもたちが自然にふれる場所として開放・提供することを条件として、持ちつづけることができるように応援したい。</p> <p>◎21 世紀の森と広場をこのまま守ってほしい。</p> <p>◎子どもがのびのびと安心して遊べる公園や広場の整備を望む。</p> <p>◎公園の配置バランスが悪い。</p> <p>◎大木の保全を図るべきである。</p> <p>などの意見が多くみられる。</p>



緑の基本計画への反映

- ◎引き続き「緑花清流都市」を緑の将来像として掲げる。
- ◎定住を促進していくために、緑の保全や整備を推進する。
- ◎21 世紀の森と広場をさらに市民の憩いの場となるよう維持と活用の充実を図る。
- ◎子どもが遊ぶことができる公園などのオープンスペースを確保する。
- ◎大木や歴史的な場所の緑を大切にする。

第1章

緑の基本計画の方針

1 . 緑の将来像

本計画では、既存の自然や公園、緑化地、市民の緑の活動をそれぞれの実状に合わせて再生させながら、これまでも増して積極的に、緑地の保全、公園緑地の整備、緑化の推進を行い、市民がすべての緑や水辺にふれあうことのできる緑と水辺のネットワークを都市全体から地域にかけて形成することにより、緑花清流による新たな「ふるさと松戸」を創造していきます。

2020年・人口50万人を目標とした緑の将来像は次のとおりです。

緑の将来像

暮らしが自然と調和する緑のふるさと 松戸

—緑花清流でつづる人とまち、自然の物語—

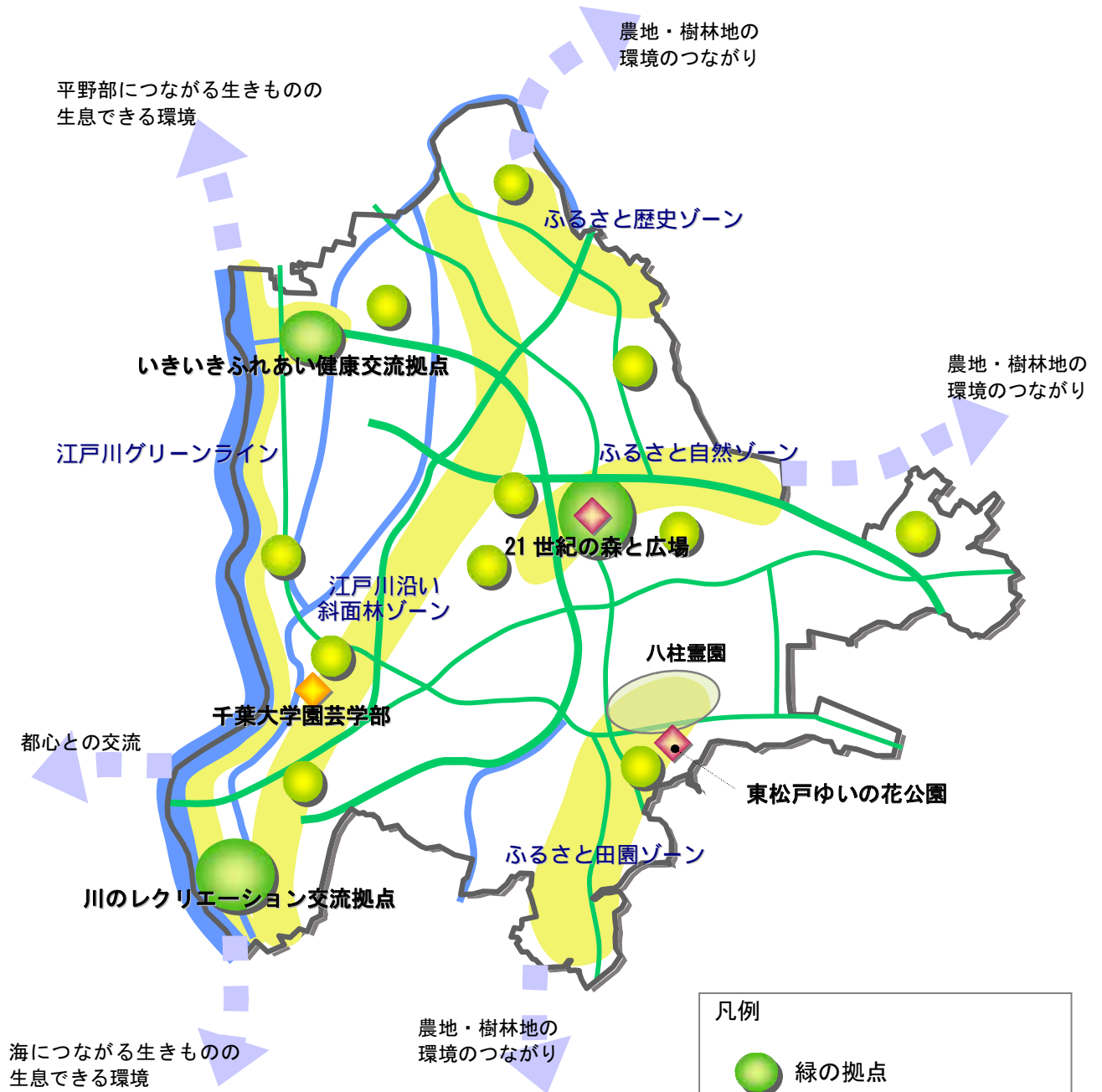
2020年の「緑のふるさと 松戸」では…

江戸川・斜面林・ふるさとゾーンに囲まれた暮らしの舞台となるまちで、うるおいある水辺や緑の中を人や生きものが行き交っています。

暮らしの舞台となるまちは、今よりも洗練され、地域の特色を活かした公園と公共施設や民有地の緑が市民の身近にたくさんあります。このまちは、緑や自然に囲まれ、人や生きものの健康的な営みが調和しており、生活の利便性もすべての人が享受できる緑のふるさとと呼べるまちになっています。それは、市民を中心として、市民団体、学校・大学、企業や、市や(財)松戸みどりと花の基金などが連携・協力した、みどりの市民力による取り組みの成果なのです。

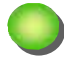





このような緑のふるさとに、緑を愛し暮らしと自然の調和を持続していける50万人の市民が、安全で安心し、そして快適に生活しています。





緑の将来像

凡例

-  緑の拠点
-  11のまちの地域公園
-  緑の情報発信基地
-  緑の情報・交流拠点
-  緑の幹線回廊
-  水辺の幹線回廊

2 . 計画の基本方針

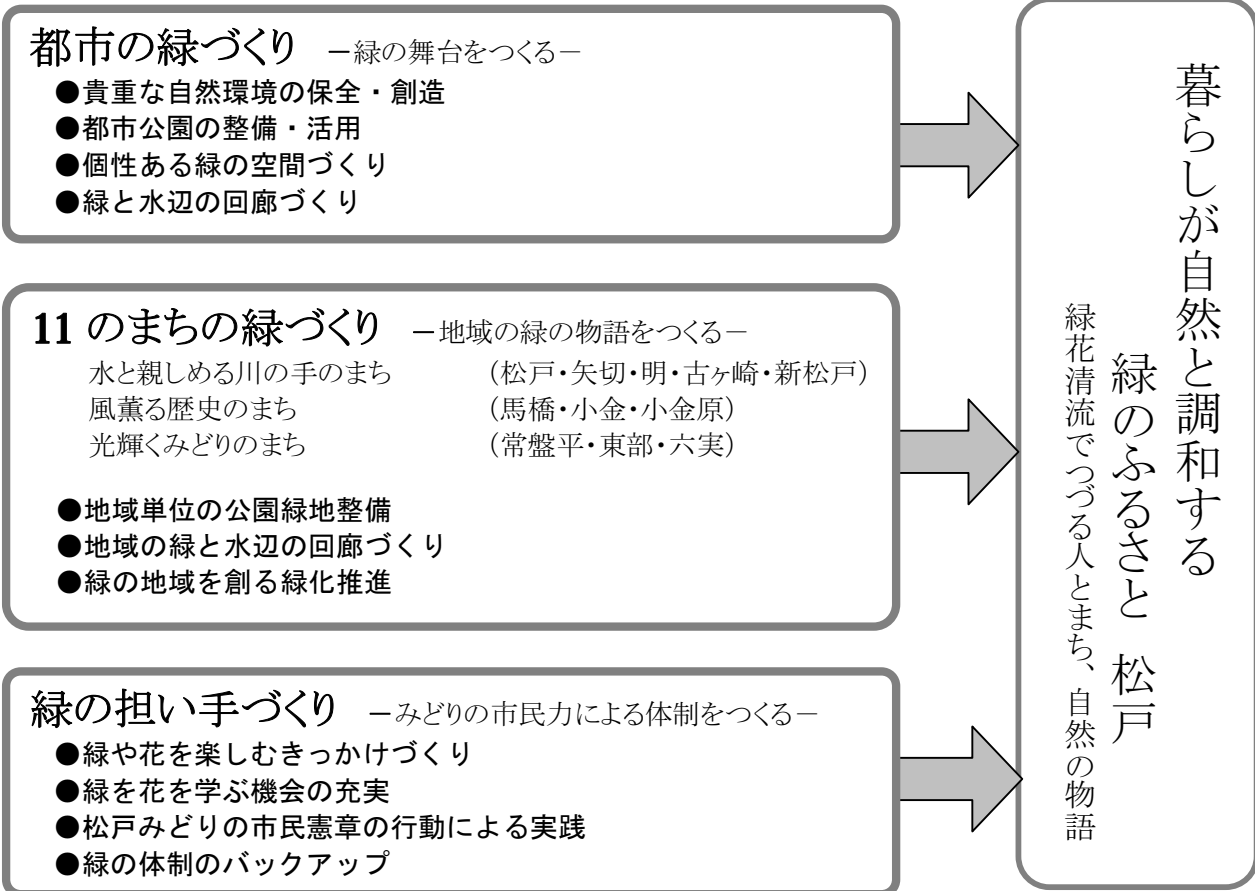
緑の将来像を実現していくために、緑の基本計画の施策の実施を「都市」「地域」「人」の3つの段階で展開します。

「都市」では、市全域および「水と親しめる川の手のまち」「風薫る歴史のまち」「光輝くみどりのまち」の3つのまとまりを対象に、「都市の緑づくり ー緑の舞台をつくるー」を基本方針として、市全域の樹林を対象とした「自然環境の保全」や、都市公園の整備・活用、3つのまとまりの特色を活かした「緑の空間」、市全体をつなぐ「緑と水辺の回廊づくり」により、都市全体で緑と水辺がネットワークされたまちづくりを行います。

「地域」では、11の地域を対象に「11のまちの緑づくり ー地域の緑の物語をつくるー」を基本方針として、各地域の特徴・特性に応じた「公園緑地の整備」「地域の緑と水辺の回廊づくり」「緑化の推進」により、地域内で緑と水辺がネットワークされたまちづくりを行います。

「人」では、「市民」だけでなく「企業」「財団法人松戸みどりと花の基金」「行政」などの各主体を対象に「緑の担い手づくり ーみどりの市民力による体制をつくるー」を基本方針として、緑の活動およびその協力体制の確立を行います。

3つの方針



3 . 計画の目標

2020 年を目標に、「暮らしが自然と調和する緑のふるさと 松戸」を実現した場合、以下の緑が松戸市内に展開されます。

江戸川沿いの秩序あるまちづくりのための緑の前線
江戸川グリーンラインを形成します。



本市の、緑と風土の動力源となる
**自然と歴史と田園、
3つのふるさとゾーン**を形成します。



松戸市の緑の特徴であり、
都市と自然の環境を調和させる
江戸川沿いの斜面林
の重点的な保全に努めます。



人や生きものの行き交う、
街路樹や河川からなる緑のライフライン
緑と水辺の回廊をつくります。



3つの緑の拠点、11の地域公園、
様々な身近な公園を配置し、
**市民ひとりあたり
11 m²以上の公園緑地**を提供します。



公共施設や民有地の緑化を推進することにより、
**市民ひとりあたり 1本、
50万本の樹木**を植栽します。



市民、企業、市民団体、行政などの各主体が結びついた
みどりの市民力による協力体制
を築きます。



4 . 施策の体系

この計画の具体的な施策の内容を以下のように設定します。これらの施策を展開し、「暮らしが自然と調和する緑のふるさと 松戸」を実現していきます。

1 都市の緑づくり …22 —緑の舞台をつくる—	(1) 貴重な自然環境の保全・創造 …25	<input type="checkbox"/>
	(2) 都市公園の整備・活用 …32	<input type="checkbox"/>
	(3) 個性ある緑の空間づくり …37	<input type="checkbox"/>
	(4) 緑と水辺の回廊づくり …42	<input type="checkbox"/>
2 11のまちの緑づくり …44 —地域の緑の物語をつくる—	(1) 地域単位の公園緑地整備 …45	<input type="checkbox"/>
	(2) 地域の緑と水辺の回廊づくり …49	<input type="checkbox"/>
	(3) 緑の地域を創る緑化推進 …51	<input type="checkbox"/>
	(4) 11のまちの物語づくり …56	<input type="checkbox"/>
3 緑の担い手づくり …78 —みどりの市民力による体制をつくる—	(1) 緑や花を楽しむきっかけづくり …79	<input type="checkbox"/>
	(2) 緑や花を学ぶ機会の充実 …82	<input type="checkbox"/>
	(3) 「松戸みどりの市民憲章」の行動による実践 …84	<input type="checkbox"/>
	(4) 緑の体制のバックアップ …88	<input type="checkbox"/>

施策の方向

ページ

1) みどりの市民力による樹林地保全の強化		26
2) 樹林地の保全制度の積極的な活用		28
3) 自然調和型都市の形成		31
1) 都市公園の整備・活用		33
2) 緑の拠点づくり		34
1) 3つのふるさとゾーンの形成	①ふるさと自然ゾーン 38 ②ふるさと歴史ゾーン 39 ③ふるさと田園ゾーン 40	
2) 江戸川グリーンラインの形成		41
1) 緑の幹線回廊の形成		43
2) 水辺の幹線回廊の形成		43
1) 地域公園の整備		46
2) 身近な公園緑地の整備		47
3) 公園の維持管理・運営の充実とリフレッシュ		48
4) 多様な手法を活用した公園の整備		48
1) 地域の緑の回廊の形成		50
2) 適正な街路樹の維持管理		50
3) 地域の水辺の回廊の形成		50
1) 公共施設の緑化		52
2) 住宅地の緑化		53
3) 商業地の緑化		54
4) 工場・事業所の緑化		54
5) 多様な手法を活用した地域の緑化		55
1) 水と親しめる川の手まち	①松戸地域 56 ②矢切地域 58 ③明地域 60 ④古ヶ崎地域 62 ⑤新松戸地域 64	
2) 風薫る歴史のまち	⑥馬橋地域 66 ⑦小金地域 68 ⑧小金原地域 70	
3) 光輝くみどりのまち	⑨常盤平地域 72 ⑩東部地域 74 ⑪六実地域 76	
1) 緑や自然に関する情報の発信		80
2) 緑のイベントなどの開催		81
3) 緑の仲間づくり		81
1) 緑や自然について学ぶプログラムの充実		83
2) 人材の育成と活用		83
1) 緑の地域活動の展開		85
2) 緑のボランティア活動の促進		85
3) コラボレーションによる緑づくり		86
1) 緑の活動ネットワークづくり		89
2) (財) 松戸みどりと花の基金の機能充実		89

未来に残す松戸の緑

人と緑（木や草）の共存。叫ばれて久しくなりました。

松戸市でも、年々緑は、減っています。

共存は大変難しいと考えてしまいますが、本当にそうでしょうか？

現在市内に残されている緑（樹林）の多くは、矢切から栗山にかけての樹林地のような、低地と高台のあいだにある斜面林です。その樹林地とともに街の中にある神社、寺院の樹木、また旧家にある屋敷林なども身近にある大切な緑です。市内の身近に多くある緑の中には巨樹・古木といったものがあります。1本の若木が大きな木に育つこと、それは簡単なことではありません。枯れたり、切られたり、天災に会うなど、木はいつも死の危険と隣り合わせています。それだけに年月をかさねた巨樹・古木は、多くの人に感動を与え、安らぎを与えてくれます。

それらの樹木に代表される緑、その緑を含む自然を守り育てていくことで、数百年後の市民にも貴重な財産として残していきたいものです。

一般に巨樹とは、地面から1.3m地点の幹周（太さ）計測値が3.0m以上をいいます。

松戸市内においては、小金にある東漸寺の枝垂れ桜・亀松や金ヶ作にある

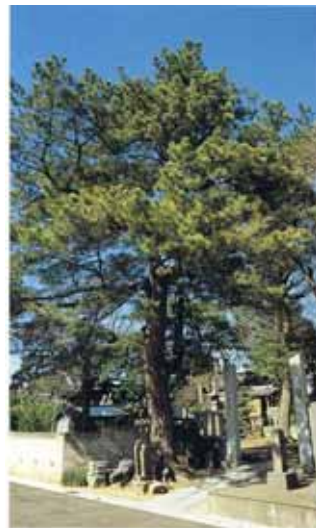
コウヤマキ・高木小学校のクスノキが千葉県巨樹・古木200選に選ばれています。

一度、訪ねてみるのもよいかと思います。そして、幸せのひと時をすごしてみませんか。ポイントは3つ！

- ① 巨樹・古木の圧倒的な巨大さ 雄大で個性的な樹形の素晴らしさや樹肌の紋様や色彩
- ② 生命の躍動 大地にしっかりと根をおろした、たくましさ
- ③ 世代を超えた人々の思い 樹木が生きてきた長い年月や土地の歴史



高木小学校のクスノキ



大乘院のクロマツ

※見学に際しては樹木の保護に十分な配慮をお願いします。特に学校・個人住宅等では事前に了解をいただきますようお願いいたします。

第2章

施策の展開

1. 都市の緑づくり — 緑の舞台をつくる —

施策の方針

『都市の緑づくり』では、

- ・ 緑の舞台の背景となる『貴重な自然環境』の保全・創造
- ・ 様々な市民サービスの場となる『都市公園の整備・活用』
- ・ 水辺や歴史・田園・自然の松戸市の特徴を活かした『個性ある緑の空間』の形成
- ・ 拠点・空間そして生活圏をつなぐ『緑と水辺の回廊』の形成

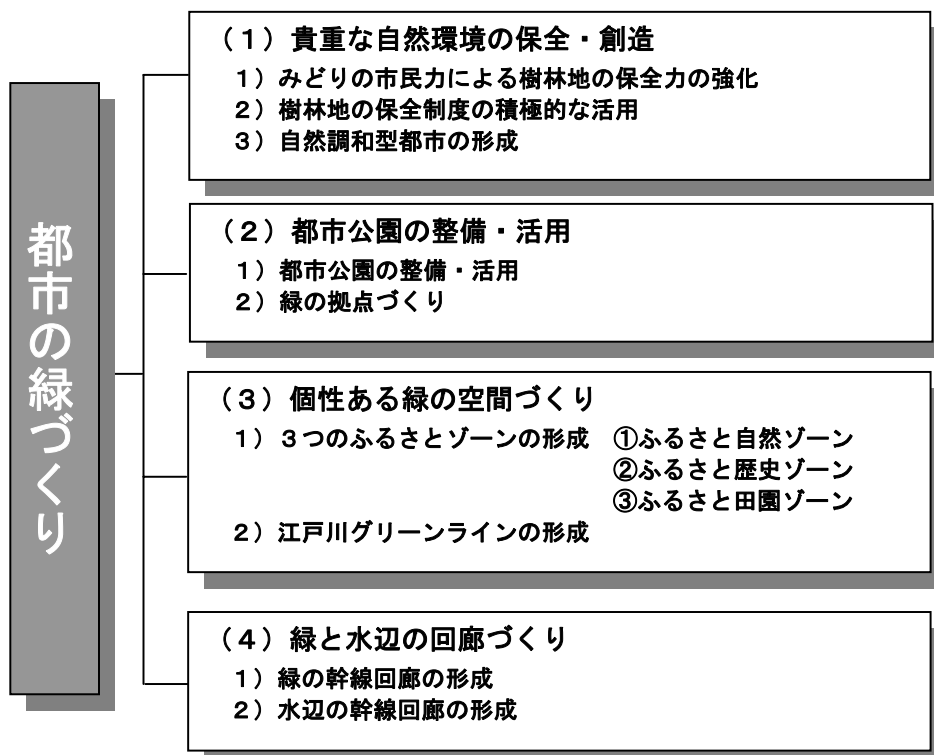
により、市全体にわたる「緑の舞台」づくりに努めます。

『貴重な自然環境の保全・創造』では、市全域の樹林地の保全や、「緑の舞台」で生きものと人が調和する都市づくりに努めます。

『都市公園の整備・活用』では、「緑花清流」により快適でうるおいのある都市空間としていくため、都市公園を中心とした緑地の活用において、みどりの市民力を活かします。また、緑の資源(市内の自然資源や農地)を活かした整備を進め、矢切と旭町に農業・観光・福祉・スポーツ・レクリエーションの機能が連携する2箇所の拠点を育成することで、既存の 21 世紀の森と広場とあわせて、3つの緑の拠点をつくっていきます。特に 21世紀の森と広場については用地買収を含む整備を継続的に進め、「文化交流拠点」として育成するとともに、「緑の舞台」として担う役割をさらに強化します。

『個性ある緑の空間づくり』では、江戸川を緑の前線として保全・活用を図るための、江戸川グリーンライン、21 世紀の森と広場およびその周辺、本土寺・東漸寺周辺、八柱霊園および東部の田園に、それぞれ自然・歴史・田園の景観を楽しむことのできる「3つのふるさとゾーン」を整備します。

『緑と水辺の回廊』では、坂川などの低地部の河川と台地上での道路の緑化により、緑の拠点や緑の空間、11 の地域を連結する幹線回廊を整備します。



(1) 貴重な自然環境の保全・創造

【緑の現況】

- ・市内には約 255haの樹林地が存在し(平成 17 年度調査)、市域面積に対する割合は約 4.2%です(P7 緑被地の状況を参照)。しかし、樹林地は相続や開発などによって年々減少しており、「保全樹林地地区」や「特別保全樹林地地区」として保全されている樹林地も減少しています。
- ・江戸川沿いの斜面林が見られる矢切や馬橋・小金地域は、地域の自然環境が豊富です。江戸川沿いの斜面林に自然的・歴史的遺産等の資源が集中していることと合わせて考えると、江戸川沿いの斜面林は、松戸市の最も重要な緑地といえます。
- ・市内には、21 世紀の森と広場およびその周辺、東部地域の田園環境、矢切の斜面林、江戸川などの生物の生息地となる空間がまとまった面積で存在します。また、河川でも、水質が改善され、生物の生息・生育環境が再生されつつあり、水辺環境の整備が進められています。
- ・市内には、樹林地を保全・管理している団体や、樹林地を活かしてレクリエーション活動や自然観察活動をしている団体などの取り組みが広がりをみせています。
- ・市内の樹林地を守り育てる緑の担い手づくりを目的とし、市民団体ネットワーク、市民活動の中間支援組織と市の協働によって、講義と林の手入れ体験などを実施する「里やまボランティア入門講座」を実施しています。これらの講座の受講者は、樹林地の保全に取り組む団体を結成し、樹林地の定期的な手入れなどを行っています。
- ・保全活動が行われている一部の樹林地は、自然とふれあえる場として公開されているほか、樹林地の環境の向上が図られています。
- ・樹林地の所有者による「松戸ふるさと森の会」が結成され、樹林地を守り次代へと引き継いでいくために、ボランティア団体への場の提供などを行っています。また、近隣市の団体などと連携したネットワークも形成されつつあります。

【現況からの課題】

- ・市内に残された貴重な樹林地の減少に歯止めをかけるために、税の優遇措置や新たな法制度による手法も活用した確実な保全手法が求められます。
- ・松戸の特徴であり市街地に良好な景観をもたらす斜面林の積極的な保全が求められます。
- ・市民による里やま保全活動を今後も継続していくことと、今後は知識の向上やリーダーの育成など、技術力の向上などのスキルアップが必要となっています。
- ・市民ボランティアだけでなく、地域の住民、大学、企業などもかかわりあいながら、樹林地の保全性や活用性を強化していくために、所有者を含めたネットワークの形成が重要です。
- ・直立護岸など単調な構造となっている河川・水辺の自然環境の再生が求められます。

* 中間支援組織
地域・市民団体・行政の相互の間に立って、様々な活動を支援する組織のこと。

* 里やまボランティア入門講座

平成 15 年秋に緑推進委員会の発案により始まり、平成 16 年度からは市民活動団体である緑のネットワーク・まつど、中間支援組織である松戸まちづくり交流室テント小屋と市の協働により実施している。

第 1 期から第 5 期までの講座修了者は、それぞれ「松戸里やま応援団」「囲いやま森の会」「三樹の会」「四季の会」「里やまV・千駄堀」を有志で結成し、里やまボランティア活動に取り組んでいる(平成 20 年 3 月現在)。

【施策の方向】

- 1) みどりの市民力による樹林地保全の強化
- 2) 樹林地の保全制度の積極的な活用
- 3) 自然調和型都市の形成

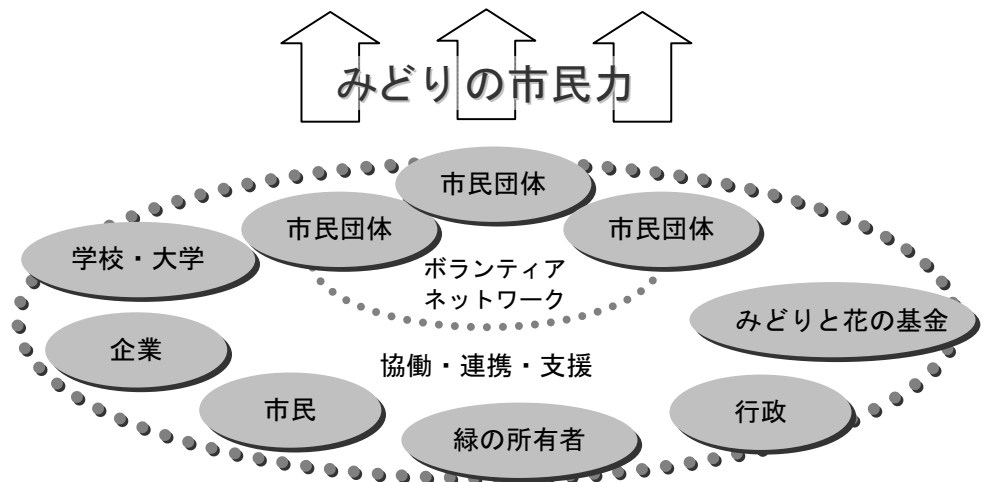
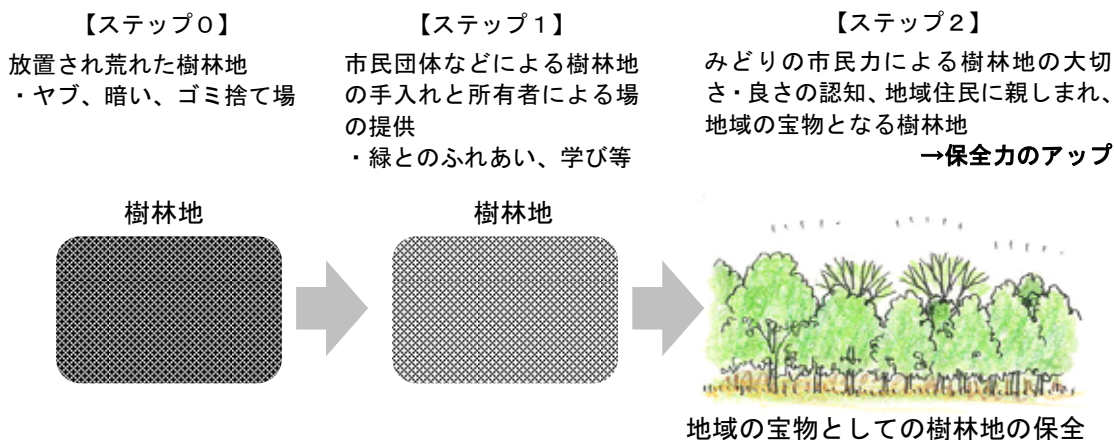
【施策の展開】

1) みどりの市民力による樹林地保全の強化

市内の一部の樹林地は、市民ボランティアを中心に、良好な保全・管理がなされ、レクリエーションの場や生き物の生息地となるなど、着実に良好な環境の形成が進められています。しかし、地域の中には、依然として管理がなされず放置された樹林地も多く、ゴミ捨て場になるなど地域の環境を阻害しています。このような状態が続くと、樹林地そのものの存在が地域にとって迷惑なものとして認識されることにもなりかねません。

そこで、市民団体、地域住民、学校・大学、企業、(財)松戸みどりと花の基金をはじめとする中間支援組織や所有者との協力関係に基づくみどりの市民力によって、より一層の樹林地の管理や公開を進めるとともに、保全された樹林地が地域のコミュニティ形成に役立つなど、地域の宝物(財産)として認識され、樹林地の保全に対する所有者の意識の向上に基づく担保性(保全力)を高めていくことを目指します。

樹林地の保全力アップモデル



樹林地の保全におけるみどりの市民力の概念

●里やまボランティアの育成

市内の樹林地の多くは、農業と人々の暮らしの中で育まれてきました。このような樹林地を、農業だけでなく、環境保全、自然とのふれあいの場として活用していくために、良好に管理していく緑の担い手を引き続き育成します。市はこのためのプログラムづくりなどを支援します。

●市民による樹林地の管理技術の向上

市民が樹林地を管理していくために、知識・技能の向上やリーダーの育成などの管理技術の向上を図るために、講座・研修の企画・運営を行います。市はこのようなスキルアップに必要な支援を行います。

●市民・ボランティアと土地所有者が連携できる樹林地保全の仕組みづくり

樹林地の保全や活用の取り組みを進めたい市民やボランティアと、樹林地の管理や公開を考えている所有者の仲介などに努め、両者が連携していく仕組みづくりを進めます。

●企業との連携による樹林地の保全

企業などが所有する樹林地について、その公開を働きかけます。このほか、企業による市民活動の支援など、企業が樹林地の保全にかかわる仕組みづくりに努めます。

●市民の樹林地保全・活用ネットワークの形成

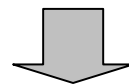
樹林地の所有者によるネットワークに加え、市民やボランティア団体同士の保全ネットワークづくりに努め、連携・協力体制の強化を図ります。

●所有者の表彰など

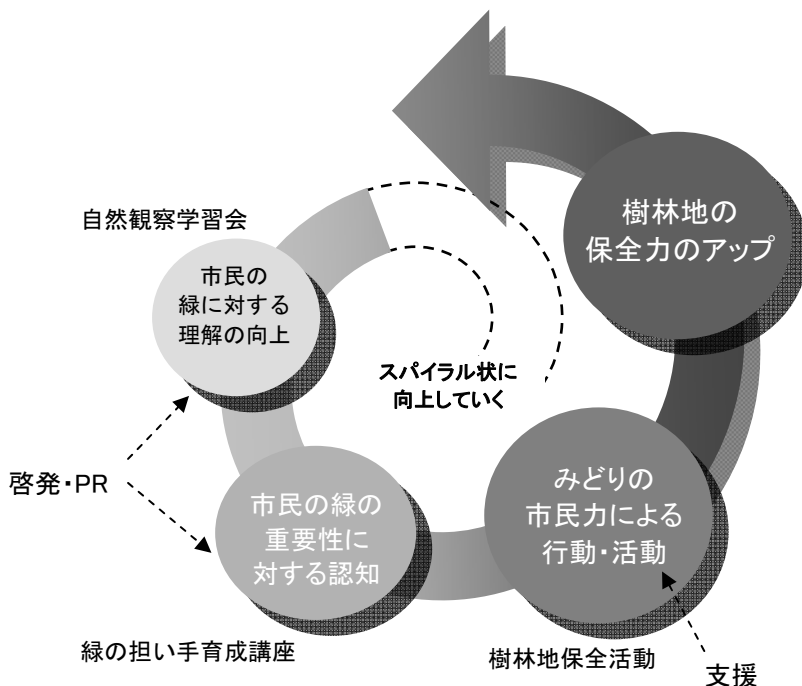
樹林地の保全について、制度や税の優遇措置を含めて土地所有者に対する情報の提供など、保全に協力しやすい環境づくりを進めます。また、樹林地の公開に協力した土地所有者の表彰などに努めます。



市民による里やま保全活動



地域の環境を阻害していた樹林地を整備し、集いの場となるまちの宝物として保全力を高める。



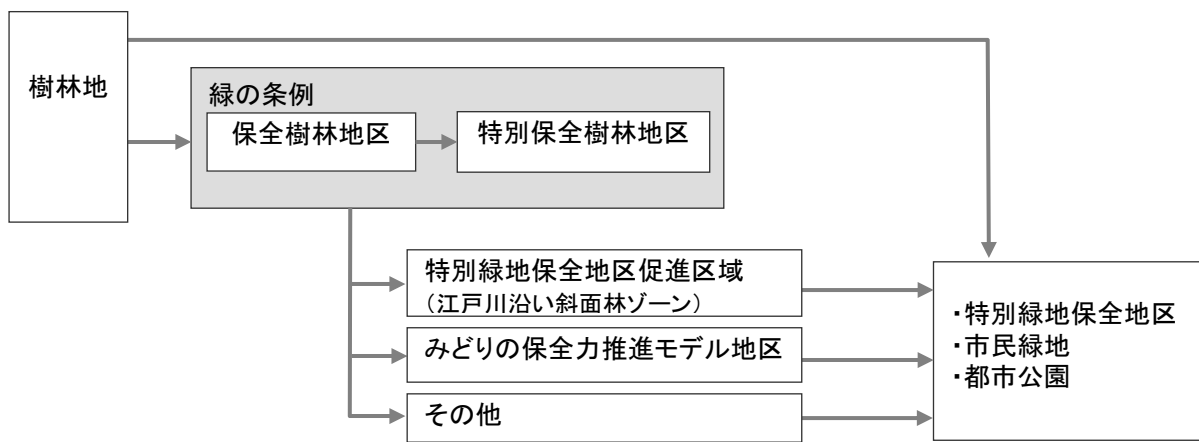
みどりの市民力による緑の保全の強化のイメージ
—マイナスからプラスのスパイラルへ—

2) 樹林地の保全制度の積極的な活用

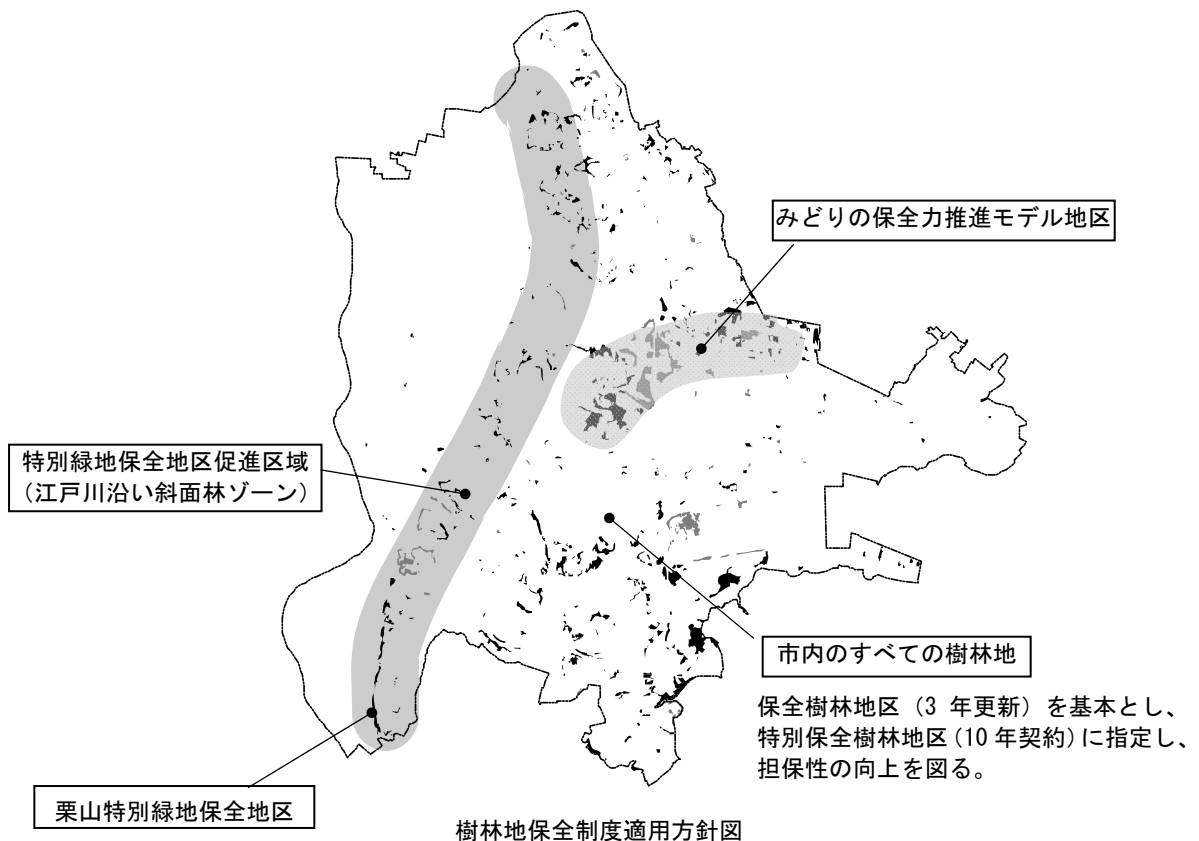
市内で残り少なくなっている樹林地をこれ以上減少させないため、市全域の樹林地は基本的にすべて保全対象としていきます。

このため、市内のすべての樹林地について、緑の条例による「保全樹林地地区」「特別保全樹林地地区」の指定を推進し、樹林地の重要性に応じて都市緑地法に基づく「市民緑地」「特別緑地保全地区」など段階的に保全手法を適用することにより、樹林地の確実な保全を図ります。

特に、江戸川沿い斜面林の保全が必要な区域を「特別緑地保全地区促進区域」として位置づけるほか、みどりの保全力による樹林地の保全力を向上する地区を「みどりの保全力推進モデル地区」として位置づけ、多様な手法により積極的な保全を図ります。



樹林地保全フロー図



樹林地保全制度適用方針図

●保全樹林地地区・特別保全樹林地地区の指定

大きな樹林地とともに、市街地内にかろうじて残っている小さな屋敷林や斜面林も年々減少しています。残された樹林地の減少に歯止めをかけるため、市全域のすべての樹林地を対象として積極的に所有者に働きかけ、これまで行われてきた保全樹林地地区(3年更新)を基本とし、より担保性の高い特別保全樹林地地区(10年契約)へのステップアップを目指します。

●市民緑地の指定

市民緑地は、特にレクリエーション利用の可能な樹林地を対象とし、地権者の同意のもとに借地契約によって公開していきます。

本市では、金ヶ作、千駄堀、紙敷、松戸新田、和名ヶ谷の平地林及び緩斜面の樹林地を対象に市民緑地の指定に努めます。

●特別緑地保全地区の指定

特別緑地保全地区は最も規制力の強い担保手法であり、最終的には買入れを前提とした制度です。そこで、「特別緑地保全地区促進区域」のうち、当面は良好で連続的な緑の景観を提供している矢切・栗山地区における江戸川沿いの斜面林を特別緑地保全地区に指定していきます。

このほか、浅間神社・東漸寺・本土寺の社寺林、市民活動による保全林(関さんの森)やボランティア活動が進められた樹林地をはじめとする重要な樹林地については、優先的に特別緑地保全地区の指定に努めるほか、保全樹林地地区・特別保全樹林地地区・都市公園(都市林)などの多様な手法により保全に努めます。

●緑地保全基金による緑地の確保

緑地の買入れのために必要な資金として、平成18年4月1日に、松戸市緑地保全基金条例に基づく「緑地保全基金」制度が創設されました。この緑地保全基金は、市内に残された貴重な樹林地を市民共有の財産として、次代に継承する必要な資金に充てるために設置されました。今後、緑地確保における財源として、活用を図っていきます。

●みどりの保全力推進モデル地区における樹林地保全の推進

適切な管理がされず、放置され、ゴミ捨て場と化している樹林地について、山林所有者の協力のもと、里やまボランティアへの場の提供を促進し、樹林地の保全活動を継続して実施し、自然とのふれあいの場として地域の宝物として認められていくようになります。このように、みどりの市民力による樹林地活性化を推進するモデルとして、「みどりの保全力推進モデル地区」を位置づけ、積極的な樹林地の保全・活用を図るために、新たな施策を実験的に展開していきます。

特に、千駄堀・金ヶ作地区は、まとまった平地林が残っており、里やまボランティアによる活動が活発に行われており、緑の拠点の一つである21世紀の森と広場を含めて、良好な自然環境の保全を図る必要があることから、先導的地区として位置づけます。

●地区計画制度などの活用

都市計画法に基づく地区計画制度や都市緑地法に基づく緑地協定制(緑地保全型)などを活用し、樹林地の保全に努めます。

●保護樹木・景観重要樹木の指定

市内に点在し、地域で親しまれているシンボルとなる樹木を保全するため、市の条例に基づく「保護樹木」に指定しています。また、景観形成上重要な樹木などについては、景観法に基づく「景観重要樹木」として指定することを検討し、今後も引き続き樹木の保護を図ります。

さらに、巨樹・古木の中には、弱っている樹木、外見ではわからない内部の腐れが進んでいる樹木もあるため、樹木医などの専門家による樹木診断を実施し、樹木の樹勢回復のため、所有者だけでなく、市民やボランティアとともに樹木保全に努めます。

●諸制度の改善に関する国への要望

都市にとって重要なストックとなる貴重な樹林地を、税制などの諸制度の問題により失われることがないように、同様の問題を抱える地方自治体と協力し、樹林地の所有者とともに、国に対し、相続税の優遇措置などの緑地保全に関する諸制度の改善を求めています。

栗山特別緑地保全地区の保全方針

1. 地区名

栗山特別緑地保全地区

2. 面積

約 2.0ha

3. 区域

栗山字佐原、字佐原下及び谷津の各一部の区域

4. 指定年月日

平成 20 年 3 月 21 日

5. 指定の理由

当該地は本市の南西部、江戸川に面した上矢切・中矢切・下矢切・栗山の 4 町に位置する斜面林南部の栗山地区にある、約 2.0ha の樹林地です。江戸川に沿って台地から低地へと変化する連続した段丘崖に相当するため、広がりを持つ眺望条件にあり、東京都側から見ると“松戸市の表玄関”と呼ぶべき、重要な位置にあります。この市街地に隣接した良好な自然環境を有する樹林地の保全を目的に指定しました。

6. 保全の方針

連続した樹林地としての自然景観及び動植物の生息環境を保全することを目指します。長い年月、地域で行われていた里やまの管理手法に学び、適度に人の手の入った樹林地として保全します。

7. 緑地を保全するために必要となる施設

- ・ 散策路、ベンチ等の施設。
- ・ 緑地の機能保全に必要な施設。
- ・ 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。

8. 指定後の管理

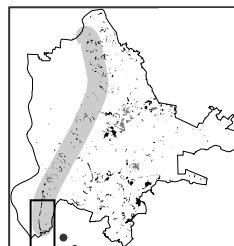
都市緑地法に基づく管理協定を土地所有者と結び一体的な管理水準の確保を目指します。

9. 都市緑地法第 17 条の規定による買い入れ先

松戸市

10. 買い入れ後の管理

緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行います。



位置図



栗山特別緑地保全地区

3) 自然調和型都市の形成

まちづくりにおいて緑が果たす役割は重要ですが、単に緑を守り増やすといった観点だけではなく、都市のあり方そのものを自然との調和という観点からとらえていくことが必要となっています。

このため、特に松戸市内を生物の生息しやすい環境にしていくために、生物の生息空間となるビオトープの配置に努めます。また、公有地・民有地の緑化を推進し、エコアップを行うことにより、生物が行き交いやすい都市を形成していきます。これにより市内のビオトープネットワークを形成します。

●ビオトープ空間の確保

生物の生息空間となる面のビオトープを形成するよう、「ふるさと自然ゾーン」「ふるさと田園ゾーン」「江戸川グリーンライン」「矢切の斜面林」などにおいて、良好な自然環境の保全・維持につとめます。また、生物の生息空間の機能を向上させるため「ふるさと自然ゾーン」では金ケ作の自然環境の保全、「江戸川グリーンライン」では江戸川生きものサンクチュアリの確保、自然に配慮した河川整備に努めます。

生物の移動空間となる線のビオトープを形成するよう、道路空間におけるボリュームのある街路緑化、河川は水質改善と自然に配慮した水辺空間整備に努めます。

また、昆虫などの生息空間・生物の移動の際の休息空間となる飛び石ビオトープを形成するよう、近隣公園以上の公園の整備の促進と斜面林の保全に努めます。

●きめ細かなエコアップの推進

「ビオトープ空間の確保」とあわせて、市街地内での公共施設の緑化を推進し、生物の訪れやすい、隠れることのできるすき間や、餌をとれる場所の多い環境づくりにつとめます。また民有地については、ベランダや庭でできるエコアップについての講座などを開き、生物と共生する都市づくりについての普及啓発を行います。

●ビオトープ空間のネットワーク化

「ビオトープ空間の確保」や「きめ細かなエコアップの推進」を進めながら相互につなぎ、ビオトープネットワークの形成に努めます。

*ビオトープ

野生生物の生息空間を意味する言葉。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、多様な生物が生息できるような良好な環境の空間のこと。

*エコアップ

生態的な質の標準を高めることを意味する。生物の生息できる空間づくりのため、自然地や人工地で生きものの住みかや隠れ家となるような土地や林床をつくるしかけ。



国分川ビオトープ



ビオトープのイメージ

(2) 都市公園の整備・活用

【緑の現況】

- ・21世紀の森と広場は、松戸を代表する緑のシンボルの一つです。
- ・スポーツレクリエーションに使用される運動公園は、松戸運動公園が1箇所整備されているほか、グリーンセンターなどのスポーツ施設も整備されています。
- ・高齢化社会の急速なおとずれに伴い、高齢者の健康づくりや人とのふれあいができるレクリエーションの場の充実が求められています。
- ・矢切地域の「矢切の渡し」や文学碑のある西蓮寺(野菊の墓)は市内の主な観光資源となっています。また、低地部の農地は江戸川とあわせて広大な景観を創り出しています。
- ・市内の公園のほとんどは、土地区画整理事業などによって確保されたものであるため、公園の整備率に地域間で大きな差ができています。
- ・都市化、過密化の進行に伴って住宅地周辺の空地が減少しています。
- ・早い段階で都市基盤整備が行われた地域では、公園施設の老朽化が進んでいます。
- ・少子高齢化の進行などによる利用形態の多様化によって公園利用者間のトラブルや公園自体が現在のニーズにそぐわないなどの問題が起きています。
- ・公園が地域の貴重な財産であるという意識や愛着が生まれ広がっている一方、落ち葉や日照障害、病虫害の発生などにより、公園は迷惑施設であるという意識を持つ人もいます。

【現況からの課題】

- ・公園の適正配置を進めるに当たり、借地公園などの財政負担の少ない手法の検討が必要となります。
- ・公園が災害避難地や火災時の延焼防止などの防災における重要な役割を果たすことが求められています。
- ・防犯、事故防止の観点で、地域住民全体で公園の点検などにかかわっていくことが必要です。
- ・公園への愛着や、緑の大切さに関する意識を育んでいくことが重要です。
- ・21世紀の森と広場は、全面開設による充実が求められます。
- ・運動の拠点となる緑の空間が求められます。
- ・高齢者の総合的な健康づくりやふれあいのための緑の空間が求められます。
- ・矢切地域では、観光資源と農地や河川などの自然環境の活用が求められます。
- ・拠点づくりにあたっては、その場所の景観や自然環境に合った緑づくりを行う必要があります。

【施策の方向】

- 1) 都市公園の整備・活用
- 2) 緑の拠点づくり



【施策の展開】

1) 都市公園の整備・活用

身近にある街区公園から、市民全体を利用対象とする総合公園(都市基幹公園)まで市民がいつでも都市公園を利用できるよう適正な配置に努めます。(地域公園を核とした11の地区ごとの(住区基幹公園)公園整備・活用については、「11のまちの緑づくりー地域の緑の物語をつくるー」(P44～)で述べます。)

これら都市全体における都市公園の整備と活用を促進するために、以下の施策を実施していきます。



まこも池緑地

●安全・安心な公園づくり

公園における安全・安心は、まちづくり全体における安全・安心機能の一部を公園に求めるものと、その公園自体が安全・安心であるかの2つの視点が必要となります。

前者は緑やオープンスペースが持つ機能である、延焼防止機能や安全な避難地としての役割を重くとらえ、市の定める地域防災計画と整合をもった公園配置計画と運営管理に努めます。

また後者は、近年の犯罪情勢の厳しさから、公園内での犯罪に対してその防止に努める必要性や、これも近年問題化している公園施設(特に遊具)による事故に対してその防止に努める必要性があります。これらの課題に対しては、行政だけでなく地域住民との協働により安全・安心な公園づくりを進めていく必要があります。実際松戸市においても住民が防犯隊を結成し地域の安全・安心に貢献している事例もあります。

●特性を活かした公園づくり

優れた自然資源や歴史的遺産等の資源を有する公園(歴史公園、まこも池緑地など)や、特色のある公園(東松戸ゆいの花公園、ユウカリ交通公園など)は、その資源、特色がますます活かされるよう、みどりの市民力を活用した公園づくりに努めていきます。

●健康・福祉社会に対応した公園づくり

少子高齢化社会という時代の流れに即した公園や、健康・福祉社会に対応した公園とはどんな公園なのかを検討し、都市公園の整備・活用に反映させていきます。

●スポーツ・レクリエーションに対応できる公園づくり

市内には松戸運動公園をはじめスポーツの用に供する公園があります。これらは単に運動施設であるだけでなく、緑のオープンスペースとして大きな機能を有しています。こうしたオープンスペースとしての機能が幅広く活かされる公園づくりに努めていきます。

●みどりの市民力による公園活性化

都市公園の整備と活用を考える際に、みどりの市民力が必要不可欠であるということは、戸定が丘歴史公園における市民によるガイドツアーや、根木内歴史公園における市民との協働での運営維持管理活動が公園の活性化につながっている姿を見れば明らかです。今後もみどりの市民力を活かした公園づくりを様々な角度から検証しながら進めていきます。

●既存ストックの活用

都市の貴重なオープンスペースである、既存の公園等をより効果的に活用していくことが重要であり、ニーズの変化に対応しつつ、施設の老朽化や樹木の生長などを調査・把握し、施設面・運営面での利用率向上に努めていきます。

2) 緑の拠点づくり

松戸市を代表する緑のシンボルの一つである 21 世紀の森と広場、市北部の旭町一帯、市南部の矢切地区一帯を緑の拠点として位置づけ、整備・活用を図ります。

●21 世紀の森と広場の整備と役割の強化

21 世紀の森と広場は市の中心部に位置し、樹林地や大規模な池・多自然型の農地・芝生広場・松戸市立博物館・森のホール 21 などをもった年間 60 万人以上の来園者の訪れる森の拠点といえる公園です。将来的にも市内外の人々の広域的な交流ができる「文化交流拠点」として期待されています。平成5年の一部開園当初から地域の自然地形を可能な限り尊重し、樹林・草地・湿地・水面といった多様な自然環境を活かした「自然尊重型都市公園」として時間制限開園・立入制限区域設定・無農薬管理を実施してきました。その結果、市内で見ることの難しくなった植物・昆虫・鳥類や動物の生息地として、存在意義の大きさははかり知れないものであり、継続的な自然環境の調査を実施して保全していく必要があります。公園内の豊富な自然資源を活かしながら様々な人が交流できる場としていくために、緑の情報発信基地としてのパークセンターや自然観察舎を活用した講座などを実施しており、今後も緑について関心と理解を深めることに努めます。また、アウトドア活動の拠点として平成 13 年に野外活動ゾーンを開設しました。

さらに 21 世紀の森と広場の役割の強化を図り、公園を活性化するために、「都市公園の整備・活用」でふれているとおり、みどりの市民力が重要です。市民とともにパークマネージメントプランづくりや公園ガイドの育成を進め、みどりに関する情報提供を含む運営を充実させていきます。

- ・大規模公園としてのパークマネージメントプランづくり
- ・用地の確保及び施設整備の充実
- ・公園の魅力向上を目指した市民による企画・立案と実施をすすめる仕組みづくり
- ・公園の魅力を伝える公園ガイドの育成
- ・多様な媒体を活用した広報や情報提供の充実
- ・自然環境モニタリング調査の実施

*パークマネージメント

魅力ある公園づくりを目指し、その維持管理・運営のあり方を検討するために、行政とともに、市民・企業などが知恵や費用を出し合い、目標設定・実行・評価・見直しなどを一連の流れで行い、利用者の満足度を高めていく仕組み。



パークセンター



自然観察舎



みどりの里



みどりの里

21 世紀の森と広場の事業紹介

21 世紀の森と広場・パークセンターでは、「松戸市の緑の情報発信基地」の役割の一環として、市民の方々の自然や身近な緑への関心を高めるため、園内の自然を生かしたさまざまな講座・観察会などを行っています。

●園芸系講座・みどりの相談

当公園のみどりの相談員による「園芸教室」、外部講師による「みどりの講習会」を、あわせて年間約 35 回行っています。寄せ植えなどの園芸実習の他、植物画や壁飾りづくり、そば打ちなど、植物材料を用いた講座も行っています。

また、毎週水・土・日曜、祝日には、電話またはパークセンター窓口で、みどりの相談を受け付けています。



園芸教室での実習



みどりの講習会での実習

●自然系講座

当公園の自然解説員によるウォッチング（観察会…野草・昆虫・野鳥の 3 分野）と、外部講師による自然観察会を、あわせて年間約 30 回行っています。また、土・日曜、祝日には、自然観察舎において湿地の観察会を行い、自然解説員が来園者からの植物・昆虫・野鳥など自然に関する質問にお答えしています。

その他、子どもたちを対象にした体験講座として、「こめっこクラブ」（年 6 回講座）、こども自然体験（年 2 回）、こども手作り教室（年 1 回・2 日）等を行っています。



自然観察会の様子



こめっこクラブ田植えの様子

●その他

当公園のホームページで、毎週、画像を添えて園内の最新情報を配信しています。また、「パークセンターだより・どんぐり」を隔月で発行し、自然に関する話題や公園の利用に関する情報を提供しています。「パークセンターだより・どんぐり」は、ホームページでも見ることができます。



自然生態園での湿地の観察会

●いきいきふれあい健康交流拠点の形成

市北西部の旭町では、江戸川と坂川などの水辺と小中学校が連携しながら、市民のスポーツや高齢者の健康づくりを通じて、人や自然が触れあう場として、いきいきふれあい健康交流拠点の形成に努めます。

いきいきふれあい健康交流拠点では、市民の健康づくりを支援し、従来からの良好な農地を含む緑の環境を、市民が引き続きふれあうことができるようにしていくために、以下の施策を実施していきます。

- ・土に親しむ場を提供する市民農園の開設支援
- ・江戸川までつながる散策路やジョギングロード
- ・休憩できる河川に接した親水広場
- ・自然学習のための生態園



旭町水辺広場



土と親しむ市民農園

●川のレクリエーション交流拠点の育成

市南西部の矢切地区では、斜面林、農地、江戸川や坂川の河川、矢切の渡しや野菊の墓文学碑などの観光資源を活かしながら、川の文化を再現して市内外の人々が交流する川のレクリエーション交流拠点を育成します。

矢切・栗山の斜面林における良好で連続的な緑の景観を保全するため、都市緑地法による特別緑地保全地区の指定によって特徴的な景観と緑を保全することに努めます。

また、川のレクリエーション交流拠点では市民や来訪者が自然や川の文化にふれあい、快適で健康的な余暇を楽しめるよう、親水空間の保全や観光ルートの整備とともに、伝統工芸や市民農園などを通じた体験型の観光やレクリエーション機能を育成します。

- ・都市緑地法による斜面林の保全
- ・矢切の豊富な農地を活かした農園空間
- ・川と人の文化を見せる観光空間
- ・江戸川の水辺の自然空間

これらの空間をつなぐために、矢切の市街地から矢切の渡しまでを東西に移動できる動線を確保します。



野菊のこみち



柳原水閘（明治37年建設）と親水広場



矢切の渡し

(3) 個性ある緑の空間づくり

【緑の現況】

○21世紀の森と広場および周辺

- ・21世紀の森と広場は谷津の自然環境が保全されている松戸市の緑の拠点であり、多くの市民に親しまれています。
- ・21世紀の森と広場周辺、なかでも公園東側の金ケ作地区は、21世紀の森と広場の豊かな湧水を支えている樹林と農地が広がる良好な環境があり、これを活かした金ケ作自然公園が整備されています。

○風薫る歴史のまち

- ・北小金駅周辺は社寺仏閣・城跡・貝塚・埋蔵文化財などの歴史的遺産をもつ緑が多くみられる地域です。
- ・本土寺にはケヤキなどの大木からなる参道があり、歴史を感じさせる貴重な緑です。

○光輝くみどりのまち

- ・松戸市の緑の面積は農地が最も多く(市全域の約13%)、特に東部・千駄堀・金ケ作地区の田園地帯は、農地や樹林地が混在する複雑な環境を持ち、市内でも自然性の高い地域となっています。
- ・東京都営の墓園である八柱霊園は、台地上の最大のオープンスペース(約100ha)ですが、市民からは緑地としては認識されていないようです。

○水と親しめる川の手のまち

- ・江戸川は市内最大の緑の拠点であると同時に、水域における魚類・鳥類などの生息場所となっています。
- ・市内の中小の河川は、下総台地西端部の湧水などを源として、江戸川沿いを中心に市内全域に流れています。多くがその役割や地理的条件から掘込み形式で、護岸や水際が単調になっています。しかし近年、水質改善が進み、水量確保ができたところでは、市街地の貴重な水辺、緑地帯としての役割を発揮しつつあります。

【現況からの課題】

○21世紀の森と広場および周辺

- ・21世紀の森と広場およびその周辺の環境は、松戸市の自然環境を支える空間として位置づけ、自然面・文化面のシンボルとして強化していくことが求められます。

○風薫る歴史のまち

- ・松戸の歴史を代表する空間としていくために、本土寺などの社寺や城跡・貝塚など、松戸特有の歴史的遺産等の資源の有効な活用が望まれます。

○光輝くみどりのまち

- ・東部地域の田園地域で豊富な緑の資源の保全・活用が求められます。
- ・台地上部最大のオープンスペースとして市民の認識を高めるため、八柱霊園を公園として積極的に活用することが望まれます。

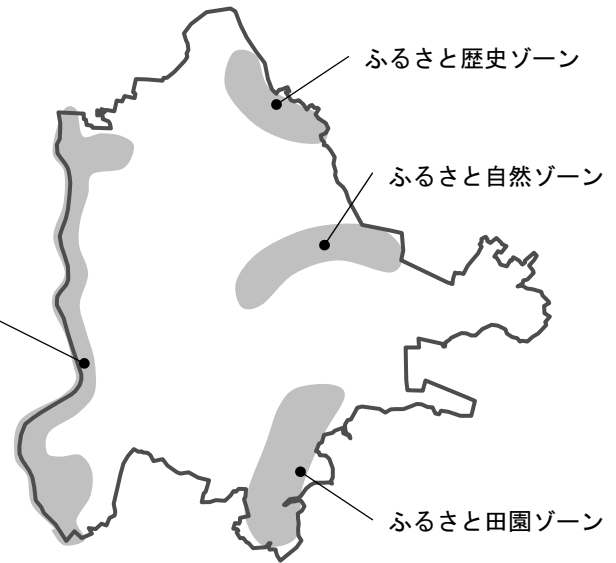
○水と親しめる川の手のまち

- ・江戸川と周辺農地は市内最大のオープンスペースとして積極的な活用が望まれます。また、水と緑の連携により豊富な河川を活用した、水辺に親しめる環境づくりが求められます。
- ・市民の江戸川に対するイメージをより良くしていく水辺づくりが望まれます。
- ・水辺や樹林・農地などの自然環境を豊かにすることが求められます。

【施策の方向】

- 1) 3つのふるさとゾーンの形成
 - ①ふるさとと自然ゾーン
 - ②ふるさとと歴史ゾーン
 - ③ふるさとと田園ゾーン
- 2) 江戸川グリーンラインの形成

江戸川グリーンライン
個性ある緑の空間位置図



【施策の展開】

- 1) 3つのふるさとゾーンの形成
 - ①ふるさとと自然ゾーン

21世紀の森と広場を中心に、千駄堀や金ヶ作の自然的土地利用を保全・活用する「みどりの保全力推進モデル地区」としての新たな施策の展開などにより、松戸市の自然環境を代表する空間としていきます。

●21世紀の森と広場の整備と役割の強化

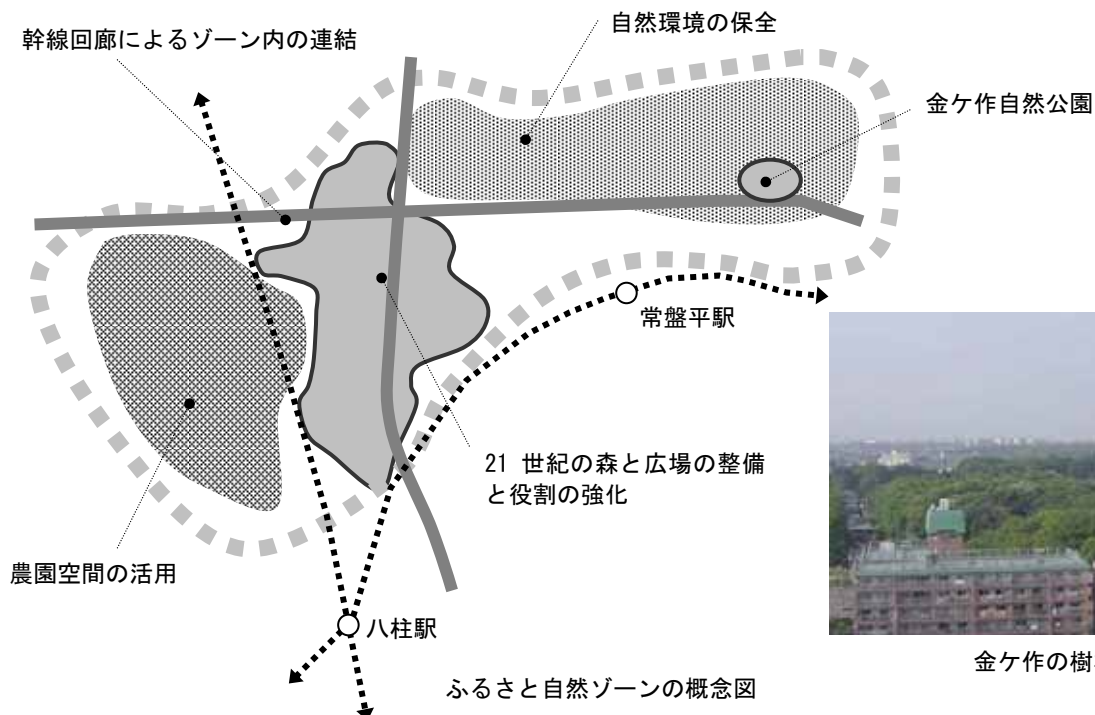
用地の確保や施設の充実と、みどりの市民力による強化を目指します。

●農園空間の活用

千駄堀や金ヶ作の良好な農地を活かして、近隣地域の住民を対象とした「市民農園」の開設を支援します。

●金ヶ作の自然環境の保全

金ヶ作の農地や樹林地が織りなす自然環境は、本市にとって主要な生物の生息空間であるとともに湧水の水源となる水源涵養の機能を持つ空間です。この機能を今後も維持していくために、農業振興による農地の保全や市民が雑木林の環境とふれあうことの出来る市民緑地の指定を促進していきます。



②ふるさと歴史ゾーン

松戸市の歴史を代表する空間を形成するため、北小金駅周辺の代表的な社寺や遺跡を保全・活用し、ネットワーク化に努めます。

●社寺林の保全

北小金駅周辺には、本土寺・東漸寺といった歴史的な社寺が多く点在します。これらの社寺の社寺林は松戸市の歴史を今に伝える緑といえます。

これらの歴史的に見て重要な社寺林は積極的に「特別保全樹林地区」の指定につとめます。特に重要な緑地といえる本土寺・東漸寺の社寺林は、より担保性の高い都市緑地法による特別緑地保全地区の指定に努めます。

●貝塚を保全した公園の活用

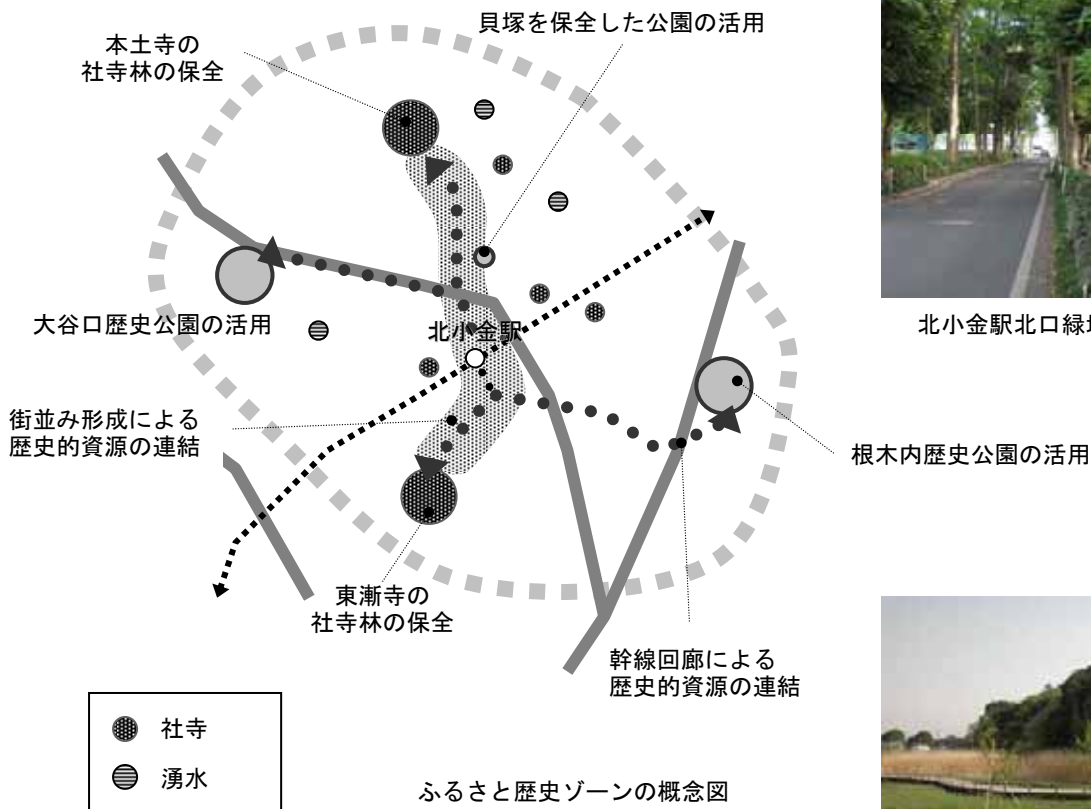
この地区には古い時代の人々の暮らしを伝える貝塚遺跡が多く残されています。この歴史的遺産等の資源を活かして、貝塚を公園内に取り込んだ東平賀公園や幸田第1・第3公園において、貝塚の存在を市民にPRするためのサインなどの施設を整備し、活用を図ります。

●根木内歴史公園の活用

根木内歴史公園を、本土寺・東漸寺などの社寺や大谷口歴史公園とあわせて、歴史性や自然性・景観性の優れた公園として活用します。

●街並み形成などによるネットワーク化

本土寺参道～北小金駅～旧水戸街道にかけてネットワーク性を高めるため、本土寺参道のケヤキ、スタジイなどを維持保全し、あわせて歴史的街並みの景観整備に努めます。



北小金駅北口緑地（本土寺参道）



根木内歴史公園

③ふるさと田園ゾーン

高塚から紙敷にかけての田園環境を、八柱霊園とあわせて活用することにより、自然的な景観を楽しみながら、土とふれあえる場としていきます。

●八柱霊園の積極的な活用

東京都営の墓園である八柱霊園は、園内に大規模な樹林や公園的空間をもち、霊園としてだけではなく自然環境の保全やレクリエーションの機能を持つ緑地となっています。

そこで、八柱霊園を散歩や野外レクリエーションを楽しむ場として活用していくため、一般開放された緑地であることを広報などで市民にPRし、自然観察会や散策会などのイベントの開催に努めます。

また、八柱霊園周辺の貝塚や古墳を霊園と連携させるため、周辺道路での街路樹植栽・歩道の確保・案内板の整備に努めます。

さらに、景観的に周辺地域とかかわりの深い緑地とするため、現在も進められている外周部の緑化を促進し、あわせて霊園境界部にポケットパークの確保を東京都に要請していきます。

●農園空間の活用

東部クリーンセンター付近の良好な梨園など農地を活かして、近隣地域の住民を対象とした「市民農園」の開設を支援します。

また、観光梨園の支援を今後も行っていくとともに、利用者のアクセス拠点として、ポケットパークなどの公園緑地の整備に努めます。

●高塚の自然環境の保全

高塚の樹林や農地が織りなす自然環境を保全・活用し、自然的な土地利用を保全するため、農業振興による農地の維持などを行っていきます。

- ・ 樹林維持のための特別保全樹林地区の継続
- ・ 高塚の樹林環境を楽しむための市民緑地の指定

* ポケットパーク

商店街や住宅地・団地内等の小スペースを活用して設けている小さな公園。

* 市民農園

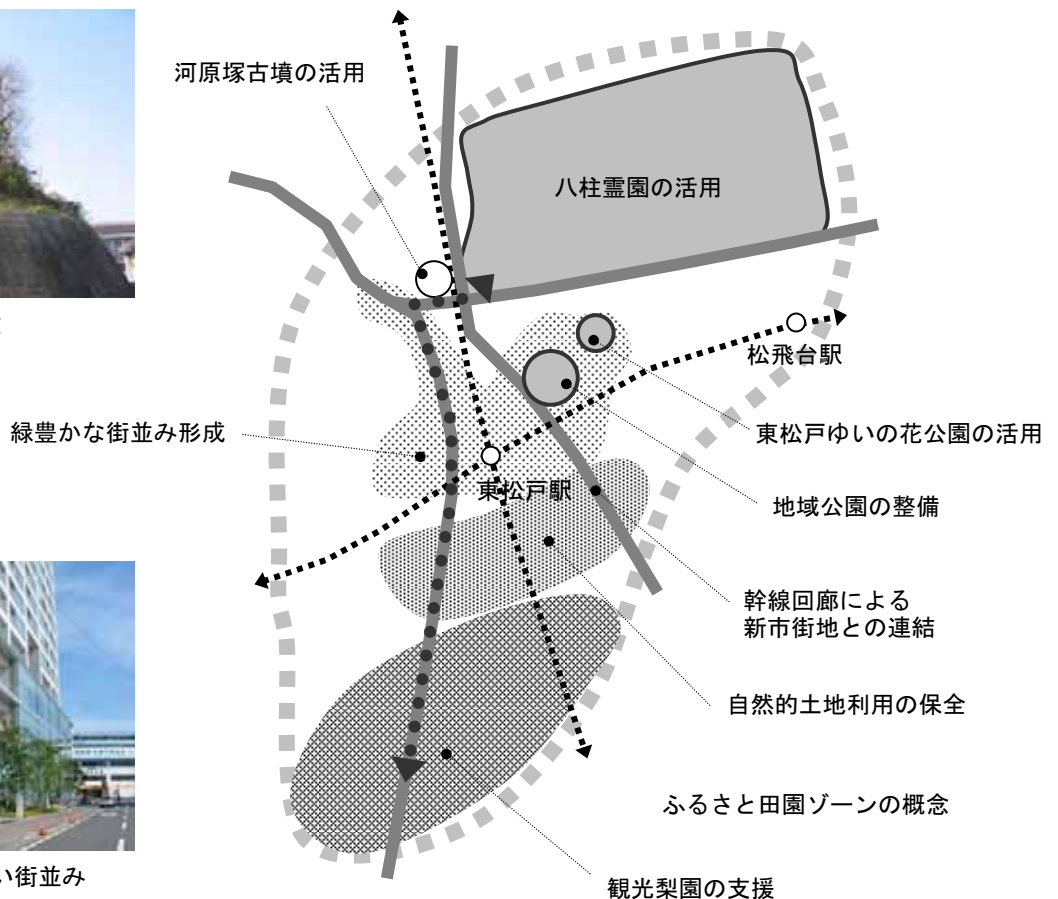
本計画での市民農園とは、農園利用方式による農家経営農園、体験農園、オーナー農園、観光農園などを含む。



河原塚古墳



東松戸駅前の新しい街並み



2) 江戸川グリーンラインの形成

松戸市の代表的な水辺空間である江戸川で、自然・レクリエーション・スポーツなどの機能を持ち、人や生きものにとって快適な水辺空間となる緑地の整備に努めます。また、江戸川低地部にある緑や水辺・歴史の資源とのネットワーク化のため、坂川などの河川の水辺環境整備に努めます。

●江戸川の水辺環境維持・向上

江戸川の河川環境の保全と向上を図るため、水際とその周辺を自然を守る区域として多自然化を進めます。また、多様な水域を形成し多様な生き物が生息できる環境づくりを行います。

●江戸川生きものサンクチュアリ

江戸川の水鳥や魚、水生植物の宝庫となるように、生きものサンクチュアリの形成など河川環境の向上を進めます。

●江戸川松戸フラワーラインの整備

市民にとって江戸川がさらに魅力的な場所となるよう、松戸三郷有料橋付近の河川敷で、市民と共に行う花畑の育成・整備に努めます。

●川の拠点施設の整備

江戸川サイクリングロード沿いの拠点施設や案内施設の整備を今後も進めます。

●水とみどりのネットワークの整備

江戸川、戸定が丘歴史公園、矢切の斜面林などのネットワーク性を高めるため、水辺の散策路を整備し、水と緑のネットワークの形成を進めます。

●いきいきふれあい健康交流拠点の形成と川のレクリエーション交流拠点の育成

江戸川沿いに展開する一連の緑地の起終点として、北部にいきいきふれあい健康交流拠点の形成を図り、南部に川のレクリエーション交流拠点を育成します。

*サンクチュアリ
直訳は「聖域」。ここでは、野鳥等の動植物が、人間の管理下から離れて、あるいはできるだけ人為的な影響を受けない状況で生物が生息する場所。



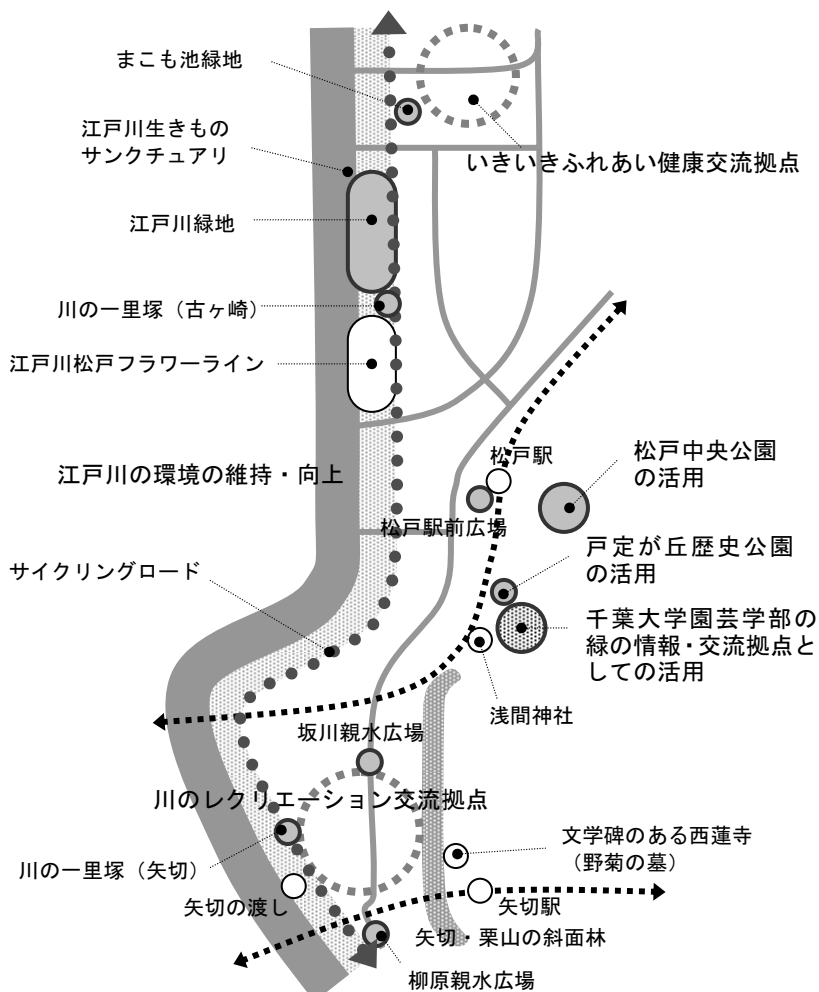
江戸川松戸フラワーライン



矢切耕地と斜面林



西蓮寺にある文学碑（野菊の墓）



江戸川グリーンラインの概念図

(4) 緑と水辺の回廊づくり

【緑の現況】

- ・現在市内には、国道・県道・市道あわせて約 79kmの街路樹で緑化された道路があります。このうち、約 71kmの市道に 30 種、約 11, 000 本の街路樹が植栽されています。これらは市民にとって大切な緑になっていますが、市全体をつなぐ幹線的な街路樹は整備されていません。
- ・街路樹の整備状況として、緑量の多い、サクラ類(主にソメイヨシノ)、ケヤキが特に多く、これらで全体の3分の1の本数を占めています。
- ・坂川河川再生事業などの水辺空間の整備や水辺の健康エコロードの整備などで、江戸川や坂川のネットワーク整備が進んでいます。しかし、河川全体の歩行空間の形成はまだ不十分です。

【現況からの課題】

- ・市民の身近な生活圏と大規模な公園などを市民が巡ることのできる、幹線的な回廊の整備が望まれます。
- ・回廊づくりには、街路樹などの緑と河川空間との連携が必要です。
- ・主に昭和 30～40 年代に植栽されたものの中には、生育に伴って歩道、車道の幅員に対して大きくなり過ぎているものもあります。

【施策の方向】

- 1) 緑の幹線回廊の形成
- 2) 水辺の幹線回廊の形成

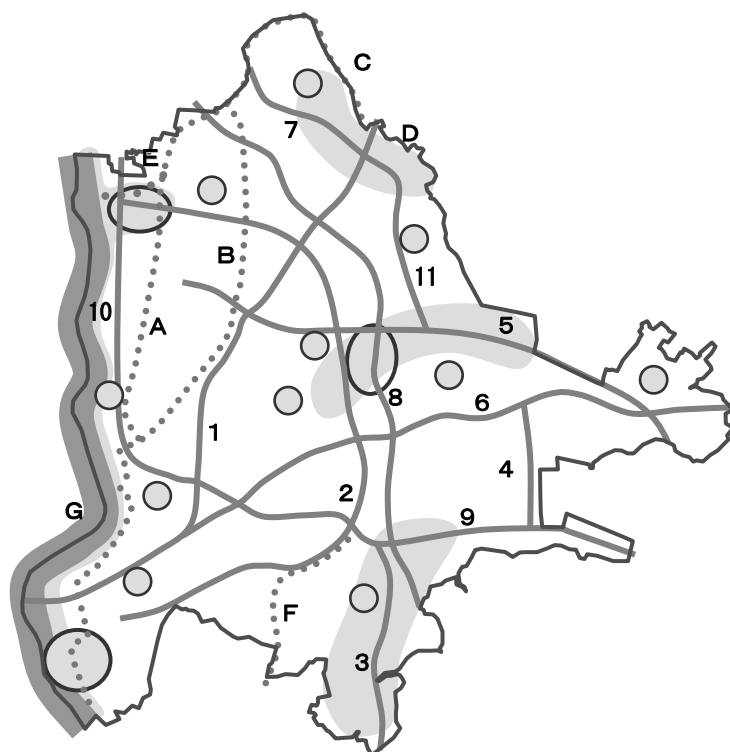
設定理由;緑の拠点・緑の空間・11 の地域の間を市民が行き交えるよう、歩道の整備と緑化のできる道路や河川を、幹線回廊として設定しました。

対象路線

- 1 一般国道 6 号
- 2 三矢小台主水新田線
- 3 紙敷高塚線
- 4 五香松飛台線
- 5 馬橋五香六実線
- 6 捻台六実線
- 7 小金大金平線
- 8 横須賀紙敷線
- 9 岩瀬串崎新田線
- 10 岩瀬七右衛門新田線
- 11 根木内金ヶ作線

対象河川

- A 坂川(プロムナード)
- B 新坂川
- C 富士川
- D 上富士川
- E 坂川放水路
- F 国分川
- G 江戸川(水辺の健康エコロード・サイクリングロード)



【施策の展開】

1) 緑の幹線回廊の形成

主に台地上部で地域や緑の拠点間を相互に人が行き交うために幹線道路を、街路樹・緑道などにより緑化していきます。また、道路や歩道の幅員にあわせ、年数が経過し現状において過大に生育した街路樹について植え替えを含む更新を検討し、順次実施していきます。

●主要な道路の緑化

災害時の避難路として歩行者の安全性を確保しつつ、市民の移動の際の連続的な緑の景観を確保するために街路緑化につとめます。

樹種は、路線ごとに特色を出すため、できるだけ路線で統一したものとしていきます。また、災害時の延焼防止に役立つよう、燃えにくい樹種を選定していきます。

馬橋五香六実線・三矢小台主水新田線については、市全域を対象に「緑の拠点」を連絡する幹線路線と位置づけ、あわせて生きものの移動空間としても機能させるため、ボリューム感のある緑化に努めます。

対象路線は、幹線回廊として緑化の対象となる道路は、幅員にゆとりがあり、歩道や街路樹の設置が可能なものとししました。

●既設街路樹の更新の検討

街路樹が生育によって交通や景観その他の面において、その場の現況に適合しない場合、樹種の変更を含む更新について積極的に調査・検討します。常盤平さくら通りのような名所となって樹種変更が難しいところは、木と木の間隔を現在より広くする等、既存の街路樹の保全と、車両や歩行者通行の調和に努めます。

また、既設の街路樹の樹種の変更を積極的に検討する場合は、街路樹として将来有望な樹種を通常の街路樹と同様に植栽して生育を観察する「街路樹実験区間」を設け、新設道路への植栽や樹種変更の最適化を図ります。

2) 水辺の幹線回廊の形成

主に江戸川低地部で人が行き交うために、坂川などの河川を、河川緑化・プロムナード・サイクリングロードなどにより環境整備をしていきます。

●主要な河川の環境整備

市民が快適に水辺を歩くことができるようにするため、河川の修景緑化・水質浄化に努めます。

坂川では歩行者が安全に移動できる空間を確保するため、「坂川河川再生事業」などを通じてプロムナードの整備に努めます。

幹線回廊として環境整備の対象となる河川は、今後、歩行者空間や緑化空間を確保できる可能性のあるものとししました。



坂川（上流部）



坂川（中流部）



坂川（下流部）

2. 11のまちの緑づくり — 地域の緑の物語をつくる —

施策の方針

『11のまちの緑づくり』では、

- ・ 11の地域それぞれの特徴・特性に応じた『地域単位の公園緑地整備』
- ・ 道路および河川を活用した『地域の緑と水辺の回廊づくり』
- ・ 公共施設や民有地での積極的な『緑の地域を創る緑化推進』

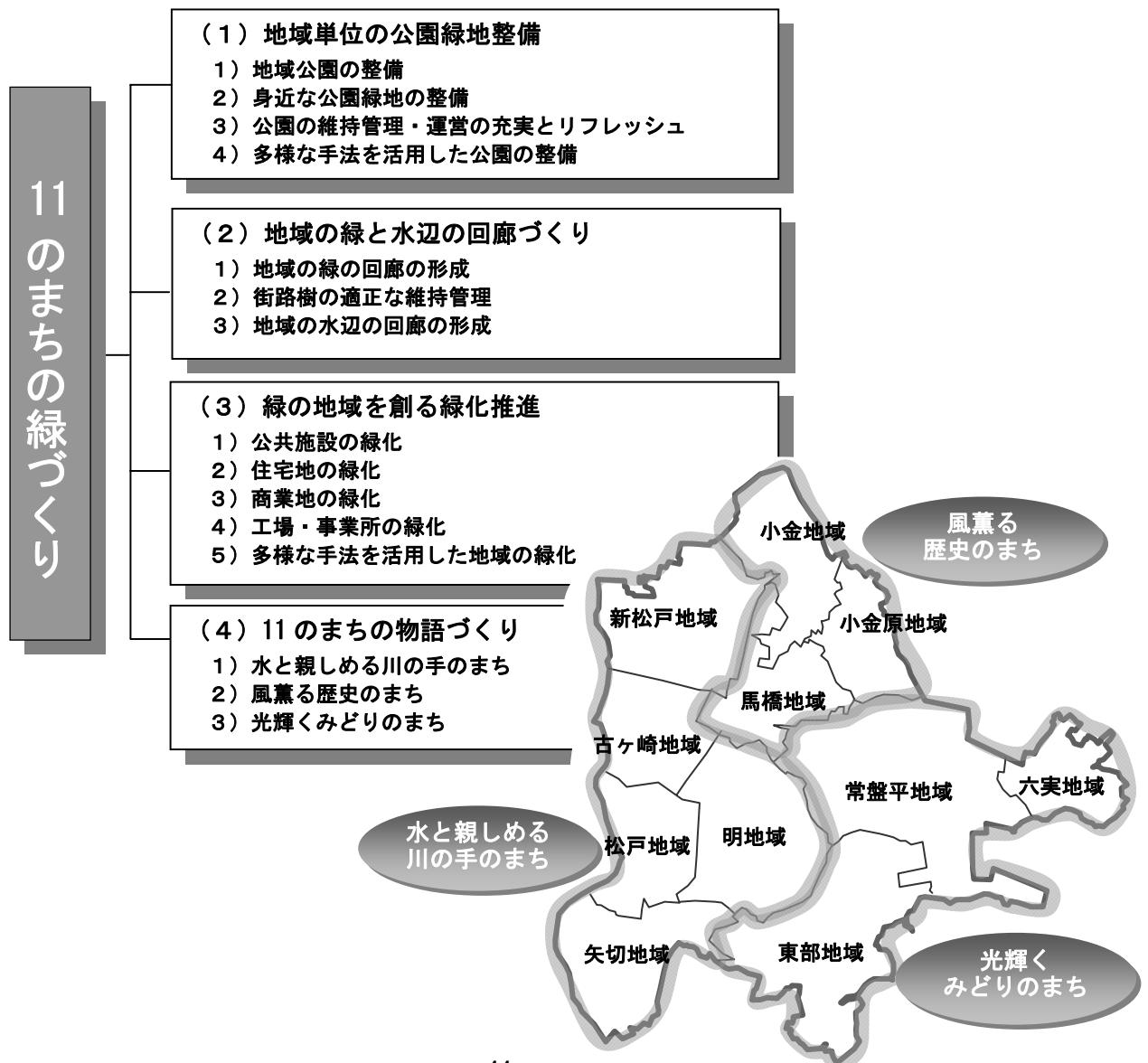
により、地域の特性に応じた「緑の物語」づくりに努めます。

都市公園の整備・活用の項でも述べたとおり、『地域単位の公園緑地整備』では、各11地域それぞれで「地域公園」の整備に努め、公園の維持管理の充実、リフレッシュや身近な公園緑地の整備により、市民のニーズにあった多様な公園緑地を身近に提供していきます。

『地域の緑と水辺の回廊づくり』では、地域内の街路緑化・沿道緑化や河川を活用した回廊づくりに努めます。

『緑の地域を創る緑化推進』では、公共施設や民有地の接道部を中心に緑化を行い、緑の地域景観をつくり出していきます。

『11のまちの物語づくり』では、3つの方向をもとに11の各地域ごとに公園整備および緑化に関するテーマをかかげ、これを実現するための方針に沿って、きめ細かな事業設定を行っていきます。



(1) 地域単位の公園緑地整備

【緑の現況】

- ・市民にとって最も身近なオープンスペースである街区公園は合計 47.23haで市民一人当たりでは 1.0 m²整備されています。一方、街区公園の誘致圏を半径 250mとして充足度をみると、市街化区域内で街区公園の不足する地域がみられます。
- ・緑のやすらぎやスポーツレクリエーションなどの機能を地域にもたらず近隣公園・地区公園は合計 24.83haで、市民一人当たりでは 0.5 m²整備されています。国の目標では近隣公園が市民1人当たり2m²、地区公園が市民1人当たり1m²であり、本市の近隣公園・地区公園の整備量は不十分と言えます。市街地内には、公園化が期待できるようなまとまった面積の用地が少ないこともあり、今後、近隣公園・地区公園を十分に確保することが難しい状況です。
- ・子どもの遊び場や学校のグラウンドなどの公共施設緑地が多く点在しています。
- ・公園は市民にとって、市内の大切な緑の一つとして認識されており、重要な都市の要素となっています。しかし、公園整備や緑化に対する要望も多くみられます。
- ・街区公園・近隣公園・地区公園のうち半数近くが 30 年以上前に整備された公園であり、周辺住民の利用実態にあわなくなってきました。
- ・高齢化社会の進展、都市の安全に対する関心の高まり、松戸市がかかえる都市的な問題の中で、身近な公園に対して市民が求める機能は、レクリエーションの場としてだけではなくなってきました。

【現況からの課題】

- ・市民が住み続けたいくなるまちとしていくため、公園の維持管理の充実や老朽化した公園の市民のニーズにあわせた再整備によって魅力ある公園や緑地を身近に増やし、生活圏の質の向上や安全なまちづくりを進めることが求められます。
- ・公園の不足する地域では、公共施設や民有地の緑地、生産緑地地区を活かした公園不足地の補完や公園の整備を推進することが求められます。
- ・積極的な公園緑地などの整備により、市が緑を大切にする姿勢を市民に対し明確にしていく必要があります。
- ・公園には、都市における地域のコミュニティ活動の舞台としての機能が求められます。

【施策の方向】

- 1) 地域公園の整備
- 2) 身近な公園緑地の整備
- 3) 公園の維持管理・運営の充実とリフレッシュ
- 4) 多様な手法を活用した公園の整備

【施策の展開】

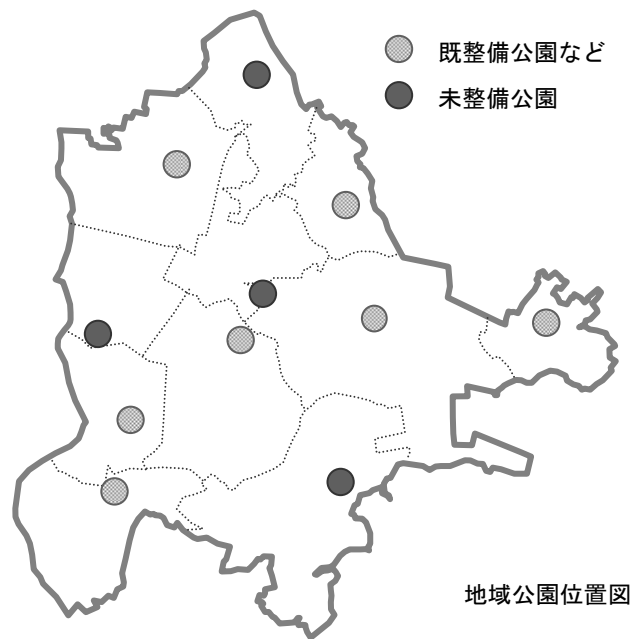
1) 地域公園の整備

各地域に1箇所の地域公園を位置づけ、地域のレクリエーションや防災の拠点としていきます。これらの公園は、幅広い年齢層の市民が快適に利用できるように、バリアフリー化を進めます。また、自然との調和のための環境整備や、コミュニティの育成のための拠点の整備に努めます。

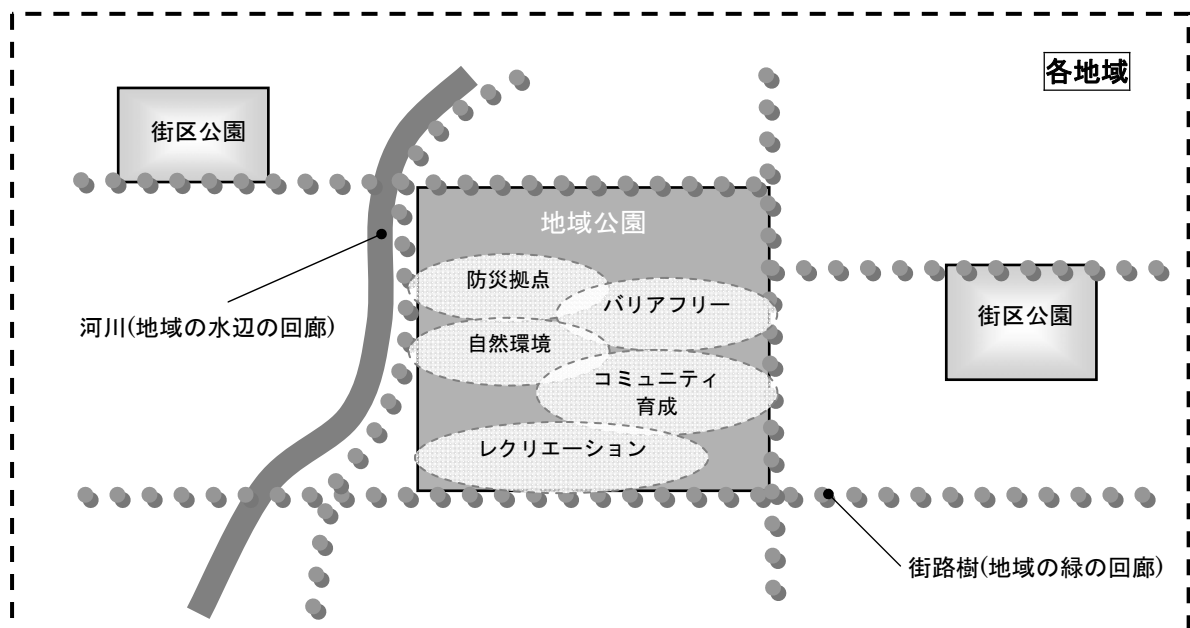
●地域公園の設定

地域公園は各地域に一箇所設定するものとします。対象は既存の運動公園・近隣公園・地区公園とします。これらが未整備の地域については、生産緑地地区などを活かして、公園整備に努めます。

松戸地域	松戸中央公園のリフレッシュ
矢切地域	柿ノ木台公園のリフレッシュ
明地域	松戸運動公園のリフレッシュ
古ヶ崎地域	生産緑地を活用した地区公園の整備
新松戸地域	新松戸中央公園のリフレッシュ
馬橋地域	市街地隣接地への地区公園整備
小金地域	生産緑地を活用した近隣公園の整備
小金原地域	小金原公園のリフレッシュ
常盤平地域	金ヶ作公園のリフレッシュ
東部地域	(仮) 紙敷第一公園の整備
六実地域	六実中央公園のリフレッシュ



地域公園位置図



地域公園の考え方

●地域公園の内容の充実

地域公園では、以下のような機能を持つ施設を整備します。現況でこれらの施設のない公園は、敷地の可能な範囲で施設を整備していきます。

・防災拠点化

地域防災計画と整合を取りながら地域の避難地の拠点として機能できるよう、努めます。

・バリアフリー化

施設のバリアフリー化を図り、誰もが利用しやすい公園づくりを目指します。

・自然環境に配慮した公園化

飛び石ビオトープとして、鳥類や昆虫が飛来できるように、樹林や食餌植物などの植栽に努めます。

・コミュニティの育成に資する公園化

近隣コミュニティのイベントや活動に使用できる多目的な広場などの整備に努めます。

・レクリエーション機能の強化

子どもから高齢者まで、さまざまなレクリエーションニーズに対応した公園づくりを目指します。

*バリアフリー

建物や道路・公園、公共交通機関等に存在する段差や危険を極力排除することで、あらゆる人があらゆる場所に、障壁なしで出かけられるようにしていくこと。

2) 身近な公園緑地の整備

既設の街区公園に加え、民間緑地・子どもの遊び場・生産緑地地区を活用して計画的な街区公園の整備に努めます。

また、市民の様々な要望に応えるため、歴史や自然・花を活かした多様な緑地の積極的な整備に努めます。

●街区公園の整備

街区公園は住居系用途地域や準工業地域で 250 m の誘致圏を満たすことを基本として配置していきます。

街区公園の不足地では、子どもの遊び場・生産緑地地区を活用し公園整備に努めます。また、公園用地の望めない不足地では、工場・店舗や公共施設の跡地などの適当な用地が出た際に、積極的に街区公園として整備していきます。

●クロスロードパークの整備

歩道にゆとりのある道路や都市計画道路・河川などの主要な交差点や橋詰めで、緑化可能な用地が発生した際には、クロスロードパークとして緑化に努めます。

●駅前緑空間の整備

駅前広場では、プランター設置だけでなく、植栽基盤の整備を行い、花や花木などを植栽することで、緑の空間としてグレードアップをしていきます。

●ポケット花壇づくりの促進

市民が日常的に土いじりができる空間を増やしていくため、市民団体が管理する花壇の整備を、河川や道路敷地内や公園などの公共の空間を利用して、引き続き整備していきます。

●湧水・親水施設の整備

水辺や自然にふれあえる空間を市内に増やすため、市内に残された湧水や水路を保全し、親水施設の整備を進めていきます。

●市民農園の開設支援

市民に土とのふれあいの場を提供していくため、農地の所有者に働きかけを行い、市民農園、体験農園、オーナー農園、観光農園の開設を促進していきます。また、市民農園の利用者同士のコミュニケーションの場づくりに努めます。

●市民緑地の整備の促進

樹林地の保全もかねて、市民の利用しやすい形態の平地林などを中心に市民緑地として指定し、散策や自然観察ができるよう整備を行っていきます。



街区公園（もえぎの風公園）



クロスロードパーク

3) 公園の維持管理・運営の充実とリフレッシュ

公園は、地域にあって貴重な緑の資源です。今後は、新たな公園を整備することだけでなく、これまで整備してきた公園をより魅力あるものとし、また地域のコミュニティの舞台となるよう活用していくことが重要となります。

そこで、市民のニーズを把握しながら、既存の公園の魅力の向上に向けた維持管理・利用・運営の充実を図るとともに、既存の街区公園を中心として開設からある程度の年数が経過し、周辺住民のニーズにあわなくなった公園の(全面的な)リフレッシュに努めます。

魅力ある公園づくりに当たっては、子どもたちの遊び場として安心・安全な公園づくり、バリアフリー化された人に優しい公園づくり、一時避難地としての安全性を高める公園づくりなどを基本に、みどりの市民力を活用していきます。

また、身近な緑について一定水準の緑の維持管理がなされるよう、管理水準の向上を目指します。

●公園の維持管理・運営の充実

公園をより市民に密着したものとし、利用者の満足を創出していくために、ニーズの把握や指定管理者制度の活用などに努め、公園の維持管理・運営の充実を図ります。また、公園の里親制度(アダプト制度)の創設や公園ガイドの育成、地域住民によるプレイリーダーの活用などを含め、より魅力ある公園づくりをパークマネジメントの観点から検討していきます。

さらに、公園の維持管理で発生した剪定枝や落ち葉のリサイクルの仕組みづくりを検討します。

●公園のリフレッシュ

開設から年数が経過し、周辺住民の利用実態にあわなくなった公園や遊具をリフレッシュします。公園のリフレッシュに際しては、利用者のニーズを反映させるために、周辺住民を含めたワークショップ などによって、維持管理や利用・運営などを含めたリフレッシュ計画づくりを行っていきます。

●公園のバリアフリー化

すべての市民にとって優しい場所とするため、出入口・園路・トイレ・水飲み場など、必要な施設のバリアフリー化を進めていきます。

●防災機能の確保

公園を災害時における一時的な避難場所や地域の復旧活動の場として機能させるため、防火植栽や災害活動スペースの確保に努めます。

●みどりの市民力による活性化

地域の公園づくりにおいては、地域の住民を中心とした、市民ボランティア、地域住民、学校・大学、企業との協力関係に基づくみどりの市民力によって推進していきます。

●緑の管理計画などの作成

公園などの緑の管理水準の向上を図るとともに、緑の特性に応じた効率的な剪定などの樹木の管理方法や管理時期について管理計画やマニュアルの作成に努めます。

●緑のリサイクルの推進

管理や清掃などにより生じた剪定枝や落ち葉などは、チップ化や堆肥化してリサイクルし、公園の緑や広場の管理などに使用します。今後は、市民や企業も参加できる仕組みづくりに努めます。

* 里親制度

公園などを養子にみたくて、市民などが親として維持管理を行う仕組み。

* プレイリーダー

子どもたちの遊びをサポートし、自由に遊べる環境を守る役割を持つ人材。

* ワークショップ

直訳では「仕事の間・作業場」。本計画では、何かしらの仕事や作業を共に行いながら、立場の違うもの同士の意見や技術の交換を行う実習タイプの研究会の事。近年、まちづくりや公園などの施設づくりの際に試みられている。

* PFI手法

公共が提供してきたサービスや施設建設や運営などについて、民間の資金や経営能力・技術などを活用し、民間が主体となって事業を進める手法。

4) 多様な手法を活用した公園の整備

借地による公園の確保や、土地の確保が困難な市街地などにおいて公園を確保するために人工地盤などの上部を活用した公園(立体都市公園)の整備、PFI 手法による民間資金の導入など、効率的に公園を整備する手法を検討します。

(2) 地域の緑と水辺の回廊づくり

【緑の現況】

- ・緑は、人間を含めたあらゆる生き物の生存において大切なものです。樹林地や公園などを連結する街路樹や河川は、生き物にとっての移動経路としてだけでなく、生息空間となっています。
- ・現在、市内には約 79kmの街路樹が整備されていますが、地域ごとの整備量に大きく差が出ています。緑の回廊として機能する街路樹は、小金原団地・常盤平団地・新松戸の中高層住宅地などでみられますが、その他の地域では連続性はなく単発的な街路緑化にとどまっています。
- ・街路樹は、緑の回廊を形成する重要な緑であるといえます。街路樹に関して市民からは、害虫が発生している、自宅の敷地内に枝が伸びてきている、枝が生い茂って日当たりが悪い、落ち葉で迷惑している、などの要望が多く寄せられています。
- ・植栽後 30 年以上経過しているものは、大きく成長し、街のシンボルになっています。
- ・病気に弱い、季節感に乏しいなどの理由で管理上の問題が多く、住民からも不評な樹種もあります。
- ・自然樹形型の管理をしているサクラ類、ケヤキは枯枝がよく発生します。枯枝は落下しやすく、歩行者や車両へ危険を及ぼしています。
- ・歩道の落ち葉の清掃は、沿道の住民が行っている場合がほとんどですが、紙袋や竹ぼうきの費用がかかる、高齢になって作業が辛くなった等の意見が寄せられています。
- ・坂川や国分川では、河川環境の再生が進み、水と緑の拠点としての役割を發揮しています。
- ・市民意識の中で、高齢社会の進展や都市防災への関心が高まっていますが、安全な歩道空間を持つ道路が少ない状況です。

【現況からの課題】

- ・うるおいのある街並みづくりのために、ゆとりある歩道空間を確保し、街路樹などにより歩行者空間の環境を改善していくことが求められます。
- ・ゆとりある歩道空間や河川を活かしながら、地域単位の回廊を形成することにより、公園や緑地、その他の歴史的・自然的資源の有効な活用を促すことが求められます。
- ・街路樹や河川の生き物の移動経路や生息空間としてのエコアップが望まれます。
- ・街路樹や沿道の緑化整備により市民にとって魅力的な道や街並みを増やしていくことが求められます。
- ・街路樹の生長によって管理に要する作業量が年々増大しており、効率的な管理手法の確立が求められています。
- ・街路樹の根元の除草、根元から伸びる細い枝の剪定等の軽微な作業については、緑の地域活動としての実施も検討中ですが、歩車道の幅員が狭いところが多く、作業中の交通事故の防止が求められます。

【施策の方向】

- 1) 地域の緑の回廊の形成
- 2) 適正な街路樹の維持管理
- 3) 地域の水辺の回廊の形成

【施策の展開】

1) 地域の緑の回廊の形成

都市の緑づくりで展開された幹線回廊とあわせ、地域の緑の回廊づくりを行います。このため、ゆとりある道路の整備にあわせて街路緑化を推進していき、地域全体の緑を結びつけます。

また、緑化の困難な細街路については、沿道の公共施設や民有地の緑化を進めることにより連続した緑の景観を街並みに加えていきます。

●ゆとりある道づくりの中での緑化

すべての市民にとってやさしい道づくりを目指し、ゆとりある歩道の整備を行い、これとあわせて歩道空間のゆるす範囲で、植樹帯や街路樹による緑化を行っていきます。

●コミュニティ道路づくりの中での緑化

商業地や住宅地の地区内道路では、生活環境の向上や歩行者や自転車の安全性を確保するための、歩車共存型のコミュニティ道路の整備にあわせて緑化を行います。

●沿道緑化の推進

連続した生物生息空間として緑の回廊の形成とエコアップに努めます。また、緑化困難な細街路については、周辺の公共施設や公園・住宅地・事業所などの沿道緑化を進めることで緑の連続した景観・環境を市街地に創り出していきます。

*コミュニティ道路

歩行者にとって快適な空間とするため、車道を蛇行させたり、車の速度を下げたり、交通量を減らすように配慮した道。

2) 適正な街路樹の維持管理

徒歩による街路樹のパトロールなどを定期的に行い、街路樹の適正な維持管理に努めます。

●専門家による街路樹診断

樹木医など専門家による街路樹診断を実施し、長期的な視野に立った街路樹保全・管理を行います。

●適正な植栽方法などの検討

病虫害の発生時における、農薬に依存しない管理手法の更なる向上を目指します。また、病気に強い樹種の選定や植栽方法などについて検討します。また、車道側の剪定に配慮するとともに、苗木を植栽した場合は、早い段階で将来の樹形を意識し、車道側の枝を中心に手入れを行います。

●市民の街路樹に対する意識啓発

街路樹の役割、市内の街路樹の見所、問題点等を分かりやすく説明する「街路樹出前講座」を積極的に行い、市民の街路樹への理解を深めます。

●市民による維持管理活動の支援

落ち葉の清掃については、街路樹沿道の市民の負担が少なくなるような、落ち葉回収方法を検討します。また、街路樹の保全・管理についても市民・企業など各主体の特性を活かした、みどりの市民力の導入を目指します。



樹木医による街路樹診断

3) 地域の水辺の回廊の形成

都市の緑づくりで展開された幹線回廊を補うものとして、江戸川低地部などで、水辺の環境整備に努め、地域の水辺の回廊づくりを行います。

●水辺の環境整備の推進

江戸川低地部には、江戸川や坂川などの河川のほかに、多くの水路などの水辺が存在しています。これらの水辺を地域で活用するために、水辺の環境整備や歩行空間の整備を行います。

(3) 緑の地域を創る緑化推進

【緑の現況】

- ・市ではこれまで、民間の宅地や商業施設などの開発に際して、緑化指導や公園の整備を促進してきました。
- ・商業施設が集積している地域では、地上部での緑化が進まない状況があります。
- ・民有地の緑化を促進させるための指導のほか、中高層のマンションを対象にした緑化推進モデル地区事業や、戸建て住宅に対する生垣設置の助成、工場や事業所に対するプランター貸し出しや花壇の設置負担事業などの緑化の支援事業を行ってきました。しかし、管理に対する負担感から、緑化推進モデル地区以外の支援策は、いまだ民有地緑化の効果的な施策とはなっていません。
- ・北総鉄道駅周辺の土地区画整理事業では地区計画が導入され、緑化が期待できる敷地のゆとりの確保などにより良好なまちづくりへの誘導を始めています。
- ・市内の公共施設の緑化率は、緑の基本計画の策定後に推進された積極的な緑化と樹木の生長などに伴い、平均して 43.4%と高い水準になってきました。しかしながら、緑化するスペースが残っている施設も存在しています。
- ・「花いっぱい運動」により、プランターの貸し出しや花壇の設置を行っており、その多くが市民や団体・企業の手によって管理されています。

【現況からの課題】

- ・特色ある良好な生活環境を持った緑の地域を形成するために、市民・企業など、みどりの市民力を担う各主体がみずから緑化を行える環境づくりと、支援策を充実させる必要があります。
- ・商業地での緑化を進めるために、地上部以外のスペースに緑を導入することが必要です。
- ・工場などの緑化を進めるために、緑化の指導・支援が必要です。
- ・市は、公共施設の緑化をさらに徹底させるために緑化基準を設け、率先して緑化を推進していく姿勢が求められます。また、生長した樹木の管理面での向上が必要です。
- ・民有地・公共施設の緑化スペースを確保し、効果的な緑化を進めるため、接道部を中心とした緑化を促進していくことが求められます。

【施策の方向】

- 1) 公共施設の緑化
- 2) 住宅地の緑化
- 3) 商業地の緑化
- 4) 工場・事業所の緑化
- 5) 多様な手法を活用した地域の緑化



【施策の展開】

1) 公共施設の緑化

公共施設は、これまで緑のまちづくりに貢献するよう、様々な緑化に努めてきましたが、緑の回廊を形成するような緑の空間の確保については、十分であるとはいえません。そこで、個々の施設が緑のまちづくりの中でさらに大きな役割を果たすことができるよう、施設ごとに緑化基準を定め、隣接する道路などと一体的な整備を図り、緑化のモデルとなることを目標とします。国や県などの施設についても、同様の緑化を要請していきます。

また、市民と市が協力して行っている「花いっぱい運動」を、みどりの市民力によって、できるだけ多くの公共施設で行えるように努めます。

●宅地開発事業による緑化基準の設定

松戸市における宅地開発事業等に関する条例(平成13年松戸市条例第35号、以下「宅地開発条例」という。)に、規模別の公共施設の緑化面積や接道部に対する緑化要件などの緑化基準の設定を検討します。

●公共施設の接道部緑化などの推進

景観法の制定を踏まえ、公共施設の緑化がより緑の景観づくりに役立つようにします。また、隣接する道路でゆとりある歩道整備が行われる際は、接道部をできるだけ緑化することで、総合的にうるおいのある公共空間を地域内に創り出していきます。

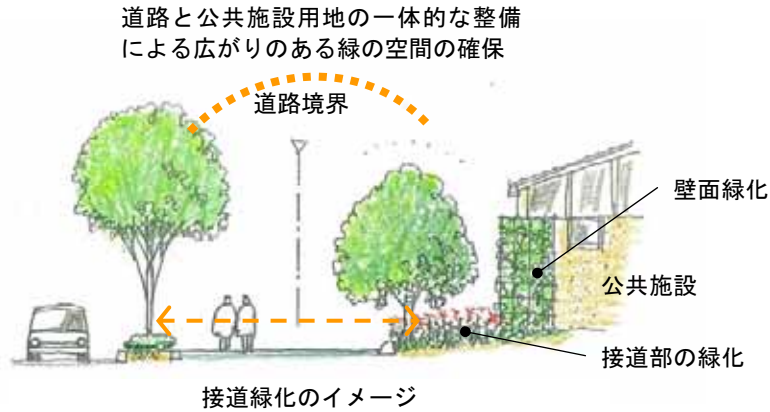
また、都市景観の向上や都市気象の緩和に役立っていくため、屋上緑化や壁面緑化を推進します。

●花いっぱい運動による花壇・プランターの設置の推進

支所・保育所・学校・消防署へのプランター・花壇の設置を引き続き行うとともに、みどりの市民力による「花いっぱい運動」の推進を目指します。

●学校緑化の推進

学校では、従来どおり緑化を推進していきます。特に、生垣などによる接道部緑化、子どもたちが土とふれあい、自然を学ぶための学校農園や学校教材園などの整備や、花いっぱい運動にあわせた花壇緑化を推進していきます。



2) 住宅地の緑化

市街地の中で最も大きな面積を占める住宅地では、都市計画手法や協定によるまちづくりの誘導によって、接道部緑化を推進していきます。また、花や緑が美しい魅力的な生活空間づくりに向けて、みどりの市民力によって積極的に進めるものとします。

●土地区画整理事業の際の地区計画による緑化を行いやすい環境づくり

今後、土地区画整理事業の行われる住宅地では、積極的に地区計画を適用し、宅地面積の最低限度・外壁後退などにより、緑化スペースを生み出し、生垣や庭木が植えられやすいような環境づくりを行っていきます。

●緑地協定による緑化推進

「暮らしが自然と調和する緑のふるさと」を目標とし、集合住宅や戸建ての住宅団地において、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を積極的に働きかけて、緑化を推進していきます。

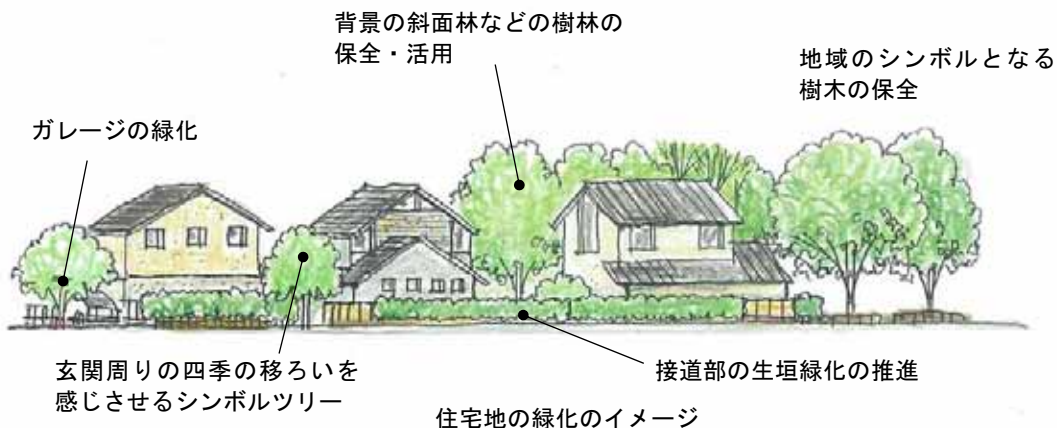
●宅地開発条例による緑化指導の継続

今後も、宅地開発条例による住宅地の緑化指導を行います。また、接道部緑化を行った場合、敷地内緑化率を緩和するなど、接道部緑化や壁面緑化を促進するための緑化指導を検討していきます。

●助成による接道部緑化の推進

現在の生垣助成制度を、生垣だけでなく壁面緑化などの接道部緑化への適用や、地域の緑と水辺の回廊に隣接する宅地の生垣や連続した数軒の生垣などへの助成の優遇を検討していきます。

さらに、市の広報・緑の機関誌・パンフレットなどを通じて積極的に接道部緑化助成をPRし、助成適用を増やすよう努めます。



3) 商業地の緑化

商業地では、再開発などの新しいまちづくりの中で、都市計画手法や指導により緑化の行いや環境づくりを誘導していきます。あわせて、様々な緑化助成・支援を行うことで、景観や都市環境の面でも満足できる商業地づくりを進めていきます。

●まちづくりにあたっての地区計画などによる緑化を行いやすい環境づくり

商業地でも緑化のための用地を確保するために、まちづくりなどの際には、地区計画により、道路境界からの距離を定め建築し、確保された空地を対象に緑化を誘導していきます。特に主要な道路に接した空地は、歩道空間とあわせて、ゆとりとうるおいのある歩行者空間を創り出していきます。

●宅地開発条例による緑化指導の拡大

住宅地と同様に今後も、宅地開発条例により店舗などの緑化指導を行います。また、接道部緑化を行った場合、敷地内緑化の率を緩和するなどして、接道部緑化を促進します。

●花壇整備の推進

商業地において、公共花壇の整備を引き続き行い、商店会などを中心としたみどりの市民力による「花いっぱい運動」を推進し、魅力的な空間づくりに努めます。

また、企業・商店などによる地域活動・社会貢献活動を通じた資金面や人的支援を促し、花いっぱいのみちづくりを目指します。

●助成による接道部緑化の推進

商業地の緑化誘導・指導の促進策として、住宅地の緑化であげた接道部緑化についての助成を、店舗にも適用し接道部の緑化を推進していきます。

●屋上緑化・壁面緑化や公開空地の緑化の誘導

商業地の緑を増やし、都市景観の向上や都市気象の緩和に役立てていくために、屋上緑化や壁面緑化を促進するとともに、公開空地などの敷地内のスペースの緑化を誘導していきます。



商業地における花緑化

4) 工場・事業所の緑化

工場・事業所の多い地域においては、緑の量は極めて少ない状況です。しかし、今後は企業による地域活動や社会貢献活動における資金面や人的支援を受け、市民と一体となったみどりの市民力の構築を目指すとともに、できるだけ緑化がなされるよう指導・誘導し、緑化助成・支援により緑化を促進していきます。



事業所における緑化

●宅地開発条例による緑化指導の拡大

工場立地法や工場等制限法の規制緩和により、今後の工業系用途地域内での工場の移転や新築が活発になることが予想されます。このため、新たな工場が立地または既存工場の建て替えの際には、良好な緑化を行ってもらうために、現在の宅地開発条例により緑化指導を行うほか、接道部の緑化基準を設けて緑化指導していきます。

●工場・事業所に対するプランター貸し出し・花壇設置の推進

現在、「基金事業」「花いっぱい運動」の中で行っている工場・工業会に対する、プランターの貸し出しや花壇の設置を引き続き行います。

●助成による接道部緑化の推進

工場の緑化誘導・指導の促進策として、住宅地の緑化であげた接道部緑化についての助成を、工場にも適用し、接道部の緑化を推進していきます。

5) 多様な手法を活用した地域の緑化

一定の広がりのある地域において、土地利用などに合わせた多様な手法を活用しながら、緑を総合的に確保していきます。

●屋上緑化・壁面緑化の誘導

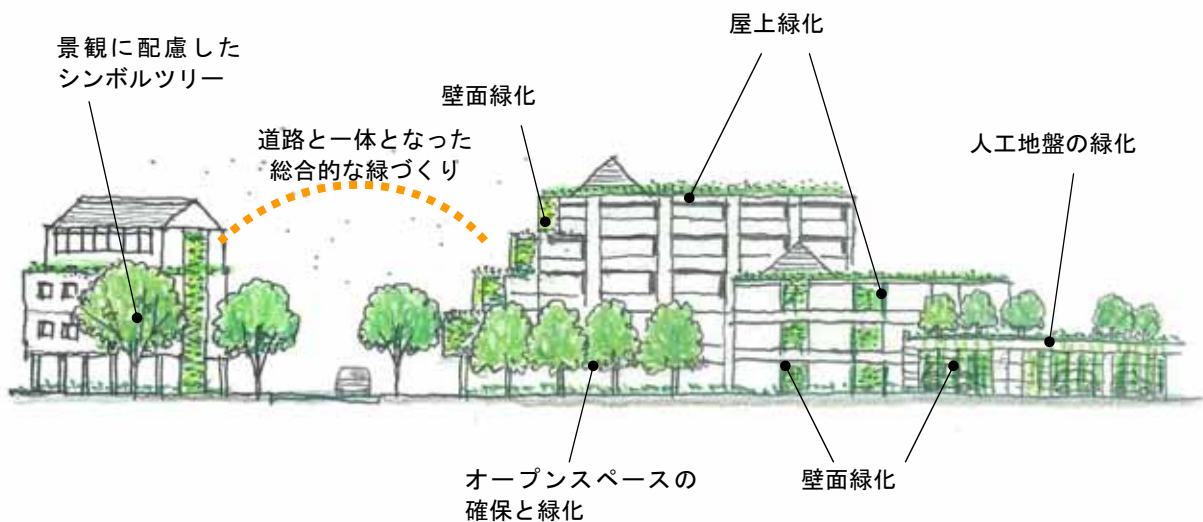
緑化のスペースなどが少ない市街地などにおいて屋上緑化や壁面緑化を推進していくために、助成制度などの必要な支援措置を検討します。

●緑化地域の指定の検討

良好な都市環境の形成を図る上で必要な緑が不足している市街地において、緑化を積極的に誘導し緑を創出するために、都市緑地法に基づく緑化地域の指定について検討します。

●景観形成に配慮した地域緑化の推進

景観形成上重要な地区などにおいて、景観形成施策と連携しながら、緑化の誘導を積極的に誘導していきます。

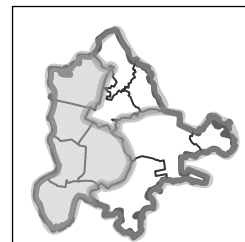


多様な手法を活用した緑化のイメージ

(4) 11 のまちの物語づくり

1) 水と親しめる川の手のまち

水と親しめる川の手のまちは、市域の西側に位置し、松戸地域・矢切地域・明地域・古ヶ崎地域・新松戸地域の5つの地域からなるまとまりです。



①松戸地域

【緑の現況】

- ・松戸駅を中心とした市内で最も大きな商業地を持つ地域です。
- ・地域の西部に江戸川、中央部に坂川・新坂川が南北に流れています。
- ・半数以上の公園が30年以上前に整備された地域です。
- ・市街地に緑は少ないですが、まちの背景に斜面林がみられる地域です。
- ・地域内の一部で公園が不足しています。

【緑の課題】

- ・市外から訪れる人が最も多い地域であるため、松戸市の顔としてふさわしい緑化による、美しい街並みづくりが求められます。
- ・建物が密集し緑化を行う場所が少ない地域であるため、市街地を流れる坂川や商業地の公開空地・歩道を活用した緑化を行うことが求められます。
- ・ヒートアイランドや、自動車の集中による空気の汚れなどを少しでも緩和させるための市街地の積極的な緑化が求められます。

* ヒートアイランド
冷房や自動車などの人間活動による熱の発生や、アスファルトやコンクリートが多く太陽熱が吸収・蓄積されやすいことにより、これらが集中する都市部だけが郊外に比較して温度が高くなる現象。これを防ぐために、緑地や風の通る道を都市につくることが効果的であるといわれている。

【計画のテーマ】

斜面林と江戸川に囲まれた緑花清流のまち

●江戸川沿い斜面林ゾーン(P28 参照) ●江戸川グリーンライン(P41 参照)

【計画の基本方針】

●駅周辺の効果的な緑化による松戸市の顔づくり

50 万都市にふさわしい、松戸の顔を創るため、街路樹や草花などにより効果的に緑化を進めます。

- ・駅前緑空間の整備
- ・再開発に伴う公開空地や商業地の魅力的な緑化
- ・アーバンオアシスの整備

●水辺を活用した地域内の回廊づくり

坂川・新坂川などの河川を活かして、社寺や公園を河川や街路樹でつなげます。

- ・水辺の緑化・親水化による河川環境整備
- ・松戸駅から江戸川へつながる道路緑化
- ・ゆとりある道路の整備と緑化の推進
- ・主要道路沿線の緑化推進

●市民が身近に親しめる様々な緑空間の形成

公園だけでなく、様々な花壇や広場をまちの中に整備していきます。

- ・地域公園：松戸中央公園のリフレッシュ
- ・みどりの市民力による街区公園のリフレッシュ
- ・雷電神社・竹ヶ花雷電湧水・こどもの遊び場が一体になった空間の活用
- ・子どもの遊び場・生産緑地地区・公有地を活かした街区公園の整備
- ・みどりの市民力による戸定が丘歴史公園の活用
- ・クロスロードパークの設置

* 公開空地
建物などの敷地内に確保する公開制の高い空地。



松戸中央公園



戸定が丘歴史公園

- ・ポケット花壇の設置
- ・市民農園の開設支援
- ・千葉大園芸学部の緑の情報・交流拠点としての活用

●市街地の環境を支える江戸川・斜面林の保全・活用

市街地の景観・環境を守るため、江戸川と金山神社から千葉大学周辺の斜面林を保全・活用します。

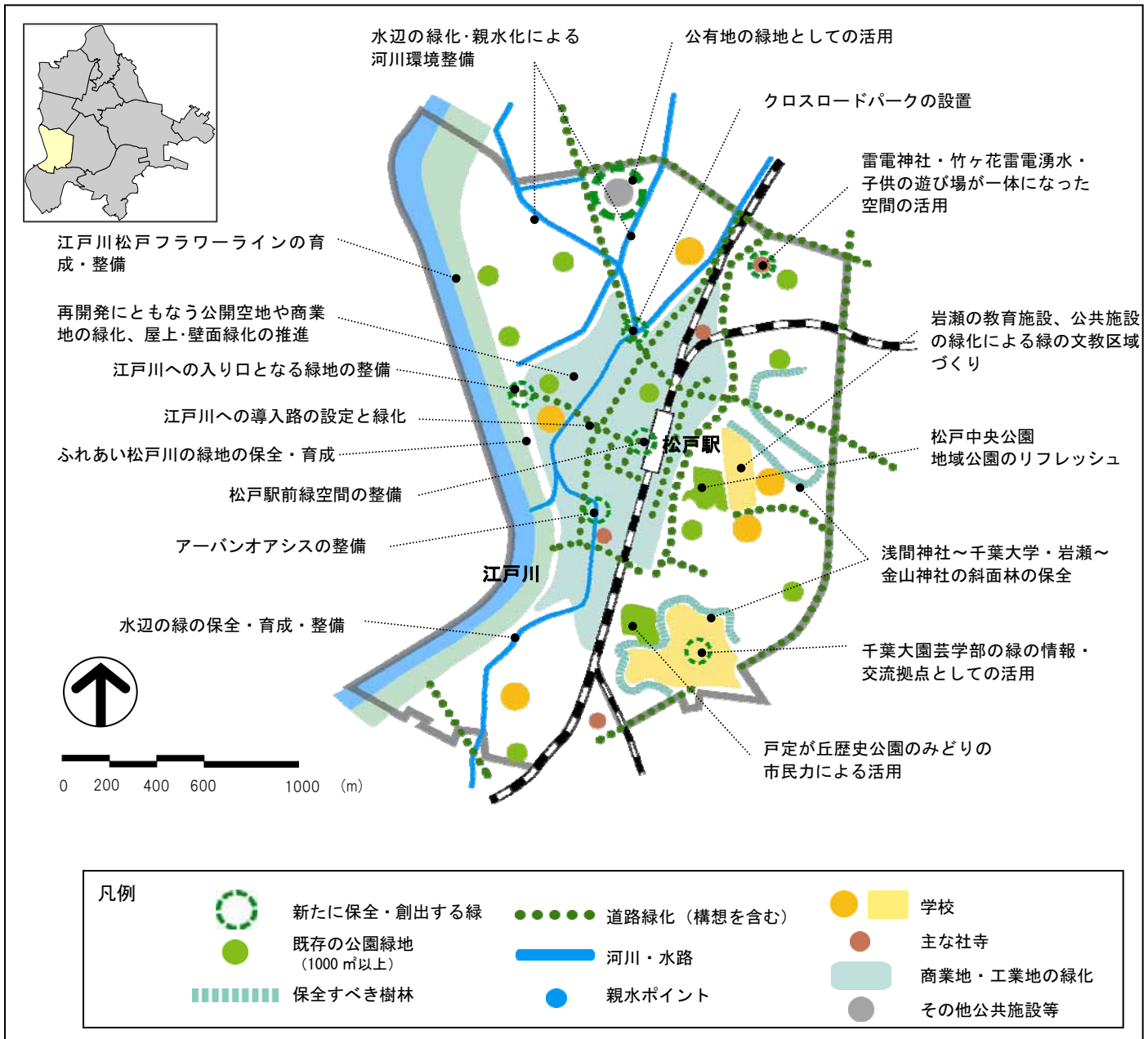
- ・江戸川松戸フラワーラインの育成・整備
- ・ふれあい松戸川と沿川緑地の保全・育成
- ・坂川の水辺の緑の保全・育成・整備
- ・江戸川への入り口となる樋野口付近の緑地の整備
- ・浅間神社～千葉大学・岩瀬～金山神社の斜面林の保全
- ・斜面林の景観保全のための開発の規制・指導

●市街地の環境をよりよくする緑化の推進

市街地の環境を向上させるため、屋上・壁面緑化や公共施設の緑化を推進します。

- ・屋上・壁面緑化の推進
- ・聖徳大学など、岩瀬の教育施設、公共施設の緑化による緑の文教区域づくり

【計画の方針図】松戸地域



②矢切地域

【緑の現況】

- ・台地上部には、主要地方道市川・松戸線沿いの従来からの住宅地と、二十世紀が丘の整備の行き届いた住宅地がみられます。
- ・江戸川沿いの低地部には農地が広がり、西に江戸川の堤防、東に矢切の斜面林が見られ、農地の中央部には坂川が流れる、広大な景観をもっています。
- ・半数以上の公園が 30 年以上前に整備された地域です。
- ・地域内の一部で公園が不足しています。
- ・松戸市の代表的な樹林地である、矢切の斜面林や浅間神社の樹林があります。
- ・数多くの社寺や野菊の墓、矢切の渡しといった、松戸の歴史や文化を伝える場所があります。
- ・東京外かく環状道路(外かん)が整備中です。

【緑の課題】

- ・JR常磐線からも良く見え、松戸市の緑のイメージを創り出している、矢切の斜面林や江戸川沿いの農地の景観を守る必要があります。
- ・坂川などの水辺や樹林がもつ良好な環境を保全しながら、適切な土地利用を誘導していく必要があります。
- ・過密化しがちな台地上部に、ゆとりある生活空間を創り出す必要があります。
- ・特徴的な観光資源となる歴史的遺産等の資源を活かした公園づくりが行えます。

【計画のテーマ】

水辺と斜面林がつなぐ自然と人が交流するまち

●江戸川沿い斜面林ゾーン(P28 参照) ●江戸川グリーンライン(P41 参照) ●川のレクリエーション交流拠点(P36 参照)

【計画の基本方針】

- 松戸のシンボルである矢切斜面林の保全
JR常磐線・北総鉄道などから見え、良好な景観をもつ矢切・栗山の斜面林を保全します。
 - ・矢切・栗山の斜面林、浅間神社の樹林に対する特別緑地保全地区の指定
 - ・斜面林の景観保全のための開発の規制・指導
 - ・外かんの整備に伴う斜面林のみどりの市民力による復元
- 水と緑が織りなす快適な環境の形成
江戸川・坂川・矢切の斜面林によってつくられる、快適な環境を持つ生活空間を形成します。
 - ・坂川の河川環境の保全・整備
 - ・柳原親水広場の活用
 - ・公共施設の接道部緑化の推進
 - ・坂川親水広場を活かしたクロスロードパークの整備
 - ・江戸川サイクリングロードの整備
 - ・外環上部を利用した(仮称)矢切市民の森と広場の整備
 - ・江戸川スーパー堤防の活用



坂川親水広場

●ゆとりある住宅地での緑化の推進

台地上のゆとりある住宅地を中心に、緑化や公園の整備を推進します。

- ・地域公園：柿ノ木台公園のリフレッシュ
- ・生産緑地地区などを活用した街区公園の整備
- ・みどりの市民力による身近な公園のリフレッシュ
- ・街区公園の住民による緑の地域活動の促進
- ・駅前緑空間の整備
- ・街路樹・生垣による沿道緑化の推進
- ・保全樹林地区等・保護樹木の指定促進



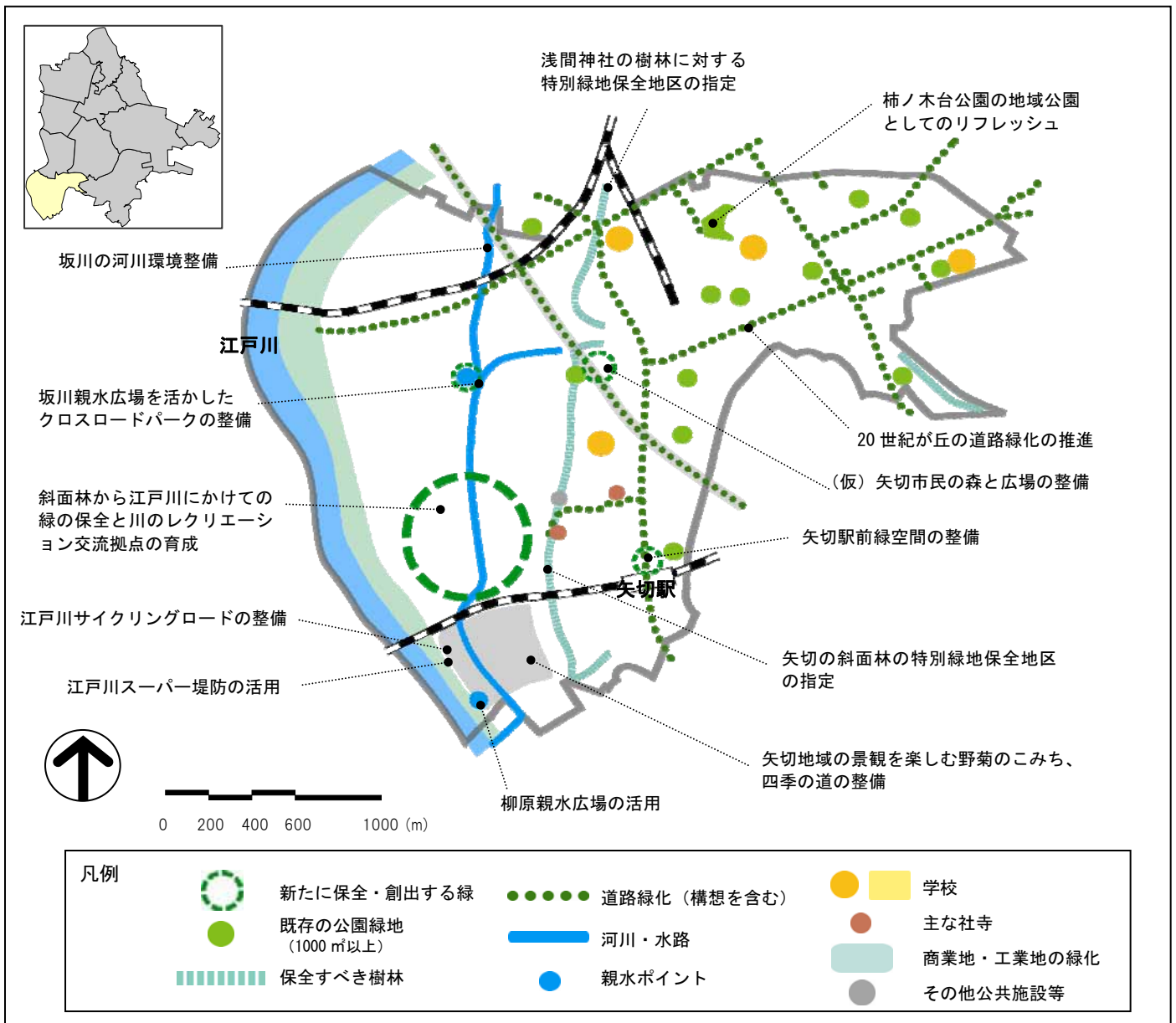
柿ノ木台公園

●河川・農業・歴史を活かした緑の観光空間の創造

市南西部の矢切地区では、斜面林、農地、江戸川や坂川の河川、矢切の渡しや野菊の墓文学碑などの観光資源を活かしながら、川の文化を再現して市内外の人々が交流する川のレクリエーション交流拠点を育成します。

- ・川のレクリエーション交流拠点の育成
- ・矢切ブランドのネギの生産
- ・市民農園の開設支援

【計画の方針図】 矢切地域



③明地域

【緑の現況】

- ・地域の南東部に国分川が流れ、これに沿ってまとまった斜面林がみられる地域です。
- ・北部にも比較的まとまった斜面林や湧水があります。
- ・道路などの基盤整備が行き届いた住宅地や工業地が見られる一方、一部で緑に関する整備が不足している住宅地もみられます。
- ・半数以上の公園が30年以上前に整備された地域です。
- ・地域内の一部で公園が不足しています。
- ・市内の中でも学校や社寺が比較的多い地域です。

【緑の課題】

- ・積極的な公園整備はもちろん、数多くの公共施設や社寺などの活用が求められます。
- ・面積の大きな斜面林や湧水を活かした自然環境とのふれあいの場づくりが求められます。
- ・魅力的な環境づくりのための住宅地の緑化と、周辺の自然や生活環境への影響をできるだけ少なくするための工場の緑化が求められます。

【計画のテーマ】

公園と緑花で彩る快適な生活が実感できるまち

●江戸川沿い斜面林ゾーン(P28 参照)

【計画の基本方針】

●社寺・文教施設を中心とした、緑の空間の確保

地域に数多くある社寺林や学校などを活かして、緑の多い空間を整備します。

- ・本福寺・カンスケ井戸・前田公園・斜面林の一体的な活用
- ・学校などと公園緑地との一体的な活用
- ・学校などの接道部緑化の推進

●まちの中の自然を楽しむ空間の確保

住宅地の中の斜面林や湧水を活かした、自然を楽しむことのできる空間を確保します。

- ・北松戸駅周辺の斜面林の景観保全のための開発の規制・指導
- ・松戸新田（大作）、和名ヶ谷（清水）の樹林の市民緑地の指定
- ・市民緑地での緑の地域活動やボランティア活動の促進
- ・保全樹林地帯等の指定促進
- ・自然豊かな国分川の保全・活用
- ・市民農園の開設支援
- ・上本郷宮下湧水の活用



カンスケ井戸からの緑道

●ゆとりある住宅地と工場の緑化の推進

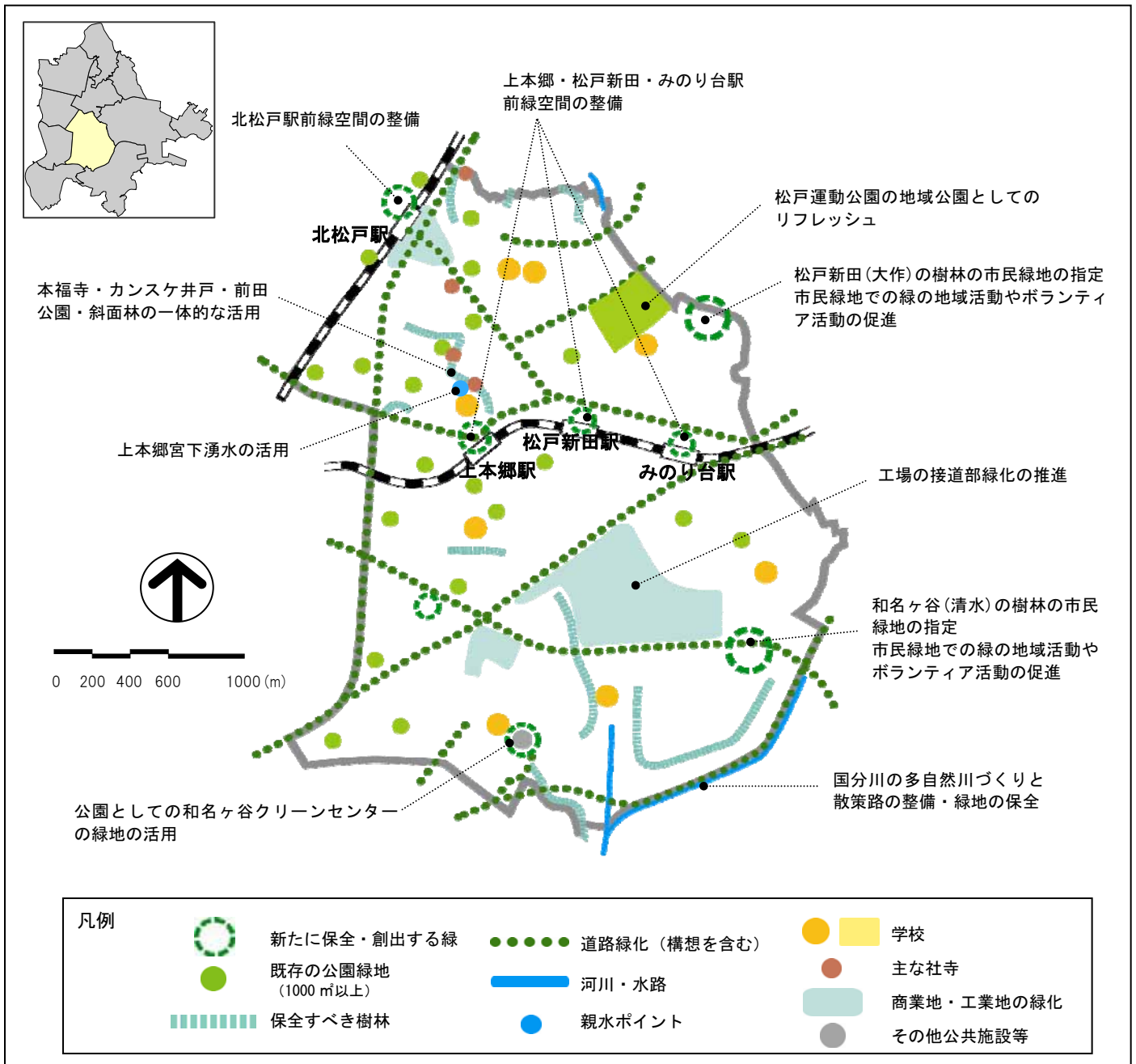
台地上のゆとりある住宅地や工場を中心に、緑化を推進します。

- ・生産緑地地区などを活用した街区公園の整備
- ・みどりの市民力による身近な公園のリフレッシュ
- ・街区公園の住民による緑の地域活動の促進
- ・地域公園：松戸運動公園のリフレッシュ
- ・公園としての和名ヶ谷クリーンセンターの活用
- ・幹線道路緑化の推進
- ・公共施設の接道部緑化の推進
- ・生垣緑化の推進
- ・街と健康を楽しむ緑と水辺の回廊づくり
- ・住宅地での緑地協定の促進
- ・工場の接道部緑化の推進



和名ヶ谷クリーンセンターの緑地

【計画の方針図】明地域



④古ヶ崎地域

【緑の現況】

- ・西部に江戸川、地域中心部を坂川、東部に新坂川が南北に流れており、その他の水路などを含めると豊かな水辺環境を持つ、生産緑地などの農地の多い地域です。また、坂川・新坂川を中心に積極的な緑化を行っています。
- ・江戸川低地部は農地の宅地化が進み、公園や道路などの整備が不足しています。
- ・住宅地と北松戸駅の間に工業団地を挟んでいるため、普段の生活の中で人の多く集まる、地域の中心といえる場所の少ない地域になっています。
- ・農地などの面的に広がる緑は多く、生産緑地地区も多く指定されていますが、斜面林のような立体的に目に映る緑は少ない地域です。
- ・特に公園が不足している地域です。

【緑の課題】

- ・豊富な農地を活かした魅力的な緑の空間づくりが求められます。
- ・豊富な水辺を活かした河川環境整備を、更に推進していくことが求められます。
- ・地域内の基盤の整備と歩調を合わせて、魅力やゆとりのある住宅地を創るための緑化を推進する必要があります。
- ・生産緑地地区などを活用し、公園緑地の整備をすることが求められます。

【計画のテーマ】

水辺と花で創る快適なまち

●江戸川沿い斜面林ゾーン(P28 参照) ●江戸川グリーンライン(P41)

【計画の基本方針】

- 農地などを活用した積極的な公園の整備・活用
豊富な生産緑地地区などを活かして、不足する公園を整備します。
 - ・地域公園：生産緑地地区を活用した地区公園の整備
 - ・生産緑地地区などを活用した街区公園の整備
 - ・みどりの市民力による身近な公園のリフレッシュ
 - ・街区公園の住民による緑の地域活動の促進
 - ・市民農園の開設支援
- 水辺を活用した地域の回廊づくり
豊富な河川や水路を活かして、公園や地域の間を河川でつなぐ歩行者空間を創ります。
 - ・坂川プロムナードの整備
 - ・水辺の緑化・親水化による河川環境整備
 - ・水辺の街を楽しむ緑と水辺の回廊づくり
 - ・河川における地域活動の促進
 - ・江戸川松戸フラワーラインの育成・整備
 - ・豊かな水田風景の保全



坂川プロムナード

●商業地・住宅地で一体的に進める花のまちづくり

地域の一体感を創るため、商業地や住宅地で花による緑化を推進します。

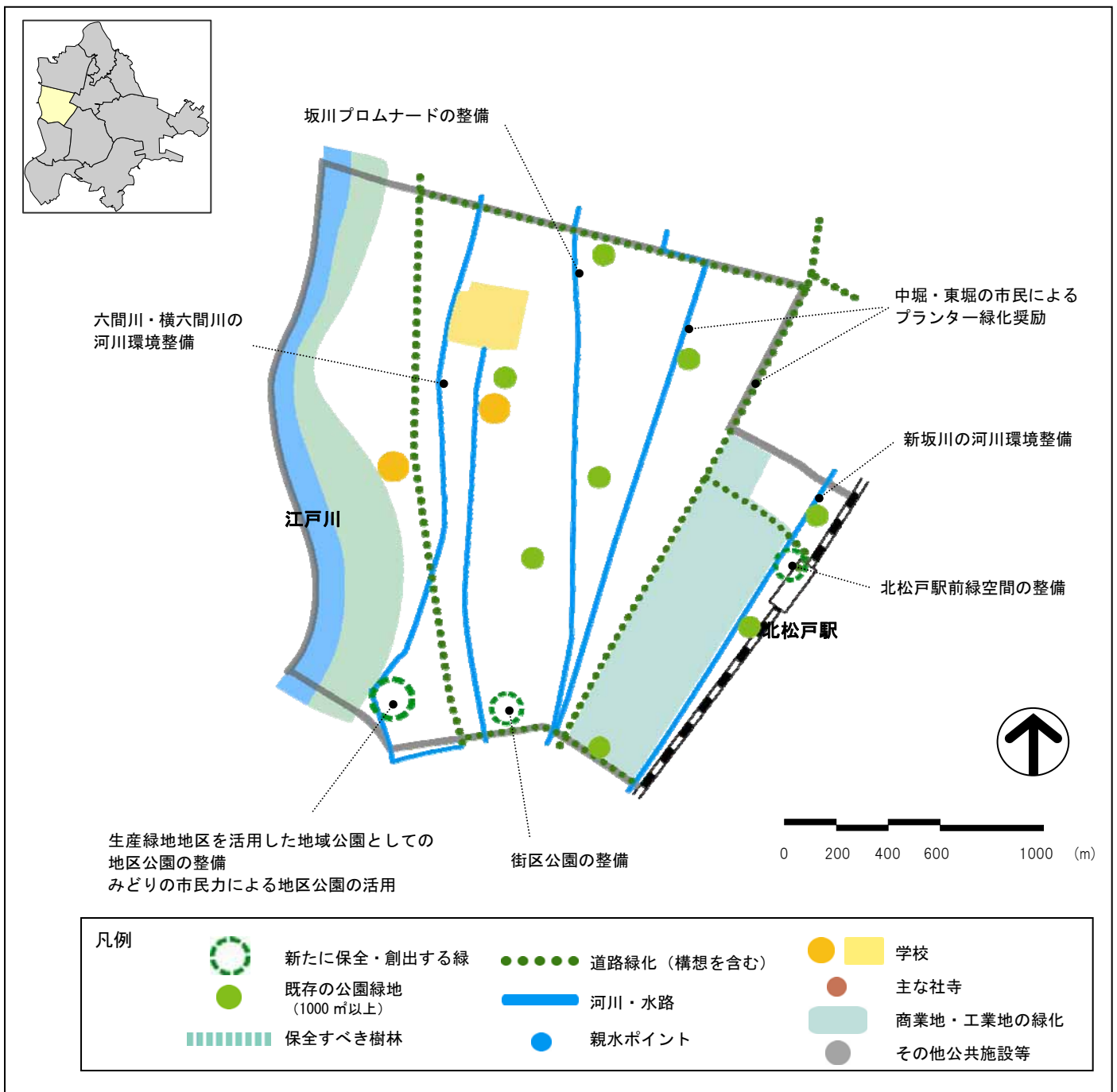
- ・中堀・東堀の市民によるプランター緑化の推進
- ・街路樹・生垣による沿道緑化の推進
- ・公共施設の接道部緑化の推進
- ・住宅地での緑地協定・緑化推進モデル地区協定締結の促進
- ・商業地の花による緑化の推進
- ・駅前緑空間の活用

●工業地の緑化の推進

北松戸の工業地での緑化を推進します。

- ・工場の接道部緑化の推進

【計画の方針図】古ヶ崎地域



⑤新松戸地域

【緑の現況】

- ・公園や街路樹などがよく整備された中高層の住宅地が中心の地域です。一方で、緑に関する整備が不足している住宅地もみられます。
- ・新松戸駅を中心とした良好な生活の場のイメージを持った地域です。
- ・地域の西部には矢切に次ぐ広大な農地がみられます。
- ・西部に江戸川が、中央を坂川が南北に流れています。
- ・街区公園の不足する場所がありますが、学校のグラウンドや中高層住宅の広場などが多数存在します。
- ・中高層の住宅地を中心とした住民による緑化が盛んな地域です。

【緑の課題】

- ・新松戸地域の持つ良好な生活の場のイメージを保ちながら、より住民の生活や自然にやさしい街にしていくため、今後も積極的な緑化が求められます。
- ・市民が河川・農地などの豊富な資源を積極的に活用できるよう、街路樹や河川沿いの散策路でつながる公園などの緑の空間を整備することが求められます。

【計画のテーマ】

緑と水辺が織りなすさわやかなまち

- 江戸川沿い斜面林ゾーン(P28 参照) ●いきいきふれあい健康交流拠点(P36 参照) ●江戸川グリーンライン(P41 参照)

【計画の基本方針】

●生活のにぎわいを演出する緑化の推進

新松戸駅周辺の生活のにぎわいを、より魅力的にしていくための緑化を推進します。

- ・道路緑化の推進
- ・街路樹や生垣による沿道緑化の推進
- ・緑地協定の促進
- ・駅前緑空間の整備

●水辺を活用した、ゆとりある地域の回廊づくり

坂川・新坂川・坂川放水路などを活かして、公園や街をゆとりある歩行者空間を持った水辺でつなぎます。

- ・水辺の緑化・親水化による河川環境整備
- ・街と水辺をつなぐ緑と水辺の回廊づくり
- ・新坂川沿いの桜並木の保全
- ・坂川沿いのハナモモ並木の保全・育成

●豊富な農地と河川を活用した緑空間の活用

市北西部の旭町では、江戸川と坂川などの水辺と小中学校が連携しながら、市民のスポーツや高齢者の健康づくりを通じて、人や自然が触れあう場として、いきいきふれあい健康交流拠点の形成に努めます。

- ・旭町 いきいきふれあい健康交流拠点の形成
- ・市民農園の開設支援
- ・地域公園：新松戸中央公園のリフレッシュ
- ・緑の地域活動による新松戸中央公園の維持・管理



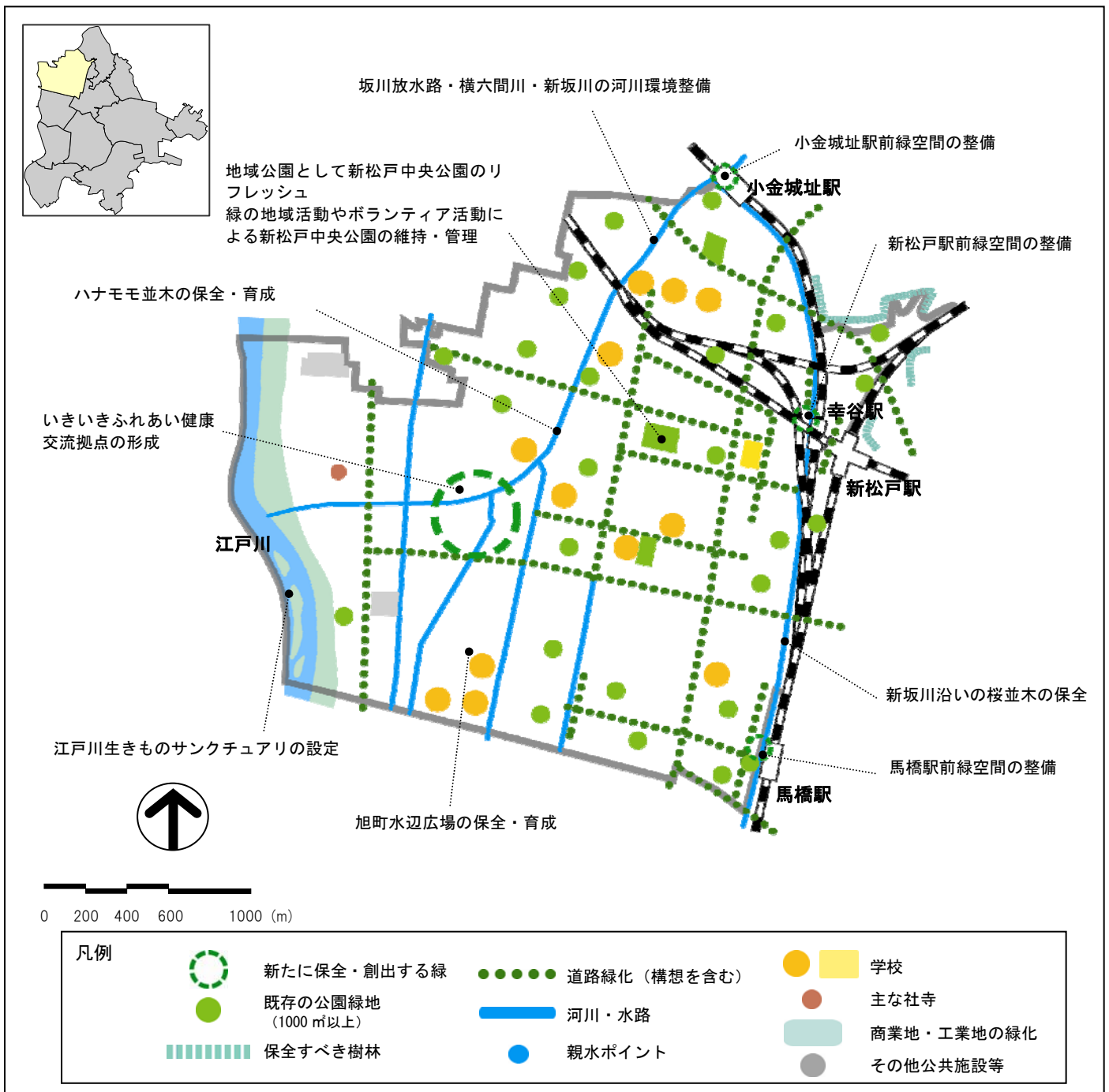
新松戸中央公園

- ・子どもの遊び場・生産緑地地区を活用した街区公園の整備
- ・みどりの市民力による身近な公園のリフレッシュ
- ・街区公園・街路樹・河川の住民による緑の地域活動やボランティア活動の促進
- ・江戸川生きものサンクチュアリの設定
- ・川の一里塚（主水）の活用



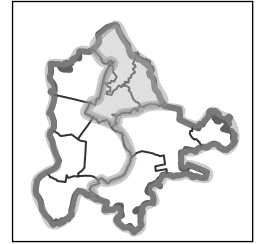
江戸川生きものサンクチュアリ

【計画の方針図】新松戸地域



2) 風薫る歴史のまち

風薫る歴史のまちは、市域の北側に位置し、小金地域・馬橋地域・小金原地域の3つの地域からなるまとまりです。



⑥馬橋地域

【緑の現況】

- ・公園や街路樹がよく整備された台地上部の住宅地と、旧水戸街道や起伏に富んだ地形に沿って形成された従来からの住宅地がみられます。
- ・馬橋駅東口周辺では緑の空間が依然少ない状況です。
- ・密集した住宅地のため農地が少なくなっています。一方で、地域全体に比較的まとまった斜面林や湧水があります。
- ・地域内の一部で公園が不足しています。
- ・市民活動による樹木の保全が、関さんの森で行われています。

【緑の課題】

- ・複雑な地形にともなう斜面林や湧水を活かした、緑の空間の確保が求められます。
- ・積極的な公園整備はもちろん、公共施設や社寺などの活用が求められます。
- ・比較的緑化の余地の多い台地上の住宅地について積極的な緑化の推進が求められます。

【計画のテーマ】

変わりゆく自然環境を緑でつなぐまち

●江戸川沿い斜面林ゾーン(P28 参照)

【計画の基本方針】

●斜面林・湧水や多様な地形を活かした空間の確保

複雑な地形にともなった斜面林や湧水を活かして、自然を楽しむことのできる空間を確保します。

- ・市民活動による保全林（関さんの森）の特別緑地保全地区の指定
- ・斜面林の景観保全のための開発の規制・指導
- ・保全樹林地帯等の指定促進
- ・湧水の環境整備と湧水を巡る緑と水辺の回廊づくり
- ・市民農園の開設支援

●社寺・文教施設を中心とした、緑の空間の確保

社寺林や学校などを活かして、緑の多い空間を整備します。

- ・学校などと公園緑地との一体的な活用
- ・学校などの接道部緑化の推進
- ・社寺林を活用した緑地の確保



馬橋北竜房湧水

●ゆとりある住宅地での緑化の推進

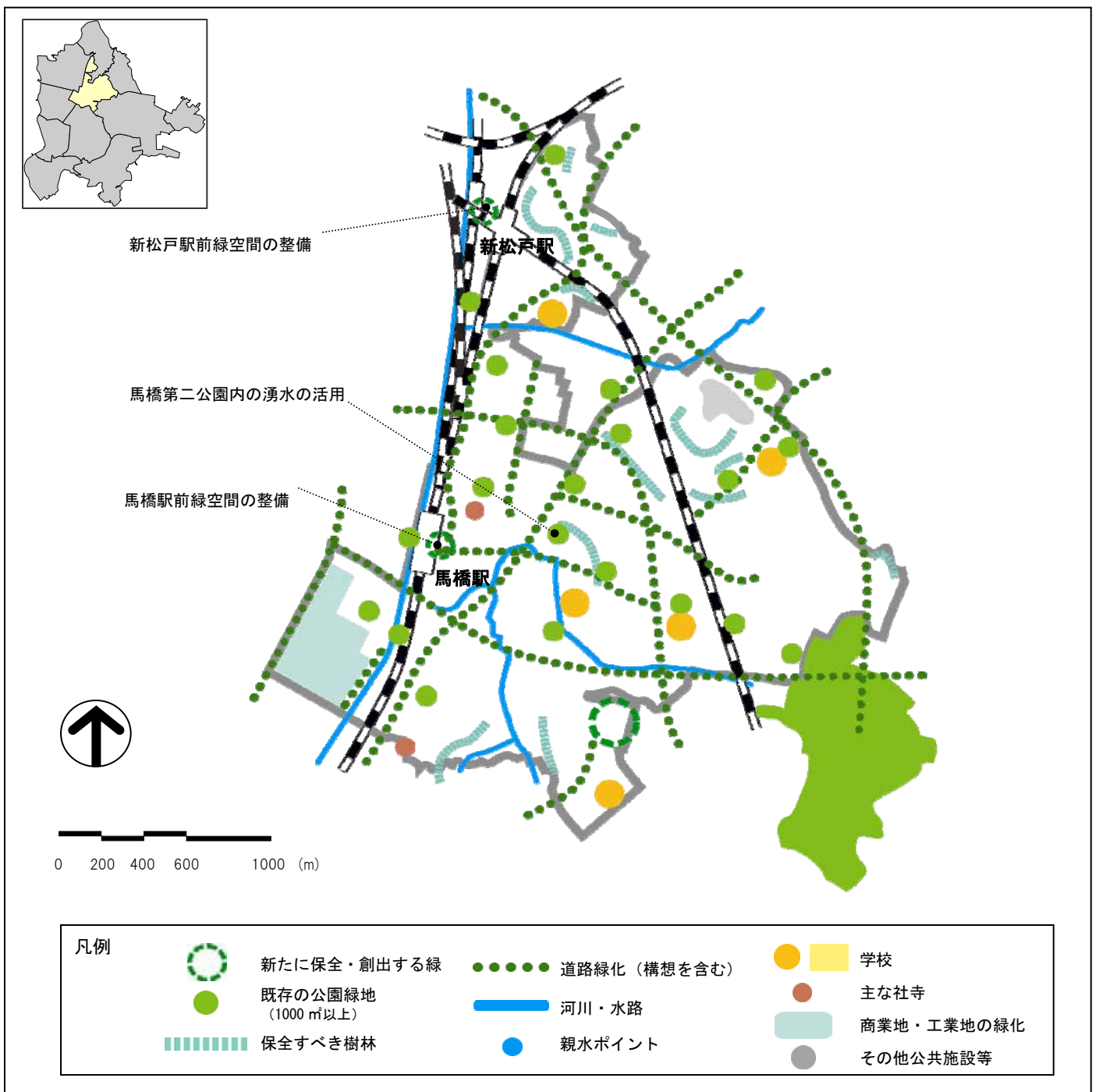
台地上のゆとりある住宅地を中心とした緑化を推進します。

- ・地域公園：市街化調整区域での地区公園の整備
- ・みどりの市民力による身近な公園のリフレッシュ
- ・街区公園の住民による緑の地域活動の促進
- ・主要道路や沿道の緑化の推進
- ・生垣緑化の推進
- ・緑地協定の促進
- ・子どもの遊び場、生産緑地地区などを活用した街区公園の整備
- ・駅前緑空間の活用



八ヶ崎桜通り

【計画の方針図】馬橋地域



⑦小金地域

【緑の現況】

- ・複雑な地形を持ち、自然と街が織りなす景観を見ることのできる地域です。
- ・公園や街路樹がよく整備された北部の住宅地と、旧水戸街道や起伏に富んだ地形に沿って形成された従来からの住宅地がみられます。
- ・本土寺・東漸寺・小金城址など松戸市の歴史を残す場所の多い地域です。
- ・地域の北部を囲むように坂川・富士川が流れています。
- ・地域内の一部で公園が不足しています。
- ・旧水戸街道沿いでは緑の空間が依然少ない状況です。
- ・本土寺と東漸寺の参道につながる北小金駅周辺が地域の生活の中心地となっています。
- ・他地域と比較して、まとまった樹林地が多くみられます。

【緑の課題】

- ・歴史のまちの印象を強いものとしていくため、豊富な歴史的遺産等の資源を活かした公園緑地の確保が求められます。
- ・河川や湧水などの水辺を活かした、市民が水辺と触れあえる空間の確保が求められます。
- ・歴史的遺産等の資源を住民が効果的に活用できるよう、社寺・樹林・湧水を、街路樹・河川などにつないでいくことが求められます。

【計画のテーマ】

緑をたどりながら歴史と文化にふれあえるまち

●江戸川沿い斜面林ゾーン(P28 参照) ●ふるさと歴史ゾーン(P39 参照)

【計画の基本方針】

●歴史的文化的な緑の資源の積極的な保全・活用

歴史のまちの印象を強くしていくため、本土寺・東漸寺などの社寺林の保全を行います。

- ・本土寺・東漸寺の樹林に対する特別緑地保全地区の指定
- ・北小金駅北口緑地（本土寺参道）の緑の維持
- ・地域公園：近隣公園の整備
- ・斜面林の景観保全のための開発の規制・指導

●地域を囲む自然を楽しめる水辺空間の確保

北部の河川の水辺と河川沿いの豊富な湧水を一体的に体験できる空間を整備します。

- ・富士川親水広場の活用
- ・富士川沿いの散策路の活用
- ・市民農園の開設支援
- ・幸田湧水の活用



東漸寺

●地域内の緑を有機的につなげる回廊づくり

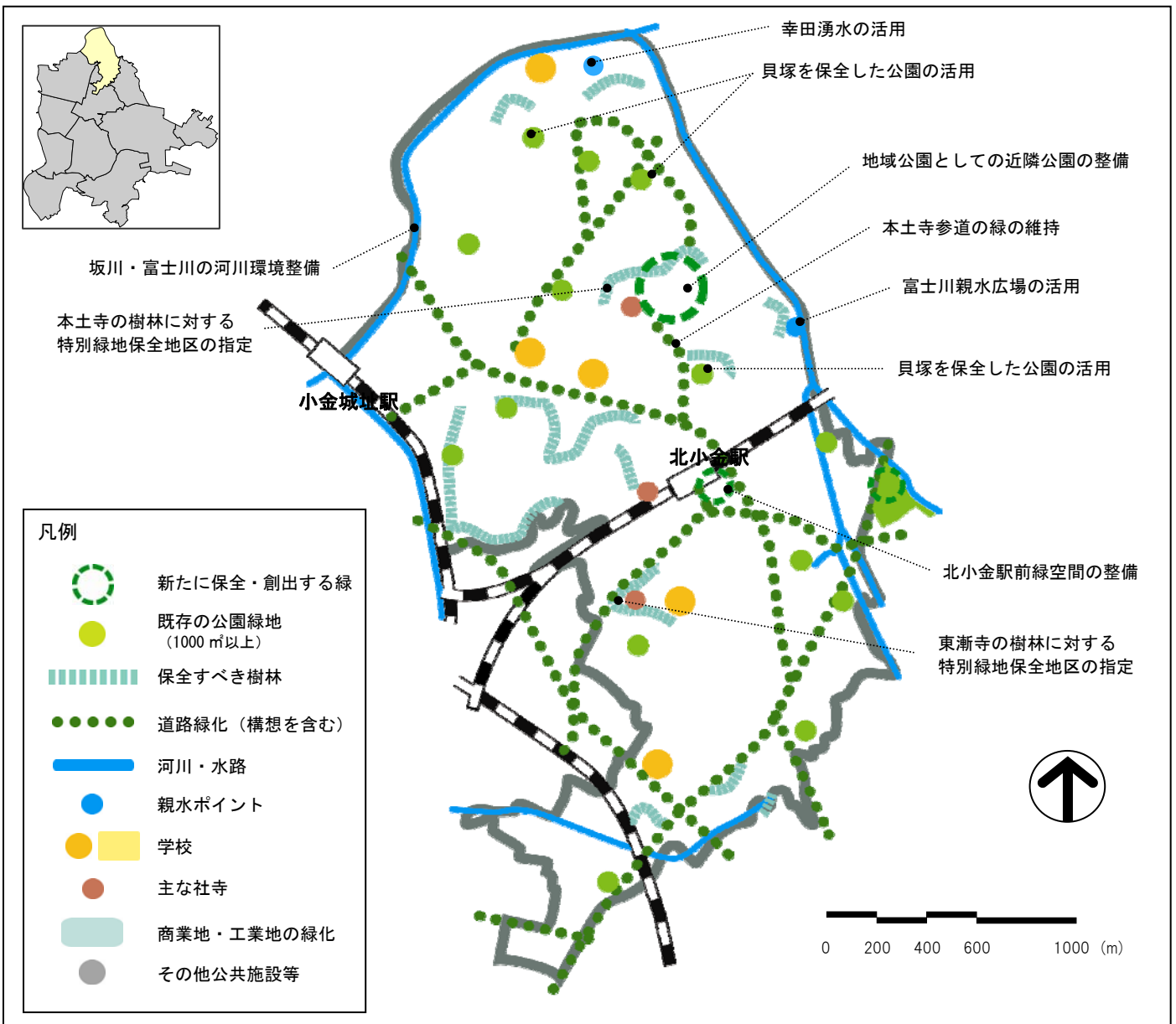
歴史的・自然的資源を活用できるよう、社寺や樹林地・公園を街路樹などでつなげていきます。

- ・水辺の緑化・親水化による河川環境整備
- ・小金の歴史を楽しむ緑と水辺の回廊づくり
- ・道路緑化の推進
- ・緑地協定の促進
- ・保全樹林地地区等の指定促進
- ・子どもの遊び場、生産緑地地区を活かした街区公園の整備
- ・主要道路沿線の緑化推進
- ・駅前緑空間の整備
- ・みどりの市民力による身近な公園のリフレッシュ
- ・生垣緑化の推進
- ・街区公園・樹林の住民による緑の地域活動やボランティア活動の促進
- ・貝塚を保全した公園の活用



大谷口歴史公園

【計画の方針図】小金地域



⑧小金原地域

【緑の現況】

- ・公園や街路樹がよく整備された台地上の住宅地です。
- ・小金原公園周辺が地域住民の生活の中心となっています。
- ・北東部に上富士川周辺の自然や根木内城址があります。
- ・公園は半数以上が30年以上前に整備されたものです。
- ・ほぼ全域が住宅地のため、緑の量は他の地域と比較して少なくなっています。

【緑の課題】

- ・公園や広場はほぼ充足しているため、今後もこれらを維持し魅力的な空間にしていくことが求められます。
- ・緑の充足度の高いまちなので、緑の管理や緑化に対してみどりの市民力を活かした住民が参加できる体制づくりが求められます。
- ・住民が歴史や水辺にふれあえる空間を、上富士川や根木内城址を活かしながら創っていく必要があります。

【計画のテーマ】

成熟した緑にふれあえる喜びのまち

●ふるさと歴史ゾーン(P39 参照)

【計画の基本方針】

●完成された緑地体系の維持・向上

住民の公園に対する満足感を今後も持ち続けてもらうために、公園や街路樹を美しく維持し、よりよいものにしていきます。

- ・地域公園：小金原公園のリフレッシュ
- ・生産緑地地区を活かした街区公園の整備
- ・みどりの市民力による街区公園のリフレッシュ
- ・公共施設の接道部緑化の推進
- ・市民農園の開設支援

●成熟したまちの中での緑の活動の促進

数多い公園や広場を活かした、市民による緑の活動を支援します。

- ・緑地協定の促進
- ・生垣緑化の推進
- ・緑の地域活動やボランティア活動による小金原公園の維持管理
- ・街区公園・街路樹の住民による緑の地域活動の促進

●松戸市の北のシンボルとなる根木内城址の保全・活用

柏市側からの松戸市の玄関となる根木内歴史公園を、「身近な自然とふれあえる場」「歴史を学び文化教養を広げる場」として、広く市民に愛され活用される公園にします。

- ・みどりの市民力を活用した根木内歴史公園の活性化
- ・3つの保全「城址の保全」「樹林の保全」「湿地の保全」
- ・3つの活用「城址の活用」「樹林の活用」「湿地の活用」



小金原公園



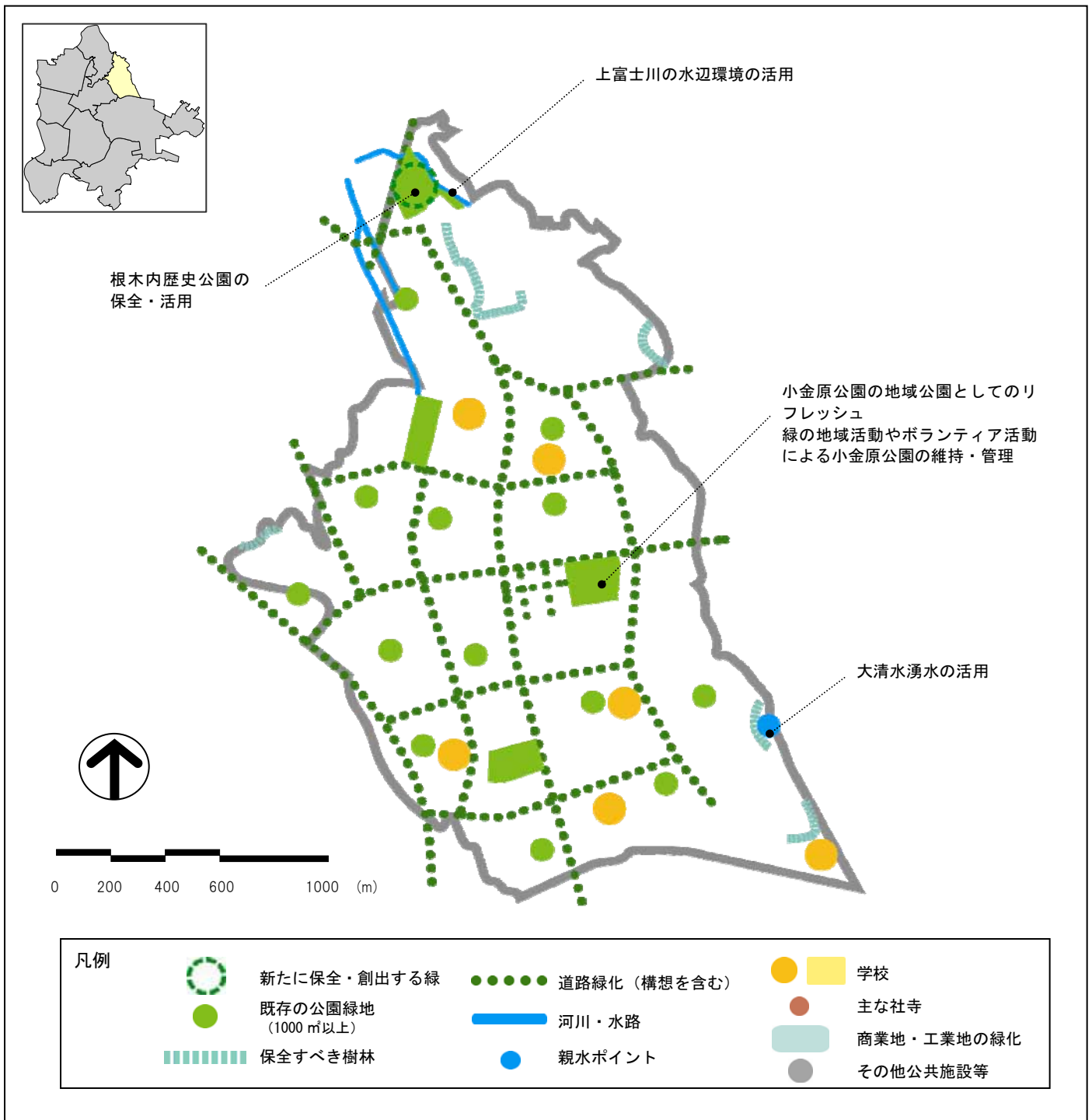
根木内歴史公園

●水辺とふれあえる空間づくり

自然環境の少ない地域内において、水辺の自然環境を持つ上富士川や湧水を活かした水辺空間を整備します。

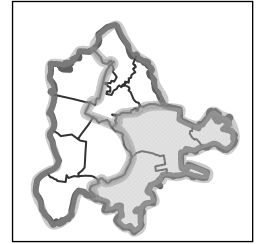
- ・上富士川の水辺環境の活用
- ・大清水湧水の活用

【計画の方針図】小金原地域



3) 光輝くみどりのまち

光輝くみどりのまちは、市域の南東側に位置し、常盤平地域・東部地域・六実地域の3つの地域からなるまとまりです。



⑨常盤平地域

【緑の現況】

- ・常盤平・牧の原などの公園や街路樹がよく整備された住宅地と、緑に関する整備が不足している住宅地がみられます。特に常盤平の街路樹は市民の共有財産として知られるほど有名であり、さくら通りは日本の道 100 選に、ケヤキ並木は新・日本街路樹百景に選ばれています。
- ・北部は 21 世紀の森と広場を中心とした農地や樹林地が多く、市内でも比較的緑の多い地域となっています。
- ・八柱・常盤平・五香駅の3駅周辺が地域住民の生活の中心となっています。
- ・公園の半数以上が 40 年以上前に整備されたものです。
- ・松飛台・串崎新田付近に公園不足地があります。
- ・地域内の民有林が里やまボランティアにより維持・管理されています。

【緑の課題】

- ・金ケ作・千駄堀の樹林や農地が織りなす良好な環境の保全・活用が求められます。
- ・緑の充足度の高いまちなので、緑の管理や緑化に対してみどりの市民力を活かした体制づくりが求められます。
- ・市内の文化遺産と呼べる緑地や街路樹がよく整備されていますが、老齢木が多いため、これらの再生が求められます。
- ・公園などの豊富な緑の資源を有効に活用していくため街路樹などによる回廊づくりを進めることが求められます。
- ・大きな商業地や工業団地があることから、美観向上のための緑化だけでなく、周辺住宅地に対する環境の向上にも役立つ緑化の推進が求められます。

【計画のテーマ】

市民と育てる緑豊かな成熟したまち

●21 世紀の森と広場(P34 参照) ●ふるさと自然ゾーン(P38 参照)

【計画の基本方針】

●自然を背景にした緑のまちづくり

金ケ作・千駄堀の自然環境を保全し、地域の市民がこれらを活用できる空間を整備します。

- ・金ケ作・千駄堀の樹林の市民緑地の指定
- ・湧水の水源となっている金ケ作・千駄堀の樹林の保全
- ・保全樹林地帯等の指定促進
- ・千駄堀湧水広場の活用
- ・梨を中心とした観光農園の支援と市民農園の開設支援

●成熟したまちの中でのみどりの市民力による活動の促進

数多い緑地空間を活用した、市民等による活動を推進します。

- ・緑の地域活動やボランティア活動による金ケ作公園の維持・管理
- ・街区公園・樹林・街路樹の住民による緑の地域活動の促進
- ・緑地協定の促進
- ・里やまボランティアによる民有樹林地の維持・管理



21 世紀の森と広場

●より広範な街路樹による緑の回廊づくりの促進

常盤平を中心とした街路樹による地域の回廊づくりを促進します。

- ・市民財産となっている常盤平のサクラ並木・ケヤキ並木・マツ並木の保全・再生
- ・主要道路緑化の推進と沿道緑化の推進
- ・公共施設の接道部緑化の推進

●豊富な緑地空間のリフレッシュ

数多い公園などを周辺住民の意向にあわせてリフレッシュしていきます。

- ・地域公園：金ヶ作公園のリフレッシュ
- ・みどりの市民力による身近な公園のリフレッシュ
- ・生産緑地地区を活かした街区公園の整備
- ・駅前緑空間の整備とクロスロードパークなどの整備

●商業地・工業地の緑化の推進

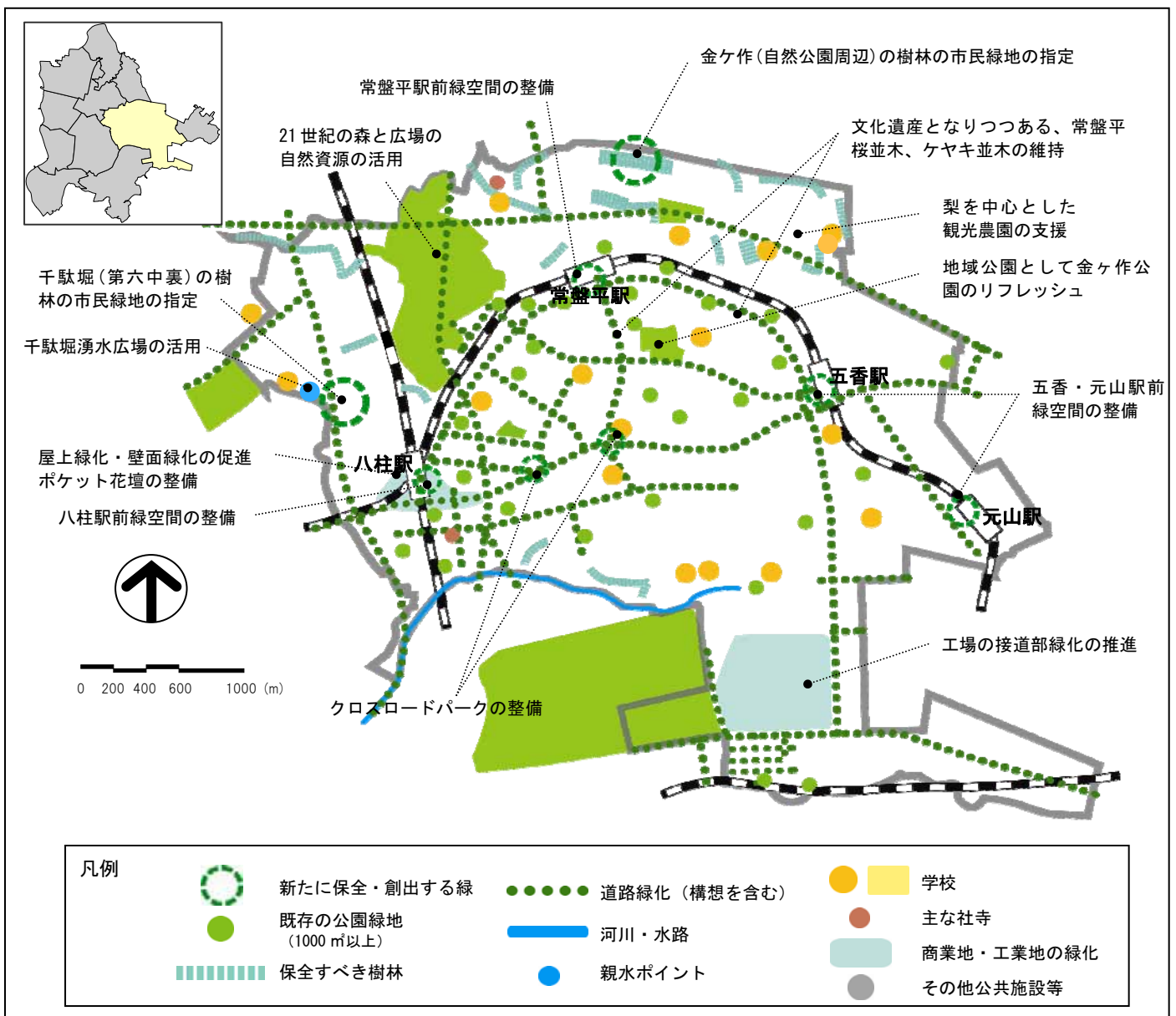
八柱・常盤平・五香駅周辺の商業地と、松飛台の工業地での緑化を推進します。

- ・工場の接道部緑化の推進
- ・屋上緑化・壁面緑化の促進
- ・ポケット花壇の整備



常盤平のケヤキ並木

【計画の方針図】常盤平地域



⑩ 東部地域

【緑の現況】

- ・北総鉄道駅周辺の新市街地以外は農地や樹林・八柱霊園などの最大の緑の量を持つ地域です。
- ・北総鉄道沿線の新市街地では、地区計画によって良好な住宅地がつくられようとしています。今後、地域の住民生活の中心となることが予想されます。
- ・国分川では河川環境が向上し、身近な水と緑の拠点としての役割を發揮しています。
- ・特に観光梨園が多い地域です。
- ・特に公園が不足している地域です。

【緑の課題】

- ・豊かな農地や樹林を活かした緑のまちづくりや住民の自然とのふれあいの場が求められます。
- ・豊富な樹林地の計画的な保全が求められます。
- ・台地上の最大の面積を持つ緑の資源として、八柱霊園の積極的な活用が求められます。

【計画のテーマ】

田園と自然が織りなす環境を楽しめるまち

●ふるさと田園ゾーン(P40 参照)

【計画の基本方針】

●良好な田園環境と調和のとれた市街地の形成

北総鉄道沿線の新市街地内の緑化により、周辺の自然環境と調和のとれたまちづくりを行います。

- ・新市街地での地区計画による緑化と緑地協定の促進
- ・公共施設の接道部緑化の推進
- ・新市街地を中心とした街路樹ネットワークの整備
- ・良好な田園空間を楽しむ散策ルートの設定
- ・新市街地の計画的な公園の整備
- ・地域公園：(仮称)紙敷第一公園の整備
- ・東部クリーンセンターの公園としての活用
- ・生産緑地地区を活かした公園の整備
- ・みどりの市民力による身近な公園のリフレッシュ
- ・駅前緑空間の整備

●良好な田園環境を支える樹林や農地の保全・活用

市街化調整区域の樹林・農地を計画的に保全・活用します。

- ・紙敷の樹林の市民緑地の指定
- ・市民緑地の住民による緑の地域活動やボランティア活動の促進
- ・保全樹林地等指定促進
- ・農地景観維持のための農業振興
- ・東松戸病院の緑化と周辺の斜面林の保全
- ・河原塚の遺跡を活かした公園の整備



東部クリーンセンターと東部スポーツパーク

●農と水辺に触れあえる空間づくり

農業や河川が持つ田園環境を体験的に楽しむことができる空間としていきます。

- ・観光梨園の支援
- ・市民農園の開設支援
- ・国分川の多自然型川づくりと散策路の整備
- ・秋山湧水の活用

●台地上の最大の緑の空間である八柱霊園の活用

台地上の最大の緑の空間である八柱霊園を、身近な緑地として活用ができるようにしていきます。

- ・八柱霊園の公園緑地としての活用
- ・八柱霊園の接道部緑化の促進

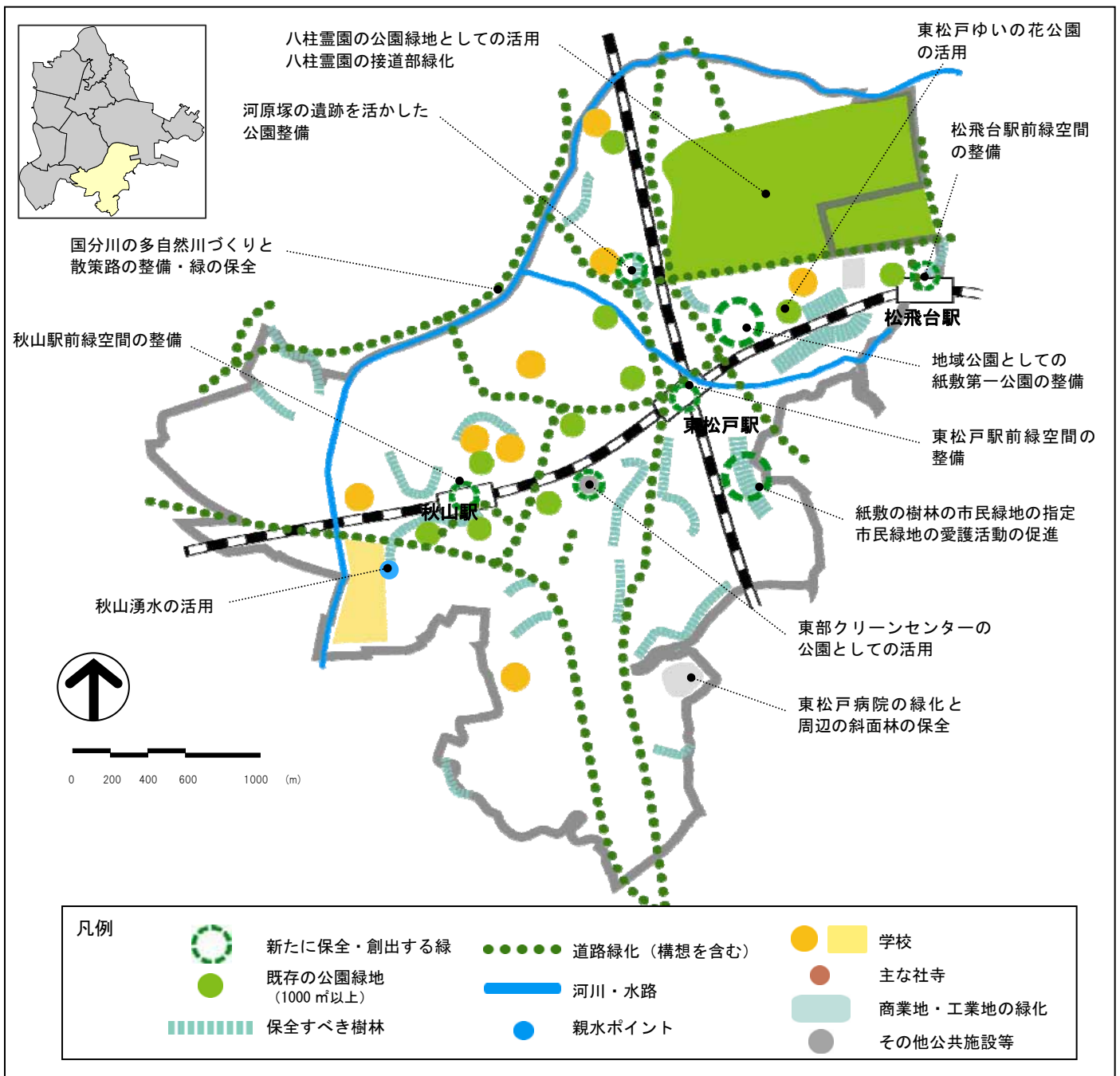
●東松戸ゆいの花公園の活用

東松戸ゆいの花公園を、緑の情報発信基地として活用ができるようにしていきます。



八柱霊園

【計画の方針図】 東部地域



⑪六実地域

【緑の現況】

- ・公園や街路樹がよく整備された住宅地と、緑に関する整備が不足している住宅地があります。
- ・六高台では道路緑化が良好に行われていますが、地域全体にわたる緑のつながりとはなっていません。
- ・南部に農地が集中しており、大きな緑の要素としてこの地域の環境を支えています。
- ・特に公園が不足している地域です。

【緑の課題】

- ・六高台では、住民の公園や緑の資源の利用に配慮しながら、南部の農地を散策できるような歩行者空間整備をすることが望まれます。
- ・少しでも良好なまちづくりを行うために、公園緑地の整備や民有地の緑化の推進が求められます。
- ・豊富な農地を守ることで、緑の量の確保が望まれます。

【計画のテーマ】

自然と緑を市民とともに育てるまち

【計画の基本方針】

●街路緑化を中心とした地域の回廊づくり

地域内の公園や緑地を市民が緑の中で回遊できるよう、幹線道路を中心に道路緑化や既存街路樹・植樹帯のグレードアップを行います。

- ・道路緑化の推進
- ・野馬除け土手の保全と活用

●農地を活用した緑の空間の確保

生産緑地地区を活用して、公園などの緑の空間を整備します。

- ・農地を維持するための農業振興
- ・生産緑地地区を活かした公園の整備
- ・市民農園の開設支援
- ・梨を中心とした観光農園の支援

●市民とともに進める緑化推進による緑のまちづくり

積極的な市民の活動による住宅地の緑化により、緑の多いまちを創ります。

- ・地域公園：六実中央公園のリフレッシュ
- ・緑の地域活動やボランティア活動による六実中央公園の維持・管理
- ・みどりの市民力による身近な公園のリフレッシュ
- ・街区公園・街路樹の住民による緑の地域活動の促進
- ・生垣緑化の推進
- ・公共施設の接道部緑化
- ・緑地協定の促進
- ・こどもの遊び場を活かした街区公園の整備



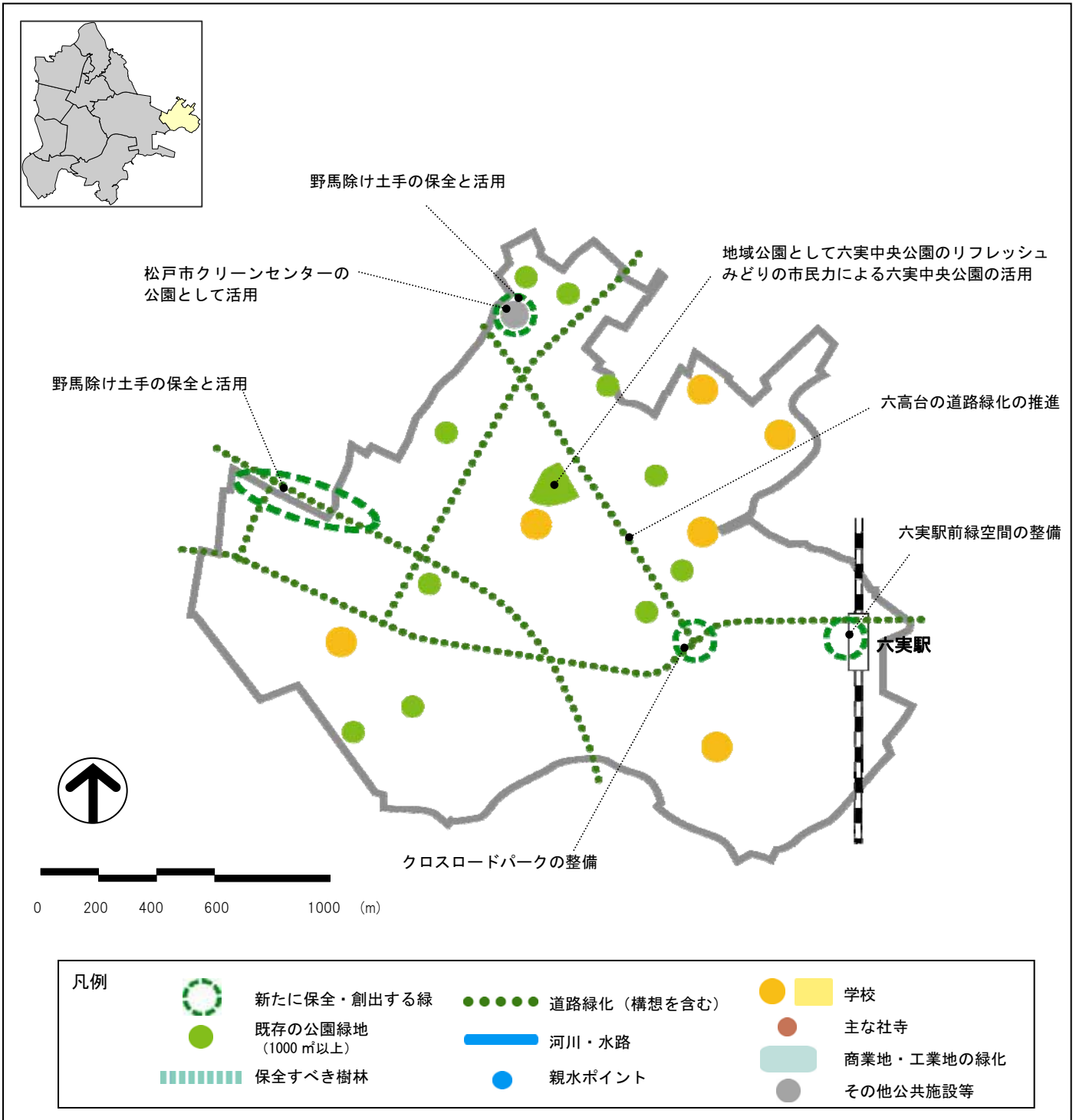
野馬除け土手



六実中央公園

- ・松戸市クリーンセンターのオープンスペースとしての活用
- ・クロスロードパークの整備
- ・駅前緑空間の活用

【計画の方針図】 六実地域



3. 緑の担い手づくり — みどりの市民力による体制をつくる —

施策の方針

『緑の担い手づくり』では、市全体を対象に市民を主体とした「緑の体制」づくりをすすめていくことを目標とします。

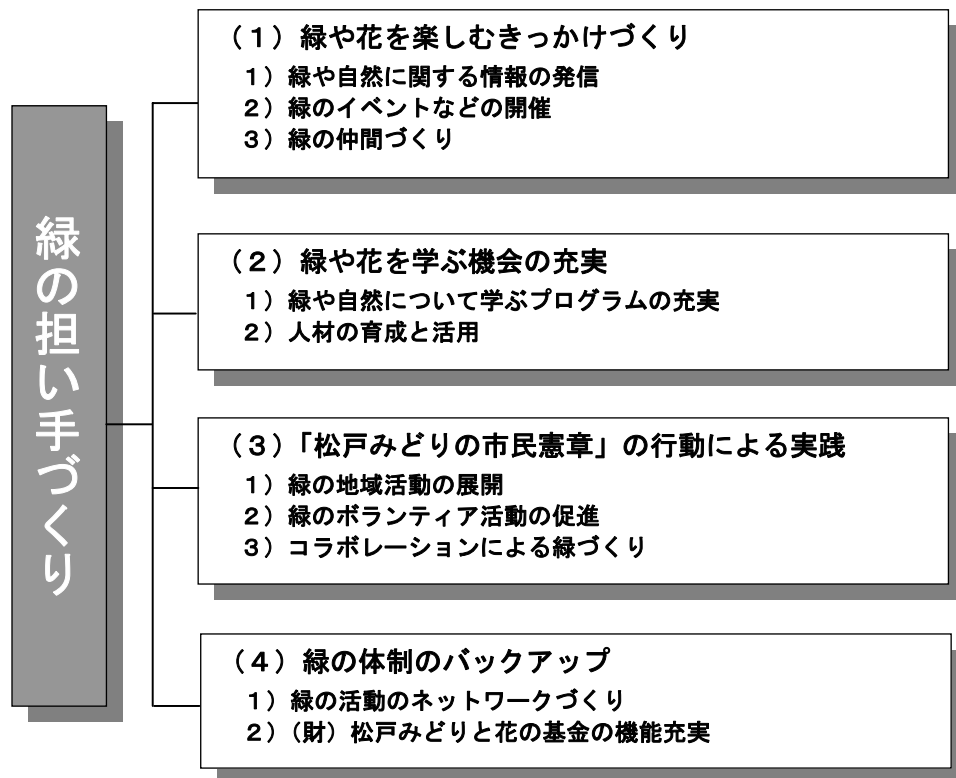
この目標を達成するためには、まず身近な自然や公園などについて子供から高齢者までの幅広い市民層の緑に対する関心を高めていくことが重要であり、そのための「関心・興味」を持っていただくためのきっかけをつくるのが大切です。次に、関心・興味をもった人々が、緑に対し知識を深めることのできる機会を増やしていくことも重要であることから、「緑や花を学ぶ機会の充実」に努めます。

さらに、緑や花を「楽しみ」、「学ぶ」ことにより「松戸みどりの市民憲章」に謳われた、

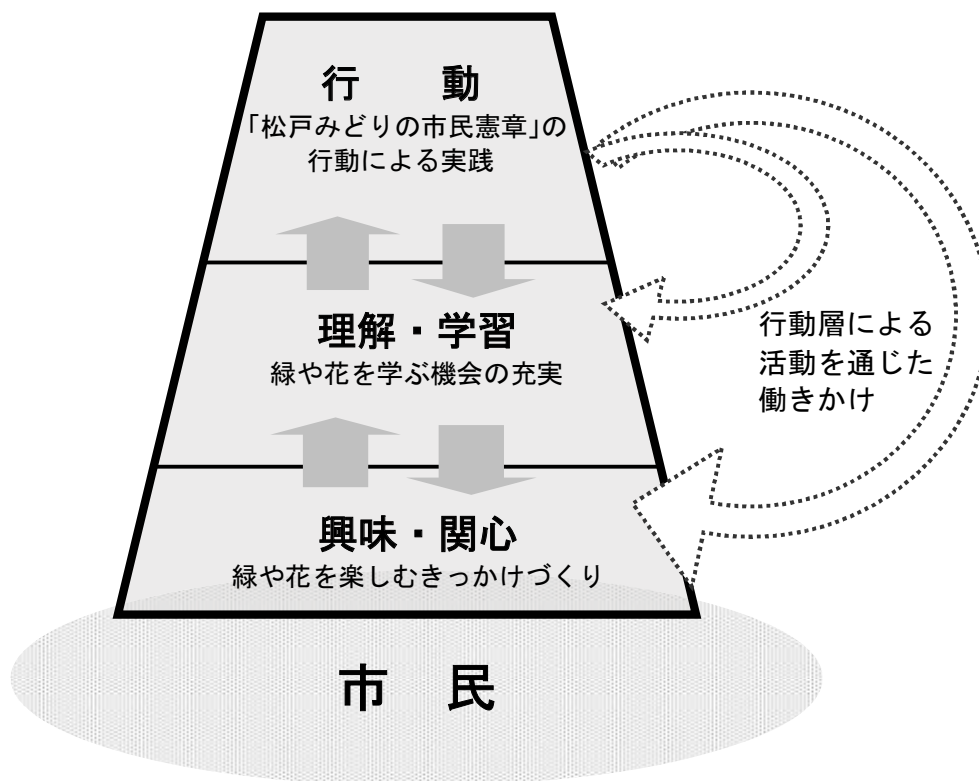
1. 松戸市民はみどりと暮らす豊かさを大切にします。
1. 千年来のみどりの声に耳を傾け、百年後のみどりを育てます。
1. 子どもたちの夢とあそびを受けとめるみどりをいっぱいにします。

を、市内の樹林地や公園で実際に市民と企業などの各主体と行政が力を合わせ行動していくこと、すなわち「みどりの市民力」の向上を目標とします。具体的な方策として、各段階における様々な活動を各主体が実施し、これに参加いただくことで「みどりの市民力」を担う市民の輪を広げていきます。

このように「緑を守り創り育てるのは行政」という考えにこだわらず、市民を主体とした活動の輪を広げ、公園・樹林地・公共施設・民有地などでの活動の機会を通じて、協力体制をつくり出していきます。



概念図



(1) 緑や花を楽しむきっかけづくり

【活動の現況】

- ・緑や自然に対する意識を高めていくために、市や(財)松戸みどりと花の基金では、みどりの市民力を高め、より多くの人に関心を持っていただくために、様々なイベント・講演会・コンクール・作品展などを実施しています。
- ・これらの行事には、多くの市民が参加しており、特に「緑と花のフェスティバル」は、緑にふれあう機会として市民に親しまれています。
- ・市民のボランティアに対する参加意欲は高いものの、活動のきっかけや情報が得られず、参加できないという状況もあります。

* (財)松戸みどりと花の基金
「広く市民の自発的、積極的な参加を得て、都市緑化の推進を図り、もって緑豊かな潤いと安らぎのある健康的で住みよいまちづくりを推進する」ことを目的に、平成2年3月に設立された財団法人。毎年4月29日に行われる、緑と花のフェスティバルや、愛護団体への助成などを行っている。

【現況からの課題】

- ・市民の求める情報を市民の手に届きやすくするために、緑・自然・景観・ボランティアに関する情報発信をさらに充実していくことが求められます。
- ・市内の緑・自然・景観を市民が楽しみ、五感で感じ、親しむことが、次のステップにつながる活動のきっかけとなることから、そのような機会を数多くしていくことが求められます。
- ・市民の緑の活動への意識・関心の高揚を図り、緑や緑化について考え、緑の活動へとつないでいくために、様々な緑に関するコンクールなどを行っていくことが求められます。

【施策の方向】

- 1) 緑や自然に関する情報の発信
- 2) 緑のイベントなどの開催
- 3) 緑の仲間づくり

【施策の展開】

1) 緑や自然に関する情報の発信

緑や自然・景観などに関わる市民の知りたい情報の提供を、様々な媒体を通じて積極的に行い、緑の情報発信に努めます。

また、市内の研究機関と連携して、緑の知識の集積を行うほか、市民からの緑に関する情報を収集し、広報・ホームページなど様々な媒体を通じて公表していきます。また、自然環境や緑についての調査や研究を行い状況を把握していきます。

● 広報まっどの活用

広報を活用し、積極的に緑や自然に関する情報の提供を行います。

● インターネットによる緑の情報発信

市のホームページを活用し、花の開花情報など時機にかなった情報の発信とともに、より広域の人々との交流の一つとして、松戸の緑・自然・歴史・緑の団体などを広くアピールしていきます。

あわせて、公園や街路樹を含む市内の緑に関する情報を収集整理し、緑を守り育てる各主体の取り組みを共有できる情報ネットワークシステムの構築を目指します。

● パンフレット・小冊子・機関紙・ビデオなどの作成

緑・自然・散策ルートなどの紹介パンフレットを作成し、緑の情報発信に努めます。

また、市内の緑や自然を紹介するビデオプログラムを作成し、市民へ貸し出したり、パークセンターや各公共施設のビデオ施設で放映します。

● 情報発信基地の充実

「21世紀の森と広場パークセンター」と「東松戸ゆいの花公園」を緑の情報発信基地として位置づけ、松戸の緑に関する各種情報の展示を行っておりますが、さらに緑に関する様々な資料を展示し、緑の知識の普及啓発に努めるとともに、資料や資材の充実を図っていきます。

● 研究機関との連携

千葉大学園芸学部などの市内の研究機関と連携して、緑の情報・知識の集積や発信をさらに充実していきます。

● 緑や自然に関する調査・研究

市内の緑の状況を把握し、良好な自然環境をより有効に活用するために、調査や研究などを行うとともに、その調査結果について市民に公表していきます。

● 緑のモニタリングの推進

市の緑の状況などの地域の身近な情報を収集するために、市民の参加による緑のモニタリングを進めます。



パークセンター内の展示



パークセンター内の図書コーナー

* モニタリング

時系列的に同一地点で同一対象物を調査することで、その対象物の変化や、将来の予測された状態への推移を観察すること。

2) 緑のイベントなどの開催

市民が緑や自然について知るきっかけづくりや、緑に関する活動への参加意欲を盛り上げることを目的に、現在行われている「緑と花のフェスティバル」や各種市内催物での緑に関する出展参加や 21 世紀の森と広場パークセンター主催の展示などのほか、ウォークラリー・体験型イベント・各種講習会を行っていきます。

*ウォークラリー
野外でコース図を頼りにチェックポイントを探し、問題に答えたりするゲーム。

●緑と花のフェスティバルなどの開催

自然に親しむと共にその恩恵に感謝し、豊かな心を育むことを広めるために、「緑と花のフェスティバル」を中心としたイベントを市内の緑化関係者の参加と協力を得て行います。

●各種市内催物への出展参加

市内で行われる公共や民間の緑化関係以外のイベントで機会あるごとに、緑に関わる内容のパネルやパンフを出展し、市民に対し緑や自然の大切さについて訴えていきます。

●歴史や自然に親しむウォークラリーや体験型イベントの開催

市内の緑・自然・水辺の価値や、歴史の深さを体感してもらうためのウォークラリーを開催します。

また、緑・自然・人とのつながりを楽しみながら学べるイベントとして、農作業や樹林管理を体験できるイベントを開催します。

●各種コンクールの開催

市民の緑への興味を高め、積極的に活動を行っていただくために、各種の緑に関するコンクールを充実させていきます。

●市内イベントへの支援

個人や緑の団体が行う自然観察会や緑を楽しむイベントを支援し、将来にわたって活動が継続できるようにしていきます。



緑と花のフェスティバル



東葛里やまシンポジウム

3) 緑の仲間づくり

花や緑のまちづくりにおいて、個人ができることには限界があります。また、花や緑を楽しみながら活動するためには、個人で行うよりも、一緒に取り組む仲間がいることは大きな助けとなります。このような、ともに緑について考え、行動していく緑の仲間づくりを進めていきます。

●サークルの活動紹介の場づくり

21 世紀の森と広場パークセンターや自然観察舎、東松戸ゆいの花公園では緑や花に関するサークルの展示を受け入れ、活動を紹介していきます。

●緑や自然を愛する交流の場づくり

講演会やイベントにあわせて、緑や自然に関心がある市民が交流できる場づくりやサークル活動の支援を進めます。

(2) 緑や花を学ぶ機会の充実

【活動の現況】

- ・市では、緑や自然について理解を深める機会として各種講習会の実施や情報提供を行っています。また十分とはいえません。
- ・市民が身近に自然とふれあえることができる公開された樹林地が不足しています。
- ・子どもたちが学ぶ市内の小中学校などの教育機関や景観・環境・河川といった緑と関連性の高い部門との横断的な連携をより強化していくことが求められています。

【現況からの課題】

- ・緑や自然について理解を深め、実際に行動していく市民の自主的な活動を促進することが求められます。
- ・市民の緑に関する主体的な取り組みや活動の支援や、市民のスキルアップに必要な支援が求められます。
- ・市民が自主的に学習を深めるための図書や情報、学校教員や民間研究者・大学などの研究教育機関による学習の機会をさらに充実させていくことが求められます。
- ・樹林地や河川などの緑や自然とふれあい、学ぶことのできる場の確保と活用が必要です。
- ・松戸みどりの市民憲章に謳われているとおり、次代を担う子どもたちに郷土の緑や自然に対して理解を深めてもらえるよう、教育機関との連携が求められます。
- ・緑や自然に関連する環境・河川・景観部門との横断的な連携の強化が求められます。

【施策の方向】

- 1) 緑や自然について学ぶプログラムの充実
- 2) 人材の育成と活用



巨樹古木めぐり



里やまボランティア入門講座

【施策の展開】

1) 緑や自然について学ぶプログラムの充実

市民が緑や自然について学ぶことができるよう、プログラムや情報提供の充実やその支援に努めます。

●行政による緑を知る機会の充実

現状においても環境・河川・緑関連部門等による各種講座・学習会が開かれていますが、今後は相互連携のもと、市民ニーズに応じたテーマと初歩的な内容から幅広く実施していきます。

●学校との連携による総合学習の推進

学校との連携により、子どもたちに対する教育や親子で学ぶことができる学習プログラムの充実や機会の提供を図り、講習会・観察会などをより充実させていきます。

●大学などとの連携による連続講座の開催

千葉大学園芸学部などの市内の研究機関や民間研究者・小中学校教員と連携しながら、市民が参加することができる緑や自然に関する連続した講座の開設を働きかけ、充実させていきます。

2) 人材の育成と活用

緑を守り育てる活動を市民が担っていくことができるように、市民の緑や花に対する技術的な支援を行う仕組みづくりや、専門的知識を有する人材の発掘・育成を図ります。

●技術的なアドバイス制度の充実

市民に対する技術的な支援や指導を充実させていきます。このため、市民の花づくりや緑に関する質問に、対応できる相談室を充実させるほか、専門家の紹介や派遣を行います。

●講習会の開催

緑や自然への関心を高め、緑を守り育てる活動に取り組むことを目的に、各種の講習会や観察会などをより充実させていきます。



自然観察会



園芸教室での実習

●人材登録制度の整備

専門的な知識を持つ市民や一定のプログラムを修めた市民が活躍できる場をつくります。

(3)「松戸みどりの市民憲章」の行動による実践

【活動の現況】

- ・良好な自然環境や樹林地を守ることを目的とした市民団体が活発に活動を行っています。
- ・公園・道路などの公有地、団地などの私有地を中心に花壇づくりが行われており、周辺の町会・自治会・市民団体・商店街などによって育てられ管理されています。
- ・自治会を中心とした町会・市民団体が、市内の街区公園などで清掃活動を行っています。
- ・公共施設や公園の整備により、多くの樹木が植栽されていますが、これらの維持管理にかかる市の負担は年々増加しており、満足のいく緑地の管理は困難な状況になりつつあります。管理の行き届かない緑に対しては景観上や防犯上の問題があります。
- ・(財)松戸みどりと花の基金では、公園や河川・樹林地などで緑の活動を行っている市民団体を「緑の愛護団体」として登録し、現在、36団体(平成18年度)が緑化や清掃などの活動を行っています。

【現況からの課題】

- ・市民・企業・行政による協力体制の推進や参画型コミュニティづくり、生涯学習の場づくりの一環として、市民や市民団体による公園緑地や河川・樹林地などの維持管理や都市緑化の推進が望まれます。
- ・工場や商店街・自治会などで緑の活動を行っている市民団体や、市内の自然環境や樹林地などの保護活動を行っている市民団体と協力し、緑の活動の活性化を図ることが望まれます。
- ・市民のボランティア活動への参加を促進するために、参加者の事情にあわせた柔軟な活動のプログラムづくりを行っていく必要があります。

【施策の方向】

- 1) 緑の地域活動の展開
- 2) 緑のボランティア活動の促進
- 3) コラボレーションによる緑づくり

【施策の展開】

1) 緑の地域活動の展開

緑に関する地域住民の活動の場や活動内容を広げ、緑に関する活動を行っている団体の育成や団体間の交流を、促進していくとともに里親制度(アダプト制度)などの仕組みを導入し、よりかわっている緑に愛着を持っていただけるよう努めます。

●緑に関する地域住民の活動内容の拡充

現在、公園・民有地・河川・道路などで行っている活動の場をさらに広げ、また、活動を行っている団体には、清掃や除草、軽度の剪定などの管理について協定を締結し、活動の場を単に緑の活動の場とするだけではなく、市民が美しいと思える空間としていくために、美化に協力していただけるように努めます。

●緑に関する地域住民の活動への積極的な支援

市民による様々な活動が市全体に展開できるように、緑に関する地域住民への支援を積極的に行っていきます。



緑の地域活動

2) 緑のボランティア活動の促進

市民が良好な緑とふれあえる機会を増やし、また、市民の生きがいや生活への充実感・達成感を持ってもらうために、活動に対する高い参加意欲を活かして、大規模公園・地域公園などや樹林地・河川などでの行動者を広く募り、実際に市民と企業など各主体と行政が力を合わせ行動し、みどりの市民力による行動の促進を図ります。

また、実際に活動している個人・団体の協力のもと、松戸市の自然や歴史についてより深く理解できるように支援し、自然と歴史の案内人をはじめとした自発的な行動の輪の広がりを通じ、市民が主体となったみどりの市民力の強化を図り、パイオニア(先導者)として活躍する場をつくります。

●「里やまボランティア活動」の促進

現在行われている樹林地をめぐる市民ボランティアの活動により、手入れがなされた樹林地では、山林所有者の協力のもとで市民への公開がなされつつあり、都市におけるコミュニティーの場として貴重な存在になっています。今後は入門講座などを通じて、さらに活動の広がりを支援することに努めます。

●「花いっぱい運動」の促進

緑に対する市民の関心はガーデニングの普及と相まって公共空間や私的な場所を問わず広がりをみせています。今後とも公共空間の場の確保など多方面における支援を行い、松戸の緑を質・量ともに増やせるよう努めます。

●「公園緑地ボランティア活動」の促進

市民に緑とふれあう機会をできるだけ多く持っていただくために、「公園緑地ボランティア活動」を促進します。参加者は、自主的に公園管理のプログラムに参加できるようにしていきます。

●「自然と歴史の案内人ボランティア活動」の促進

市民を対象に散策ルートの案内人として、「自然と歴史の案内人ボランティア」を育成します。案内人の方は、講習などの学習期間を経て、散策ルートの散策会などの際に案内人として活躍することができるプログラムをつくります。

3) コラボレーションによる緑づくり

緑の地域活動と緑のボランティア活動では、多くの人々が緑の担い手として多様なテーマへ興味・関心を持ち、活動の輪が広がっていくことが望まれます。今後は、市民を中心とした自発的な各主体の活動をとおして創造的で自由な発想が生まれて、緑が地域の宝物として大きな役割を果たしていくことを目指し、市民、企業、行政、また市民団体、学校・大学などの各主体間における多様な緑のコラボレーションを目指していきます。

●「場」をつなぐコラボレーション

地域の特定の場所で行われている活動において、市内の他の場所での活動との連携が図れるよう「みどりの市民力」によって取り組んでいきます。「緑づくり」という普遍的なテーマにおいて、市域を超えた活動のひろがりを目指します。

●「主体」をつなぐコラボレーション

市民・企業・行政・市民団体・学校・大学・基金など、「みどりの市民力」を担う各主体が相互の理解と信頼関係の元で様々な主体の特徴を活かし、連携・協働することを目指します。

●「多様な活動」をつなぐコラボレーション

「緑の地域活動」「里やまボランティア活動」「花いっぱい運動」「公園緑地ボランティア活動」「自然と歴史の案内人ボランティア活動」をはじめとする様々な緑に関する活動や学校、企業、個人による活動、また自然の保全に関する活動などにおいて、情報共有と各主体間の交流を通じて、活動の成果を共に共有し、楽しむことのできる「緑のコラボレーション」を目指します。



緑のコラボレーションによる地域の緑づくり

松戸市で行われている主な緑のボランティア活動

●花いっぱい運動

花いっぱい運動は、市が花壇の整備や技術指導、花の苗や種の配布など支援を行い、市民の皆さんに維持管理をお願いし、街を花いっぱいにしようとする運動です。現在、87団体の皆さんが花いっぱい運動に参加しています。



●公園ボランティア

根木内歴史公園では、開園にあたり「活きた公園」づくりというテーマを掲げました。

活力があり、活発である公園を実現するために市民との協働で公園づくりを進め、目標や課題を市民と共有し相互理解を深めて、行政だけの運営・維持管理では行き届かない部分を市民の多様な情報・提案を生かすことで、広く市民に愛され活用される公園になることを目指しています。

「史跡講演会」「自然観察会」「ヨシ刈」等の活動を通じ、根木内城址の歴史的価値を理解し、樹林や湿地などの自然を良好に保つ活動を行い、多くの皆さんが楽しみながら関わられるような運営を目指しています。これからのモデルケースとして今後も継続発展させます。



●里やまボランティア活動

樹林地保全の活動を続ける里やまボランティア団体は現在、9団体（平成19年度末）あります。山林所有者からの場の提供を受け、定期的に森の整備や清掃活動等を行っています。



(4) 緑の体制のバックアップ

【活動の現況】

- ・これまでに述べてきた「きっかけづくり」「学習」「行動」の各段階は、単発で行われている状況です。
- ・そのような状況の中であって、「里やまボランティア入門講座」では、一連のプログラムが設定されており、さらに一定のプログラムを修了した参加者が、今度は里やまボランティアだけでなく、根木内歴史公園などの他の市民参加の事業の運営にかかわっており、特筆に値する活動であるといえます。
- ・企業の緑を守り育てる活動への参加は、ごく一部にとどまっています。
- ・基金では、普及啓発活動の他に市民の都市緑化活動に対する支援および奨励が行われていますが、基金の利息で行われる事業の資金不足が目立ち始めています。これらの事業については補助金に頼っているため、各事業の継続や拡大が困難な状況です。
- ・都市緑地法には、市民緑地を対象に維持・保全に携わることのできる「緑地管理機構」が制度化されており、基金はその登録対象となる資格を有しています。

【現況からの課題】

- ・「きっかけづくり」「学習」「行動」の各段階においてサポートしていくことが必要であるとともに、一貫したプログラムが重要です。
- ・今後も、一貫した市民が自らかかわる事業の推進やステップアップしていく流れが必要です。
- ・多様な主体間の連携を図ること、活動を結びつける働きが必要です。
- ・企業の緑を守り育てる活動への参加をより積極的に進めていくことが求められます。
- ・緑の事業の投資効果を最大にするため、基金のメリットを最大限に活かして、現行の基金の機能を向上させる必要があります。
- ・基金事業を積極的に広げていくために、新たな運営経費の導入を図るほか、基金を市民と市との接点として、さらに積極的に活用することが求められます。
- ・市内の貴重な樹林地の保全のため、基金の柔軟な資金運用の利点を活用し、緊急の樹林地の買い取りに役立てていくことが望まれます。

【施策の方向】

- 1) 緑の活動のネットワークづくり
- 2) (財) 松戸みどりと花の基金の機能充実

【施策の展開】

1) 緑の活動ネットワークづくり

緑を守り育てる多様な活動を相乗的に高めていくために、それを推進している各主体によるネットワークの形成を促進します。

●緑の表彰制度の創設

市内の緑化や緑のまちづくりに多大な貢献をした市民・団体・企業を推薦し、今後も積極的に緑の活動を行ってくために、その取り組みを表彰する制度を創設します。

●中間支援組織との連携や団体間の交流の促進とネットワークづくり

現在の個々に活動している緑の団体を、互いに緑の技術への水準を高め合ったり、情報交換のできる関係へと発展させていきます。

●企業参加への働きかけ

緑のまちづくりに企業が積極的にかかわることができるように、企業所有の樹林地の開放や企業による支援などを働きかけていきます。

2) (財) 松戸みどりと花の基金の機能充実

(財)松戸みどりと花の基金は、広く市民の自発的、積極的な参加を得て、都市緑化の推進を図り、緑豊かな、うるおいと安らぎのある健康的で住みよいまちづくりを推進することを目的としています。今後は、さらに中間支援組織として市民の活動のコーディネートや支援する機能の強化を図るとともに、緑化推進事業とボランティアの育成事業を中心として推進していきます。

●「民有緑地保全」の推進

市民緑地制度を導入し、「里やまボランティア」の協力により、管理が不十分で荒れている民有緑地の保全・再生を図ります。さらに、将来的には保護樹木の樹木診断などの維持管理を支援していきます。

●「みどりのボランティア」の育成・支援

民有緑地の保全を図るために、「里やまボランティア」の育成講座を充実させるとともに、市民と山林所有者との中間的な役割を果たしていくよう体制の強化を図ります。

また、地域における花壇づくりなどの活動を行うボランティアを支援し、地域の草花管理専門家である「(仮称)花づくりリーダー」の育成を進めます。

●金ヶ作育苗圃の再構築

「みどりのボランティア」の育成・支援の拠点としての機能を充実させるために、金ヶ作育苗圃の施設再構築を図ります。

●賛助会員制度の発展

賛助会員を基金のサポーターとして、その拡大を図ります。

●緑化に関する種々の情報発信

環境担当部との連携を図りながら、地球温暖化やヒートアイランド対策として有効な緑に関する情報提供などを進めます。

●基金の緑地管理機構化

緑地保全事業を支援していくために、基金を「緑地管理機構」としていきます。緑地保全事業は市民緑地、特別緑地保全地区の運営管理を主な事業とします。

花をテーマにした「東松戸ゆいの花公園」が開園しました。

■テーマ

「花」や「緑」は私たちにたくさんの恵みをもたらしてくれます。市内では「花」でまちづくりに参加しているボランティア団体が増えており、こうした方々のご活躍により、皆さんの身近な場所に、いつの間にかたくさんの「花」が咲いていることに気付かれる方も多いのではないのでしょうか。この「東松戸ゆいの花公園」では、このように「花でまちづくりに貢献しよう」という方々を後押ししていきます。「市民花壇」「花の講座・教室」等を通じて、「花」や「緑」とふれあいながら、市民が学び、活動できる公園として、皆さんとともに育てていきます。

松戸市ではこれまでも「花いっぱい運動」「里やまボランティア」、ここ最近では「根木内歴史公園ボランティア」などの事業を、市民の皆さんとの協働の中で進めてまいりましたが、このゆいの花公園では更に強固なパートナーシップで花と緑を守り、育て、新しい「松戸のまちづくり」につなげていきたいと考えています。

■概要

公園種別：特殊公園（植物園）

開園日：平成19年5月19日

面積：約1ha

付属施設：公園管理センター（マグノリアハウス）、花壇、ロックガーデン、バラのアーチ、芝生広場、トイレ、駐車場（40台）、駐輪場（20台）



■名前の由来

「ゆいの花」とは実際にある花ではありません。『市民一人ひとりが「花」によって結ばれ、「花」を通じて輪が広がり、心の潤いや安らぎを感じてもらえれば』という思いを「結（ゆ）いの花」という名に込めています。

■特色

- 1) 樹木の特徴を活かし、草花と併せ、四季を感じることができる植栽になっています。
- 2) 園路は一筆書きで歩けるように配し、その中には小高い丘を設け立体感を演出しています。
- 3) 皆さんが安心して快適に過ごせるよう、大きくてきれいな芝生広場があります。
- 4) 園内どこからでも見える位置に、景観に配慮をしたクラブハウスを設けています。
- 5) クラブハウスは、花の講習会、談話室、図書の閲覧等に使用できるようになっており、市内の花をめぐるコミュニティー活動の拠点を目指します。
- 6) 市民花壇を設置し、多くの市民が楽しく関われる運営・維持管理を目指します。

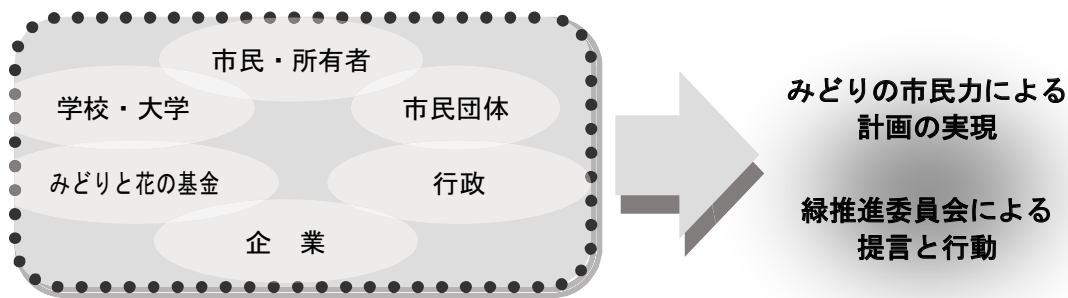
第3章

計画の実現に向けて

1 . 計画の推進を支える主体の役割の強化

緑づくりを総合的・計画的に推進し実現していくためには、公園緑地の整備や樹林地の保全などの施策のほかに、景観・都市計画・道路・河川・環境・防災などの関連施策と十分に連携を図り、市民・企業・行政など関係する主体すべてが一体となった協力体制のもとに本計画に記載されている事業を進めていく必要があります。

「都市の緑づくり」「11 のまちの緑づくり」「緑の担い手づくり」に係る基本方針や施策を踏まえ、各主体の役割の強化による体制づくりを目指します。



みどりの市民力に基づく各主体の協力体制

(1) これまでの取り組み

本市では、平成 10 年の緑の基本計画において、市民参加による計画の推進と見直しを実行する組織体制として、「(仮称)緑のまちづくり審議会」を新たに設置することを明記しています。これに基づき、平成 12 年7月に、公募の市民委員6名を含む「松戸市緑推進委員会」を設置しました。

緑推進委員会は、当初、市からの諮問事項の審議と行政への施策を提案する委員会でしたが、緑化や緑地保全に取り組んでいる市民活動団体の委員を加えたことを契機に、施策を審議するだけでなく、みずから提案した施策についてアクションプランまで作成し試行する委員会へと変わっていきました。さらに、樹林地保全施策や緑のパートナーシップ推進のための施策を検討する専門部会を自発的に設置し、議論と実践を重ね、「里やまボランティア入門講座」の企画・運営、松戸花壇づくりネットワーク支援、「緑と花のフェスティバル」への委員会としての出展による「みどりの市民憲章」の普及啓発など、多くの成果を上げてきました。

このことから、緑の基本計画を推進し、緑の将来像を実現していくためには、市民と行政の協働が必要であること、そして市民とともに緑のまちづくりを具現化する創意と熱意が重要であることが改めて確認されます。その中で市民と行政の中間的な存在である緑推進委員会が果たしてきた役割は極めて大きいものでありました。

また、「みどりの行動計画推進会議」は緑推進委員会や市民で構成され、松戸みどりの市民憲章のアクション・プランを推進していく運営組織として、平成 16 年に発足しました。これまでに、木や花の名札づけ、みどりのマップづくり、「緑と花のフェスティバル」での松戸みどりの市民憲章ステージ発表などを、市民とともに実施し、松戸みどりの市民憲章に謳われている「みどりと暮らす豊かさ」を大切に想う心を育てることに努めてきました。



「第四期緑推進委員会」の風景



「緑と花のフェスティバル 2005」のステージ発表



「木や花に名札をつけよう」の様子

(2) 主体の役割の強化

緑づくりのこれまでの取り組みを踏まえ、今後さらに総合的・計画的に推進し実現していくために、以下に掲げるそれぞれの主体の役割と相互の連携の強化による体制づくりを目指します。

1) 市民の取り組み

市民は緑のまちづくりの中心的役割を担うことから、緑に対する意識をより高め、様々な場面において積極的に参加していくことが求められます。特に樹林地や農地の土地所有者は、緑の果たす役割を認識し、緑の保全や開放を推進する施策に協力していくことが求められます。

これからも市民と行政が信頼関係に基づき、協働社会における「松戸の緑づくり」を進めていきます。

2) ボランティアやNPOなどの団体の取り組み

ボランティアやNPOなどの団体は、これまでの松戸市の緑づくりに大きな役割を果たしてきました。団体は主体性をもって活動し、緑づくりを積極的に推進することが期待されます。

さらに、独自の知識・経験をもったボランティアやNPOなどの団体とともに積極的な人材育成を図り、緑に対する「関心層」を増やし、「理解層」「行動層」の協力を得て、計画を実現させていきます。

3) 企業の取り組み

企業は、地域の一員として、事業所の緑などの保全や創出を図るとともに、企業が有している樹林地の公開や市民・団体の活動の支援のほか、開発などの事業において緑の保全や緑化の推進に積極的に貢献していくことが求められます。

また、企業のもつ優れたノウハウや人材、資金を導入する仕組みを構築していきます。

4) 大学や学校の取り組み

大学や学校は、緑の保全や創出、意識啓発について地域との結びつきを強めるとともに、市民や団体の活動の支援や協力、行政へのアドバイスなどの役割が求められます。

5) (財) 松戸みどりと花の基金の取り組み

市民・団体・企業などの協力体制を確立し、緑化の推進や緑の担い手づくりなどの施策を実施していくために、中間支援組織である「松戸みどりと花の基金」の役割は重要です。

今後は、基金の拡充と強化を図るとともに、様々な緑づくりのための活動を支援していきます。

6) 行政の取り組み

緑づくりを総合的・計画的に推進し実現していくために、引き続き、公園緑地の整備や樹林地の保全などの施策を担うセクションを中心として、景観・都市計画・道路・河川・環境・防災などの関連施策と十分連携を図るとともに、教育機関とも連携を深め、前述の各主体を結ぶ役割の強化に努めていきます。

また、近隣市と連携して施策の発展と広域性を高めていきます。

7) 緑推進委員会の取り組み

緑推進委員会は、これまでの成果を踏まえながら、より多様な主体がみどりの市民力を担い、より広範な連携の仕組みづくりへと広がっていくような体制を強化していくことが求められます。

そのために、本計画の推進にあたり、特に重点的な施策における実現するための主体、方法、プロセス・仕組みやそれを保証する制度を含めた推進体制を確立するとともに、推進モデルを提示していくこととします。

あわせて、本委員会がこれまでに進めてきた手法として、先導的なプロジェクトの試行、委員会と行政に加え、委員会外部の市民団体等との連携と協働、担い手の発掘と育成を含めた継続的な取り組みの展開を基本とした委員会活動を継続していくものとします。

2．計画の推進を支える仕組みなどの充実

計画の推進を支えるためには、これまでの取り組みをさらに強化するとともに、計画の進行を把握し管理することが重要となります。

このために、以下に掲げる仕組みなどの充実を図ります。

(1) 試行的な取り組みの評価・継続

本計画を推進していくためには、新たな施策を試行し、評価し、継続性のある事業へ発展させていくことが重要となります。このプロセスの中では、市民の参加についての有効なプログラムの立案などによって、より大きな効果が期待できます。

これまででは、この役割は行政と緑推進委員会が担ってきましたが、今後は新たな主体がかかわっていくための仕組みが必要となっています。

(2) みどりの市民力ネットワークづくり

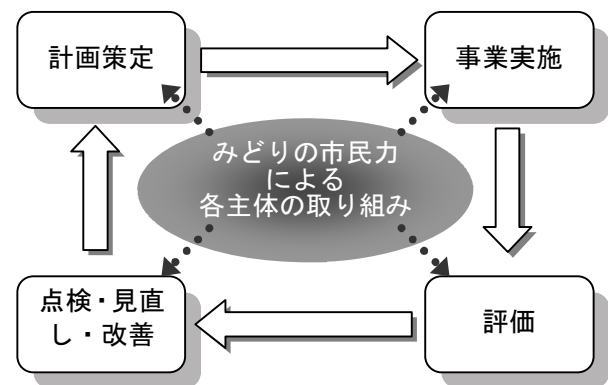
市内でこれまで進められてきた様々な取り組みや活動の集積を有効に活用し、また集積させていくように、広報やホームページなどを活用し、情報の発信と共有化を積極的に行いながら、各主体との多面的連携を図るためのネットワークづくりを進めます。

また、近隣市との連携によるシンポジウムや交流など、緑にかかわる広域連携を推進していくとともに、県や国への働きかけや市民の交流などを進めます。

(3) 緑施策の管理・評価と見直し

計画の推進に当たっては、計画、実行、評価、見直しの各段階において、みどりの市民力の各主体が一体となって行います。

この評価・見直しに当たっては、緑推進委員会への諮問を積極的に行い、計画の進捗状況の把握、市民との緑に対する意見調整を行うほか、市内の緑の状況を把握するため、調査などを実施していきます。



(4) 計画推進のための財源の確保と制度の活用

近年の社会情勢の変化により、行財政運営のための自主財源は減少傾向にあり、各事業の実施において財源の確保はますます厳しいものがあります。

本計画の実現にともなう各種事業の推進については、適切かつ確実に実施していくため、効率的・効果的な事業推進を図るために、国・県の補助制度の活用や財源の確保に努めるほか、PFI手法などの民間資金を導入する仕組みづくりなどに努めます。

また、本計画の実現には、従来から採用してきた各種制度を継承していくほか、緑の保全・創出に係わる新たな制度を積極的に検討し、各施策を実施していくために国および県などの関係機関へ協力を要請し、単独的なものから複合的な事業制度を導入し、目的に応じた制度を活用していきます。

松戸の木・花・鳥について

人と生き物が共生できる街を目指して、市の木4種類、市の花3種類、市の鳥3種類が制定されています。

●市の木



しい（里の木）



ユーカリ（国際交流の木）



さくら（街の木）



なし（郷土の木）

●市の花



つつじ（街の花）



あじさい（庭の花）



のぎく（里の花）

●市の鳥



ふくろう（森の鳥）



つばめ（街の鳥）



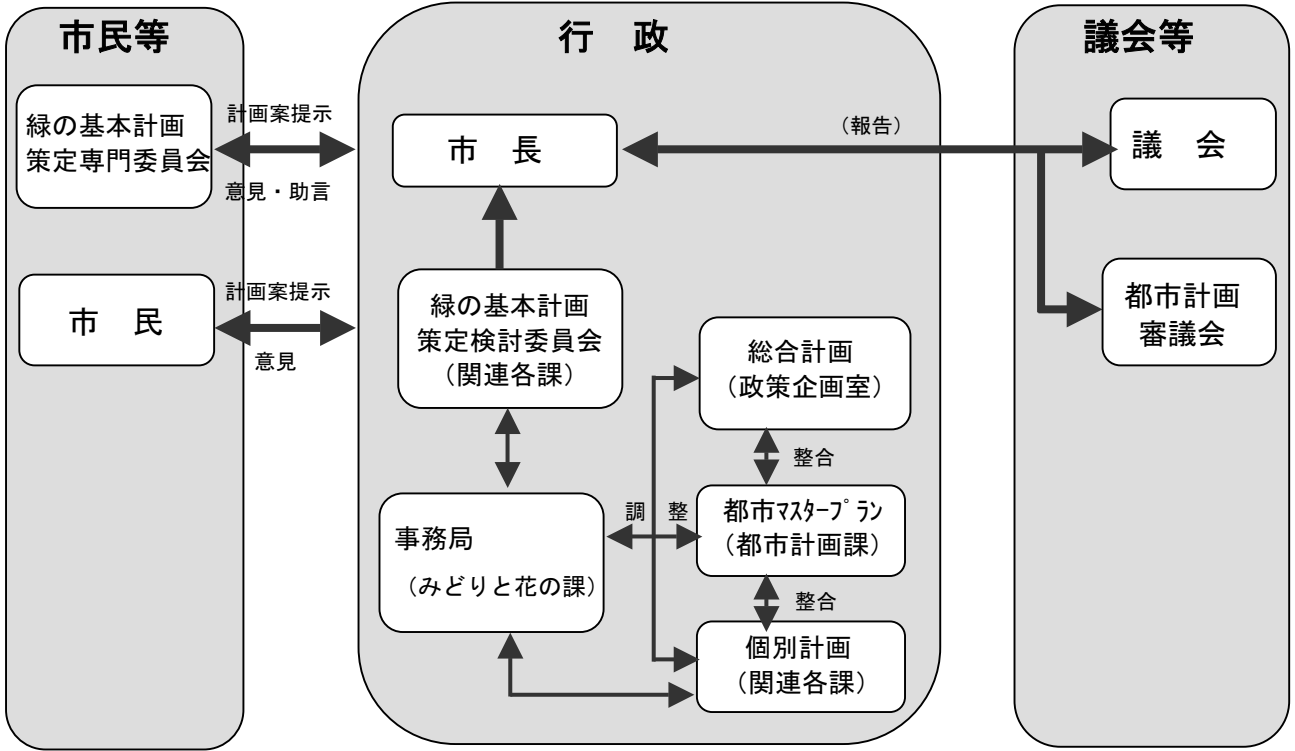
しらすぎ（水辺の鳥）

資料編

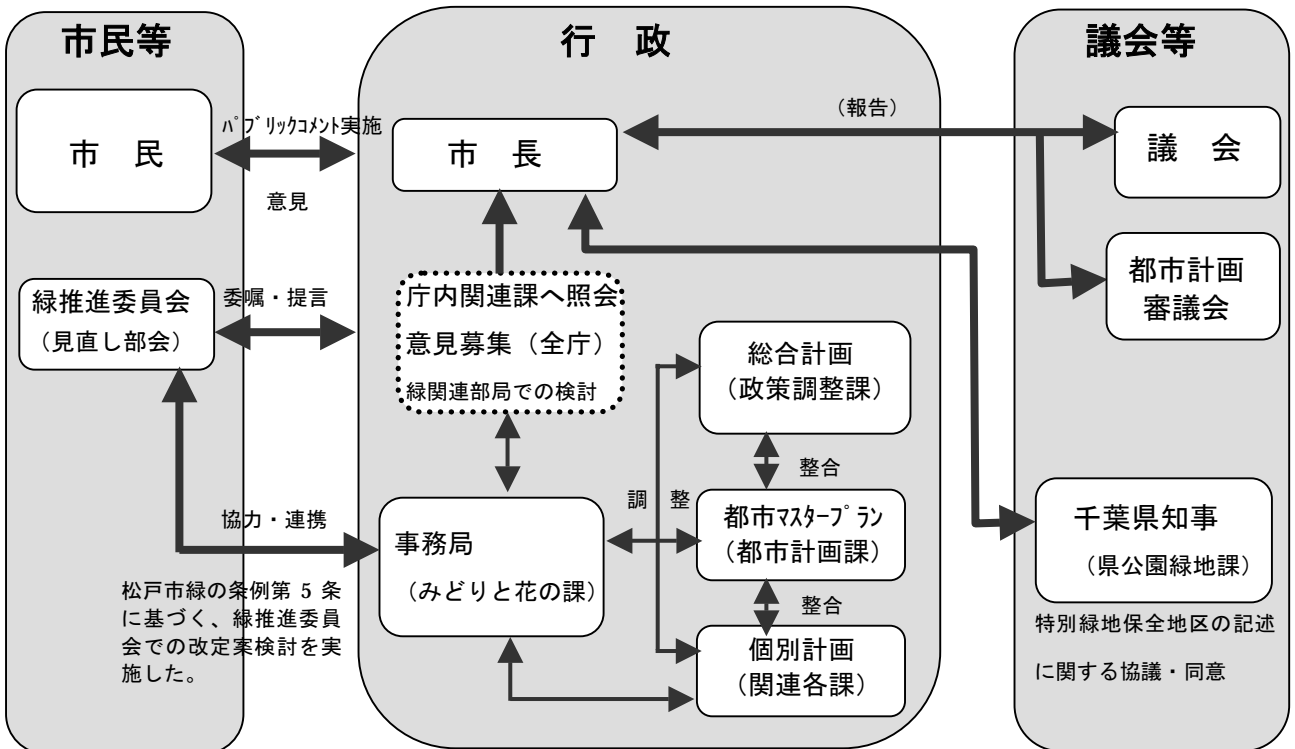
- 計画策定の体制
- 緑推進委員会の取り組みと基本計画の改定
- 計画策定専門委員会の構成
- 松戸市緑推進委員会の構成
- 都市公園や緑地などの種別
- 松戸市公園緑地年表

■ 計画策定の体制

平成 10 年度の当初策定時の体制



平成 20 年度の改定時の体制



■緑推進委員会の取り組みと基本計画の改定

平成 7年度	緑の現況調査の実施(航空写真判読による緑被状況の把握)
平成 10年度	松戸市緑の基本計画の決定・公表
平成 12年度	『松戸市緑を守る条例』を改正し、『松戸市緑の条例』に改める 『松戸市緑を守る条例』に基づく緑推進委員会を設置 第1期緑推進委員会委嘱(平成 12年7月～平成 14年6月任期)
平成 14年度	第1期緑推進委員会より『緑の松戸づくりに関する提言』提出 第2期緑推進委員会委嘱(平成 14年7月～平成 16年6月任期) 『松戸市の「市の木」「市の花」「市の鳥」を定める条例』を制定
平成 15年度	緑推進委員会を中心とした「里やまボランティア入門講座」の試行 「花壇づくり団体交流会」の実施
平成 16年度	第2期緑推進委員会より『みどりの松戸づくりに向けて』活動報告と提言提出 第3期緑推進委員会委嘱(平成 16年7月～平成 18年6月任期) 『松戸みどりの市民憲章』制定 都市緑地法の改正に伴い、『松戸市緑の条例』を一部改正
平成 17年度	基本計画改定に向け、緑の現況調査の実施(航空写真デジタル解析による緑被状況の把握) 『根木内歴史公園プロジェクト』発足、その後『根木内歴史公園サポーター・根っ子の会』に発展 みどりの行動計画『木や花に名札をつけよう』の立案と推進
平成 18年度	第3期緑推進委員会より『第3期委員会の活動報告と提言』提出 第4期緑推進委員会委嘱(平成 18年7月～平成 20年6月任期) 第4期緑推進委員会の主務として緑の基本計画改定に関わる検討を実施 みどりの行動計画『みどりのマップづくり』の立案と推進
平成 19年度	『松戸花壇づくりネットワーク』による東松戸ゆいの花公園ボランティア活動の実施 『緑の基本計画見直し部会』による見直し事項の提言に向けた検討(全7回開催) 『東葛里やまシンポジウム』の開催 市から『緑の基本計画改定素案』策定の報告と第4期緑推進委員会による承認
平成 20年度	第4期緑推進委員会より『第4期委員会の活動報告と提言』提出 第5期緑推進委員会委嘱(平成20年7月～平成22年6月任期) 『松戸市基本計画改定版(案)』によるパブリックコメントの実施 『松戸市基本計画改定版』公表予定

■計画策定専門委員会の構成(当初計画策定時(平成10年))

専門委員(4名)

役職	氏名	区分
会長	田代 順 孝	千葉大学大学院園芸学研究科教授
委員	田中 勝 利	自然保護関係者
委員	長江 曜 子	市 民
委員	賀来 佳 子	市 民

■松戸市緑推進委員会委員の構成（平成12年7月以降）

学識経験者		
役職名等	氏名	任期
千葉大学大学院園芸学研究科教授	田代 順 孝	第1期から第5期
千葉大学大学院園芸学研究科准教授	柳 井 重 人	第2期から第5期
山階鳥類研究所主任研究員	杉 森 文 夫	第1期から第3期
郷土史研究家	渡 辺 幸三郎	第1期から第2期
松戸史談会相談役	末 満 宗 治	第4期から第5期
山階鳥類研究所広報室長・研究員	平 岡 考	第4期から第5期
造 園 家(環境緑地)	賀 来 佳 子	第1期
新松戸郷土資料館館長	大 井 弘 好	第3期
関係団体の代表者		
役職名等	氏名	任期
松戸ふるさと森の会会長	吉 野 寅二郎	第1期から第5期
千葉県樹木医会	真 嶋 好 博	第2期から第5期
緑のネットワーク・まつど副代表	高 橋 盛 男	第3期から第5期
河南環境美化の会会長	高 橋 清	第3期から第5期
小金園芸品出荷協会役員	高 橋 昌 男	第3期から第4期
無農薬栽培研究会顧問	高 橋 巳一郎	第1期から第2期
松戸商工会議所工業部会代表	上 原 雅 二	第1期
江戸川フラワーボランティア団体代表	榎 本 孝 芳	第2期
松戸商工会議所商業部会代表	田 中 忠 行	第1期
松戸市市民農園連絡協議会	中 村 一 栄	第5期
松戸青年会議所	細 間 未佐緒	第2期
松戸市造園業協会	松 戸 栄	第1期
市 民 委 員		
役職名等	氏名	任期
市 民 委 員	川 上 和 子	第3期から第5期
市 民 委 員	鈴 木 正 明	第2期から第3期
市 民 委 員	三 嶋 秀 恒	第3期から第4期
市 民 委 員	山 下 正 徳	第4期から第5期
市 民 委 員	市 岡 慎 治	第1期
市 民 委 員	伊 藤 博	第1期
市 民 委 員	稲 葉 八 郎	第1期
市 民 委 員	管 博 嗣	第2期
市 民 委 員	桑 川 孝	第4期
市 民 委 員	渋 谷 孝 子	第2期
市 民 委 員	関 美 智 子	第1期
市 民 委 員	高 木 喜久雄	第3期
市 民 委 員	高 橋 千恵子	第1期
市 民 委 員	高 橋 盛 男	第2期
市 民 委 員	高 安 源 治	第2期
市 民 委 員	竹 林 清	第4期
市 民 委 員	田 島 由 子	第1期
市 民 委 員	中 嶋 敏 夫	第5期
市 民 委 員	流 尾 哲 也	第3期
市 民 委 員	野 坂 み よ	第5期
市 民 委 員	広 瀬 光 紀	第4期
市 民 委 員	武 笠 紀 子	第2期
市 民 委 員	森 滋 子	第3期
市 民 委 員	山 田 京 平	第5期
市 民 委 員	山 森 通 男	第5期

■都市公園や緑地などの種別

公園種別	内容	代表的な公園
街区公園	街区内（およそ半径 250 メートル）に住む人が利用できるよう配置された小規模な公園です。	相模台公園、二十世紀公園、南花島公園、古ヶ崎第 2 公園、あじさい公園、小金公園、八ヶ崎公園、ぺんぎん公園、しょうぶ公園、六実第 2 公園、もえぎの風公園
近隣公園	近隣（およそ半径 500 メートル）に住む人が利用できるよう配置された中規模の公園です。	松戸中央公園、小金原公園、栗ヶ沢公園、常盤平公園、柿ノ木台公園、新松戸中央公園、六実中央公園、金ヶ作自然公園、新松戸南公園、横須賀中央公園
地区公園	徒歩圏内に住む人が利用できるよう配置された大規模な公園です。	金ヶ作公園
総合公園	市民全体の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用を目的とした公園です。	21 世紀の森と広場
運動公園	陸上競技場、野球場等を配置した、主に運動に利用することを目的とした公園です。	松戸運動公園
特殊公園	動物園、植物園や、史跡を公開するなど特殊な利用を目的とした公園です。	東松戸ゆいの花公園（植物園） 戸定が丘歴史公園（歴史公園） 大谷口歴史公園（歴史公園）
都市緑地	都市の自然環境の保全・改善及び景観の向上を目的とした緑地です。	江戸川左岸河川敷緑地

緑地種別	内容
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	都市における良好な自然環境を将来に継承するため、都市計画に特別緑地保全地区として指定することにより、建築行為など、一定の行為を制限し、現状凍結的に保全する緑地です。
市民緑地 (都市緑地法)	良好な生活環境形成を図るため、地方公共団体などが土地または人工地盤などの所有者と契約を締結することにより、都市の貴重な緑とオープンスペースを確保し、住民の利用に供するものです。
保全樹林地地区 (松戸市緑の条例)	市民の生活に必要と認められる自然環境を保全するために市長が指定する地区で、指定期間は 3 年以上のものです。
特別保全樹林地地区 (松戸市緑の条例)	市長が潤いと安らぎのある都市環境を形成するために保全することが必要な樹林地の存する土地の区域を指定するもので、指定期間は 10 年以上のものです。
保護樹木 (松戸市緑の条例)	市民の生活に必要と認められる自然環境を保全するために市長が指定する樹木で、指定期間は 3 年以上のものです。
景観重要樹木 (景観法)	景観法に基づき、景観計画区域内の景観上重要な樹木について、市長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、維持・保全・継承するものです。

■松戸市公園緑地年表

年	月	日	事	項
59	11	24	都市計画法適用 面積約 5,184ha	
17	5	8	都市計画決定 (用途地域及び道路)	
18	4	1	松戸市制施行	
30	12	26	都市計画公園決定	
31	3	26	都市計画公園第 1 号完成 (相模台公園)	
31	4	20	都市公園法制定 (法律第 79 号)	
32	6	1	自然公園法制定 (法律第 161 号)	
34	10	1	松戸市都市公園条例制定 (条例第 20 号)	
37	8	9	常盤平団地内 15 公園、旧住宅公団より移管	
41	11	30	松戸中央公園にテニスコート完成	
42	6	20	松戸中央公園にプール完成	
42	11		江戸川左岸河川敷緑地着工	
44	6		松戸運動公園着工	
45	4		花いっぱい運動始まる	
45	6	27	スズムシ配布始まる	
46	1	21	市の木、市の花指定 (市の木ユーカリ、市の花ツツジ)	
46	3	27	ユーカリ配布始まる	
46	5	20	ユーカリ交通公園開園	
46	6	11	小金原団地内 14 公園、旧住宅公団より移管	
46	6	30	松戸運動公園にプール完成	
46	7	31	松戸運動公園に武道館完成	
46	11	30	栗ヶ沢公園にテニスコート完成	
47	4	1	公園清掃町会委託始まる	
47	6	30	第 1 次都市公園等 5 カ年計画	
47	7	1	松戸市緑を守る条例制定 (条例第 39 号)	
47	7	1	保護地区及び保護樹木指定始まる	
47	8	20	松戸運動公園に野球場完成	
48	9	1	学校への巣箱作成委託始まる	
48	9	15	小金原公園に野鳥誘致園完成	
48	10		第 28 回国民体育大会庭球会場 (栗ヶ沢公園・金ヶ作公園)	
49	1	1	まちづくり指導要綱が実施される	
49	3		公共用地緑化推進事業始まる	
49	4	30	ユーカリ交通公園に D-51 広場完成	
49	6		金ヶ作育苗圃開設	
49	7	2	松戸運動公園に体育館完成	
51	8	31	第二次都市公園等整備 5 ケ年計画	
51	9	30	松戸運動公園に陸上競技場完成	
52	4	1	常盤平公園完成	
52	5	1	新松戸地区の土地区画整理により公園 11 ヶ所移管	
53	3	31	金ヶ作自然公園完成	
53	3	31	六実中央公園完成	
53	9	1	緑化推進モデル地区協定始まる	
55	1	1	新松戸南公園完成	
56	1	20	21 世紀の森と広場都市計画決定	
56	11	27	第三次都市公園等整備 5 ケ年計画	
61	11	28	第四次都市公園等整備 5 ケ年計画	
62	8	10	建設省「道の日」制定記念事業・「日本の道 100 選」に「常盤平さくら通り」が顕彰される	
62	11	20	戸定が丘歴史公園都市計画決定	
63	3		21 世紀の森と広場 (光と風の広場) 完成	
63	3		白井聖地公園の第 1 回公募開始	
63	9		公園便所の水洗化始まる	

年	月	日	事 項
H1	3		21世紀の森と広場（つどいの広場）完成
1	4	29	第1回緑と花のフェスティバル始まる
1	9		親しみのある並木道整備始まる
2	3	27	(財)まつど街と水辺の緑化基金設立
2	3		まこも池緑地完成
3	3		21世紀の森と広場（樹林観察区・みどりの里・野草園）完成
3	3		都市緑化推進計画策定
3	9		緑のリサイクル始まる
3	11	3	戸定が丘歴史公園開園
3	4	26	生産緑地法の改正（法律第39号）
4	11	24	新生産緑地法に基づく生産緑地地区の都市計画変更（671地区、約169,31ha）
5	4	29	21世紀の森と広場開園（約40,14ha）
5	6	30	都市公園法施行令改正（児童公園が街区公園に。都市林、広場公園）
6	6	24	都市緑地保全法改正（法律第40号）緑の基本計画位置づけられる
6	7	28	緑の政策大綱決定
6	10	9	21世紀の森と広場（自然生態園）供用開始（44,76ha）
6	11	30	読売新聞創刊120周年企画「新・日本街路樹百景」に「常盤平けやき通り」が選ばれる
6	12	9	柿ノ木台公園を近隣公園として計画変更
7	3	24	21世紀の森と広場の自然観察舎が平成6年度千葉県優良施策実施市町村表彰
7	4	19	都市緑地保全法改正。市民緑地、緑地管理機構、緑地協定創設。
7	5		21世紀の森と広場が日本都市計画学会賞を受賞する
8	3		白井聖地公園の建設事業完了
9	4	6	大谷口歴史公園開園
10	12	17	松戸市緑の基本計画が決定される
11	4	1	まちづくり指導要綱改定
11	10	11	柿ノ木台公園を近隣公園として供用開始
12	7	1	「松戸市緑を守る条例」を改正し、「松戸市緑の条例」に改める
12	7	1	「松戸市緑の条例」に基づく緑推進委員会を設置
12	7	1	特別保全樹林地区制度の創設
13	2	1	市民農園設置推進要綱の創設
13	3	30	21世紀の森と広場（木もれ陽の森）供用開始（約49,96ha）
13	12	20	松戸市における宅地開発事業等に関する条例（条例第35号）制定
14	4	1	松戸市の市の木、市の花、市の鳥を定める条例を制定
14	5	12	ふるさと森の会設立（市内山林所有者の会）
15	3	10	ちば・ふれあいのみどり100選に江戸川沿いの斜面林(市川市境～千葉大)と21世紀の森と広場が選定される
16	6	18	都市緑地保全法が都市緑地法として生まれ変わり、都市公園法と併せて一部改正（法第109号、法第111号）
16	6	30	「関東の富士見100景」に戸定が丘歴史公園が選定される
16	10	1	「松戸みどりの市民憲章」制定
16	12	24	都市公園法及び都市緑地法の改正に伴い、松戸市都市公園条例及び松戸市緑の条例を一部改正
17	4	1	財団法人「まつど街と水辺の緑化基金」が「松戸みどりと花の基金」に名称を変更
17	9	29	(財)都市緑化基金の第25回緑の都市賞において、緑の都市づくり部門で「都市緑化基金会長賞」を松戸市が受賞
18	4	1	報償制度による「地域住民による公園等の管理作業（公園清掃）」が始まる
18	4	1	松戸市緑地保全基金条例の制定
18	4	22	根木内歴史公園開園
18	7	15	戸定が丘歴史公園内の旧徳川家松戸戸定邸が国の重要文化財（建造物）に指定される
19	2	16	「日本の歴史公園100選」に戸定が丘歴史公園が選定される
19	5	19	東松戸ゆいの花公園開園

松戸市緑の基本計画 改定版（案）
暮らしが自然と調和する緑のふるさと 松戸

●発行●
平成 20 年 月

●編集・発行●
松戸市都市整備本部 都市緑花担当部 みどりと花の課
〒271-8588 松戸市根本 387-5
TEL 047-366-7378 FAX 047-368-9595 E-mail mcmidori@city.matsudo.chiba.jp